第６次矢板市障がい者福祉計画・
第８期矢板市障がい福祉サービスプラン
（第８期矢板市障がい福祉計画・
第４期矢板市障がい児福祉計画）

（案）

令和●年●月

矢　板　市

はじめに

○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

令和９（2027）年●月

矢板市長

目　次

第１部　総論……3

第１章　計画策定にあたって……3

第２章　矢板市の障がい者を取り巻く環境……11

第２部　第６次矢板市障がい者福祉計画……57

第１章　計画の基本的な考え方……57

第２章　障がい者施策の展開……66

第３部　第８期矢板市障がい福祉サービスプラン……95

第１章　計画策定の視点……95

第２章　障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保……102

第３章　地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保……119

第４章　障がい児通所支援等の見込量と提供体制の確保……132

第４部　計画の推進……141

第１章　計画の推進体制……141

第２章　計画の進捗・管理……143

第1部　総　　論

□第１章　計画策定にあたって

□第２章　矢板市の障がい者を取り巻く環境

第１部　総論

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

（１）障がい者施策の動向

＜障がい者施策を取り巻く基本的な考え方＞

我が国の障がい者施策は、障害者基本法の理念のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して進められてきました。平成 26 年には障害者の権利に関する条約が発効され、障がいを個人の心身機能だけで捉えるのではなく、社会にある障壁との相互作用によって生じるものとする「社会モデル」の考え方が、施策全般において一層重視されています。

この考え方に基づき、障がいのある人を施策の対象としてのみ捉えるのではなく、自らの生活や支援について意思を表明し、地域社会の一員として参画する主体として尊重することが重要です。本人の自己決定を尊重し、必要に応じて意思決定を支援するとともに、障がい特性や生活状況に応じた切れ目のない支援を進めることが求められています。

＜国の障害者基本計画と共生社会の実現＞

国は、令和５年度から令和９年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第５次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加を支援する施策を総合的かつ計画的に推進しています。同計画では、条約の理念の尊重、共生社会の実現、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かな支援、アクセシビリティの向上などが重視されています。

本市においても、こうした国の方向性を踏まえ、地域生活、保健・医療、教育、就労、文化芸術・スポーツ、防災、情報アクセシビリティ、権利擁護などの分野を横断し、障がいのある人の暮らしを地域全体で支える取組を進めます。

＜障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮＞

障害者差別解消法は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、社会的障壁を取り除くための合理的配慮を求めています。令和６年４月からは、事業者による合理的配慮の提供が義務化され、行政機関だけでなく、地域の事業者や団体を含めた取組が必要となりました。

本市では、行政サービスにおける合理的配慮を着実に実施するとともに、市民、事業者、関係機関に対する周知・啓発を進め、相談事案を適切な支援につなぐ体制の充実を図ります。

＜情報アクセシビリティと意思疎通支援＞

令和４年５月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がいの種類や程度に応じて、必要な情報を円滑に取得・利用し、意思を表明できる環境づくりが求められています。また、令和７年６月には手話に関する施策の推進に関する法律が施行され、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境の整備を図ることが一層重要となっています。

本市においても、令和８年４月１日の「手話言語条例」施行を契機として、情報保障や意思疎通支援の充実に取り組んでまいります。広報・行政情報の分かりやすさをさらに高めるとともに、点字、音声、手話、要約筆記、やさしい日本語、手話リンクなどのデジタル技術等を活用し、誰もが必要な情報にアクセスできる環境づくりを推進します。

＜地域生活支援と重層的な支援体制＞

障がいのある人が希望する地域で安心して暮らし続けるためには、相談支援、住まい、日中活動、就労、医療、緊急時対応等を一体的に確保することが必要です。障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等の機能充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、入所施設や精神科病院からの地域移行・地域定着を進めることが求められています。

また、複雑化・複合化した課題に対応するため、障がい福祉の分野にとどまらず、高齢、子ども、生活困窮、保健・医療、教育、就労、住まい等の関係機関が連携し、相談を断らず受け止め、本人とともに支援を組み立てる重層的支援体制の充実を図ります。

＜障がい児と家族への切れ目のない支援＞

障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもについては、本人の最善の利益を第一に考え、母子保健、医療、保育、教育、障がい福祉等が連携し、乳幼児期から学齢期、成人期への移行まで切れ目なく支援する必要があります。児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備、保育所等訪問支援、医療的ケア児と家族への支援、強度行動障がいのある子どもへの支援、地域社会への包容（インクルージョン）の推進が重要となっています。

また、障がい児本人とその家族が、地域で安心して生活を継続できるよう、家族の心身の負担、生活上の困難、社会的孤立等を把握し、相談支援、情報提供、家族同士の交流、レスパイト等を組み合わせた支援を推進します。さらに、きょうだいやヤングケアラーを含め、家族全体の状況に配慮し、関係機関が連携してライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

＜就労・社会参加と担い手の確保＞

障がいのある人が、本人の希望や適性に応じて働き、地域の一員として活動することは、自立や生きがいの実現に重要です。一般就労への移行と定着、福祉的就労の充実、多様で柔軟な働き方への支援を進めるとともに、文化芸術、スポーツ、学習、地域活動等への参加機会を確保する必要があります。令和７年 10 月から開始された就労選択支援を含め、本人がより適切に就労先や働き方を選択できる支援体制の整備が求められます。

一方、障がい福祉サービスを安定的に提供するためには、専門人材の確保・育成、職場環境の改善、関係機関の協働、ICT の活用等による業務の質と効率の向上も重要な課題です。

（２）矢板市における計画策定

本市では、現行の「第５次矢板市障がい者福祉計画」の計画期間が令和８年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題、障がい福祉サービス等の利用実績、市民・当事者・家族・事業者等の意見、国及び栃木県の動向を踏まえ、次期計画を策定します。

次期計画では、障がいのある人の尊厳と自己決定を尊重し、必要な支援を受けながら住み慣れた地域で自分らしく暮らせること、障がいの有無にかかわらず誰もが地域社会に参加できることを基本に、分野横断的な施策と障がい福祉サービス等の提供体制を総合的に示す、「第６次矢板市障がい者福祉計画・第８期矢板市障がい福祉サービスプラン（第８期矢板市障がい福祉計画・第４期矢板市障がい児福祉計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2　計画の位置づけ

（１）法令等の根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第３項で定める「市町村障害者計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条第１項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第１項で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら３計画を一体的に策定するものです。

「障害者計画」は、本市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な理念や施策の方向性を定める計画として位置づけられます。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置づけられます。

<table>
<tr><th>計画名</th><th>根拠法令</th><th>計画の性格</th><th>計画の内容</th></tr>
<tr><td>障害者計画
【矢板市障がい者福祉計画】</td><td>障害者基本法
第 11 条第３項</td><td>障がい者福祉施策全般の基本的指針を定める計画</td><td>保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画
【矢板市障がい福祉計画】</td><td>障害者総合支援法
第 88 条第１項</td><td rowspan="2">障がい者（児）施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画</td><td>障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの</td></tr>
<tr><td>障害児福祉計画
【矢板市障がい児福祉計画】</td><td>児童福祉法
第 33 条の 20 第１項</td><td>障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの</td></tr>
</table>

（２）計画の位置づけ

国の「障害者基本計画」や県の「とちぎ障害者プラン２１（2024～2028）栃木県障害福祉計画」に基づくとともに、「矢板市総合戦略（計画期間：2026 年度～2035 年度）」、「第３期矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他の本市の関連計画との整合性を図ります。

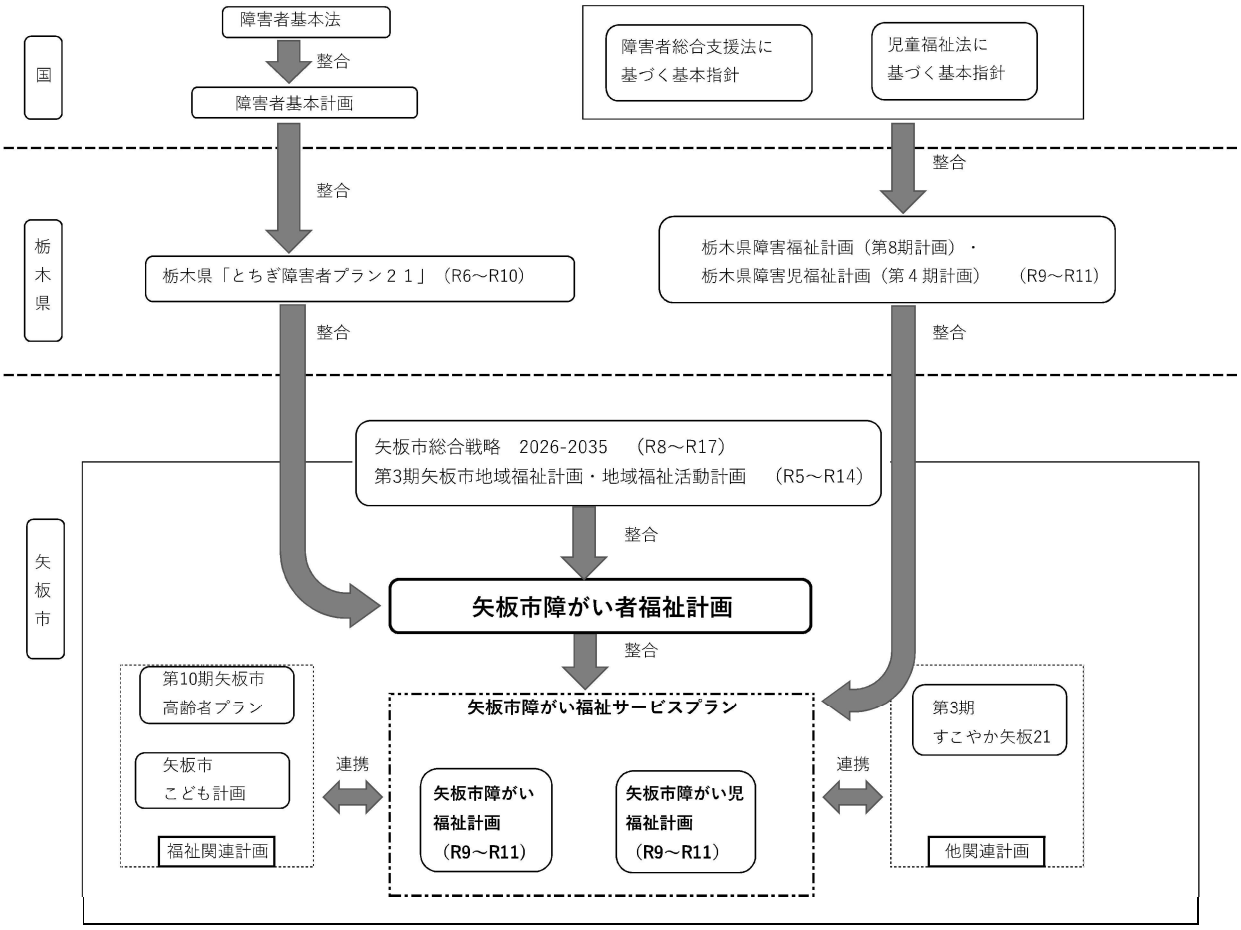

（３）計画の期間

第６次矢板市障がい者福祉計画の計画期間は、令和９年度を初年度とし、令和 14 年度を目標年度とする６年間とします。

また、第８期矢板市障がい福祉計画・第４期矢板市障がい児福祉計画の計画期間は、令和９年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とする３年間とします。

なお、今後の社会情勢や障がい児者を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画期間中における内容の見直しも検討します。

≪計画の期間≫

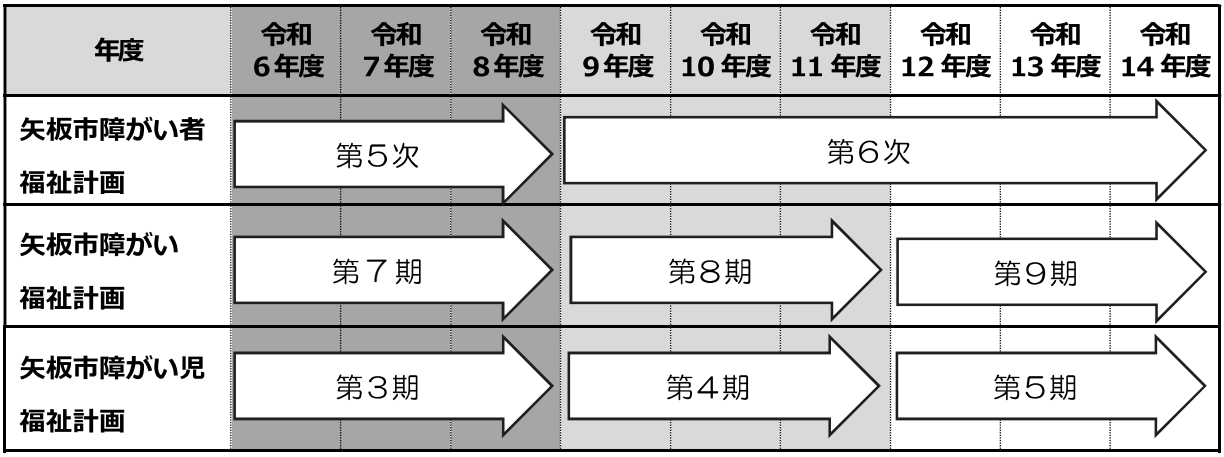

（４）本計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第２条、障害者総合支援法第４条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患等医療給付対象者）、高次脳機能障がい、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）などの疾病や障がいのある方です。

また、障がいのない市民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援等の促進を図る対象となることから、計画の対象は全市民とします。

3　計画策定の体制等

（1）計画策定委員会等の設置

■矢板市地域自立支援協議会

計画の策定に当たり、保健・医療・福祉関係機関、教育・雇用・事業者機関、障がい者関係団体、地域住民代表者、指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、人権擁護委員により構成する矢板市地域自立支援協議会を計画策定委員会と位置づけ、事務局（社会福祉課）が計画策定等部会の検討を経て作成した計画案についてご審議いただき、最終的な計画内容を決定しました。

■矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会

計画策定に当たり、矢板市地域自立支援協議会のもと、保健・医療・福祉関係機関、教育・雇用・事業者関係機関、障がい者関係団体、指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者で構成する矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会を設置し、計画案を検討しました。

（２）アンケート調査結果の活用

障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握などを目的にアンケート調査を実施し、調査結果の計画内容への反映を図りました。

また、障がい者のみならず、障がいのない市民の意識を把握するため、障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者以外の市民を対象にした調査も併せて実施しました。

■調査の概要

区分	調査対象	調査方法	調査期間
①障がい者調査	令和７年 10 月１日現在、矢板市内に在住し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方。難病（特定疾患等）の認定を受けている方。	郵送による配布・回収（一部Ｗｅｂアンケートによる調査）	令和７年11月28日（金）から令和７年12月31日（水）まで
②障がい児調査	令和７年 10 月１日現在、矢板市内に在住し、障害者手帳を所持されているお子さん。難病（特定疾患等）の認定を受けているお子さん。障がい児のサービスを利用しているお子さん。	Ｗｅｂアンケートによる調査	令和７年11月28日（金）から令和７年12月31日（水）まで
③一般市民調査	矢板市内に在住し、上記の障害者手帳を所持していない方かつ障がい福祉サービスを利用していない方。	Ｗｅｂアンケートによる調査	令和７年11月28日（金）から令和７年12月31日（水）まで

（３）パブリックコメントの実施

令和８年 11 月 27 日から１２月 28 日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する市民からの意見を広く募り、計画内容への反映を図りました。

第２章　矢板市の障がい者を取り巻く環境

１　人口と世帯の状況

（１）総人口及び年齢３区分別人口

本市の総人口は、緩やかな減少傾向にあり、令和４年から令和８年の５年間で、1,683 人の減となっています。また、「高齢者人口」が増えているのに対し「年少人口」「生産年齢人口」は減少しており、少子化・高齢化が進んでいます。

■総人口及び年齢３区分人口の状況　　**単位：人**

区分	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
年少人口 （0～14 歳）	3,166	3,009	2,880	2,738	2,617
生産年齢人口 （15～64 歳）	17,559	17,264	16,908	16,542	16,249
高齢者人口 （65 歳以上）	10,463	10,531	10,624	10,596	10,639
総人口	31,188	30,804	30,412	29,876	29,505

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）世帯数

世帯数は増加傾向にありますが、１世帯当たりの人員数については減少が続いています。

■世帯数と１世帯当たり人員数の推移　　**単位：世帯・人**

区分	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
世帯数	13,231	13,317	13,383	13,334	13,352
１世帯当たり人員数	2.35	2.31	2.27	2.24	2.21

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

2　障がい者の状況

（１）障がい者数の推移

障害者手帳所持者を基準として本市の障がい者数の推移をみると、身体障がい者の数は減少しています。知的障がい者は横ばいで、精神障がい者は増加傾向で推移しています。

■障がい者の推移（障がい区分別）　　**単位：人**

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
身体障がい者	1,349	1,346	1,345	1,266	1,116
知的障がい者	311	323	334	303	314
精神障がい者	279	293	319	332	350

資料：矢板市 社会福祉課

（２）身体障がい者の状況

① 障がい種別の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和８年３月31日現在、1,116人となっています。障がい種別の内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい・免疫障がいとなっています。

■身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別）　　**単位：人**

種別	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
視覚障がい	70	67	68	69	68
聴覚・平衡機能障がい	142	146	138	125	114
音声・言語・そしゃく機能障がい	12	12	12	11	11
肢体不自由	668	657	639	570	526
内部障がい・免疫障がい	402	406	425	439	397
複合障がい	55	58	63	52	※

※令和７年11月に新システム移行により、抽出方法変更　　資料：矢板市 社会福祉課

② 等級と障がい種別

等級別にみると、１級が最も多くなっています。

等級と障がい種別の関係をみると、内部障がい・免疫障がいについては、１級の割合が７割以上となっています。

■障がい等級と障がい種別の状況 **単位：人**

種別	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
視覚障がい	28	24	2	7	5	2	68
聴覚・平衡機能障がい	0	33	10	54	0	17	114
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	9	2	0	0	11
肢体不自由	63	84	116	145	68	50	526
内部障がい・免疫障がい	271	11	28	67	20	0	397
計	362	152	165	275	93	69	1,116

資料：矢板市 社会福祉課

③ 年齢と障がい等級

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、65 歳以上が 779 人で最も多く、全体の６割以上となっています。

■身体障害者手帳所持者の年齢の状況 **単位：人**

等級	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	計
１級	3	114	245	362
２級	6	51	95	152
３級	4	50	111	165
４級	2	57	216	275
５級	0	24	69	93
６級	0	26	43	69
合　計	15	322	779	1,116

資料：矢板市 社会福祉課

（３）知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は横ばいとなっており、Ａ（最重度・重度）の所持者が全体の７割以上となっています。

■療育手帳所持者数の推移 **単位：人**

区分	年齢	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
Ａ（最重度・重度）	18 歳未満	108	113	116	99	103
	18 歳以上	135	136	144	129	137
	計	243	249	260	228	240
Ｂ（中度・軽度）	18 歳未満	26	27	25	23	21
	18 歳以上	42	47	49	52	53
	計	68	74	74	75	74
合　計		311	323	334	303	314

資料：矢板市 社会福祉課

（４）精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で、いずれの年も「２級（中度）」が最も多くを占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 **単位：人**

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
１級（重度）	81	76	86	92	86
２級（中度）	147	158	172	178	196
３級（軽度）	51	59	61	62	68
合 計	279	293	319	332	350

資料：矢板市 社会福祉課

また、本市の精神障がいによる自立支援医療費受給者数は増加傾向にあり、手帳の非所持者も含まれるため、令和 ８ 年４月１日現在の受給者数は手帳所持者数を大きく上回る 520 人となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移（精神通院） **単位：人**

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
受給者数	444	474	487	507	520

資料：矢板市 社会福祉課

（５）難病患者等の状況

特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病の受給者証交付者総数は、増加傾向にあり、令和８年では 332 人となっています。

また、指定難病の対象疾病数は、令和８年４月１日から 348 疾病となっており、小児慢性特定疾病については、令和７年４月１日から 801 疾病となっています。

■特定医療費（指定難病）等の受給者証交付者数の推移　　単位：人

区分	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
指定難病	227	248	270	279	300
小児慢性特定疾病	36	36	34	35	32
受給者証交付者総数	263	284	304	314	332

資料：矢板健康福祉センター

（６）その他の障がい者の状況

「発達障害者支援法」において、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい※1、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率については、千人に対し、１人から２人程度と考えられていましたが、知的障がいを伴わない高機能自閉症※2 の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

※1【広汎性発達障がい】
自閉症、アスペルガー症候群のほか、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称。
※2【高機能自閉症】
対人関係を作ることが困難・言葉の発達の遅れ・興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないタイプの自閉症のこと。

本市においては、令和７年度に実施したアンケート調査結果によれば、発達障がいと診断されたことがある割合は 23.8%、高次脳機能障がいと診断されたことがある割合は2.5%となっています。

さらに、高次脳機能障がいについては、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、新しい出来事が覚えられないといった記憶障がいや人に指示してもらわないと何もできない遂行機能障がい等が生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気付きにくく、実態把握が困難な状況にあります。

国や県と同様、本市でも自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）、高次脳機能障がい等の障がいのある方の人数は正確には把握できておりませんが、障がいをお持ちの方が一定程度存在することが想定されます。

■発達障がいと診断されたことがあるか

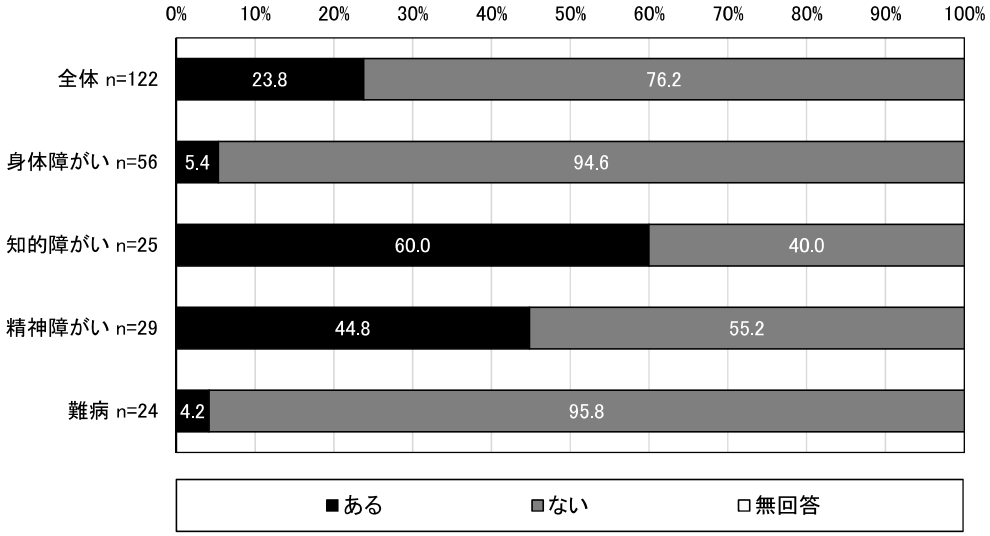

■高次脳機能障がいと診断されたことがあるか

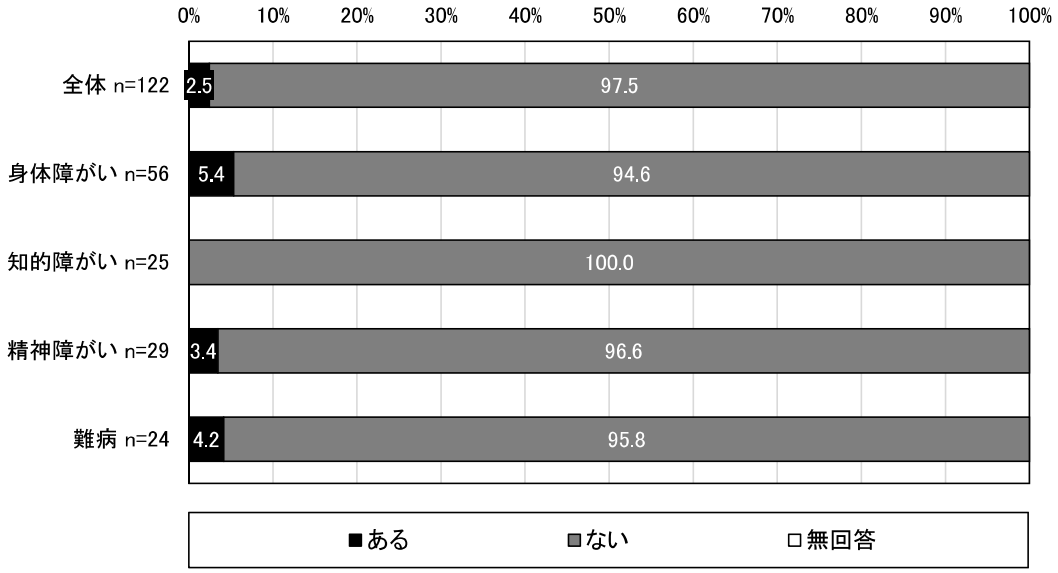

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

3 教育・保育の状況

（1）小学校

障がいのある小学生の在学状況をみると、令和８年において特別支援学校が 20 人、特別支援学級が 71 人となっており、５年前に比べて特別支援学級の在籍児童数が増加しています。

■障がい児在学状況（小学生） **単位：人**

	令和３年							令和８年（最新年度）						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	4年	5年	6年
特別支援学校	21	1	4	3	5	6	2	20	9	2	4	2	2	1
特別支援学級	59	13	9	11	6	11	9	71	7	9	17	14	10	14
知的	31	5	4	5	4	6	7	34	5	3	12	4	3	7
自閉・情緒	27	8	5	6	2	4	2	37	2	6	5	10	7	7
難聴	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	80	14	13	14	11	17	11	91	16	11	21	16	12	15

資料：矢板市教育委員会（各年５月１日現在）

（2）中学校

障がいのある中学生の在学状況をみると、令和８年において特別支援学校が 10 人、特別支援学級が 49 人となっており、５年前に比べて特別支援学級の在籍生徒数も増加しています。

■障がい児在学状況（中学生） **単位：人**

	令和３年				令和８年（最新年度）			
		1年	2年	3年		1年	2年	3年
特別支援学校	9	5	2	2	10	1	3	6
特別支援学級	37	13	12	12	49	18	18	13
知的	19	7	7	5	21	11	7	3
自閉・情緒	18	6	5	7	28	7	11	10
難聴	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	46	18	14	14	59	19	21	19

資料：矢板市教育委員会（各年５月１日現在）

４ 障がい者の就労・雇用の状況

（１）障がい者の就労状況

アンケート結果からみる就労状況

アンケート調査において就労状況については、就労している割合は、43.4%となっています。

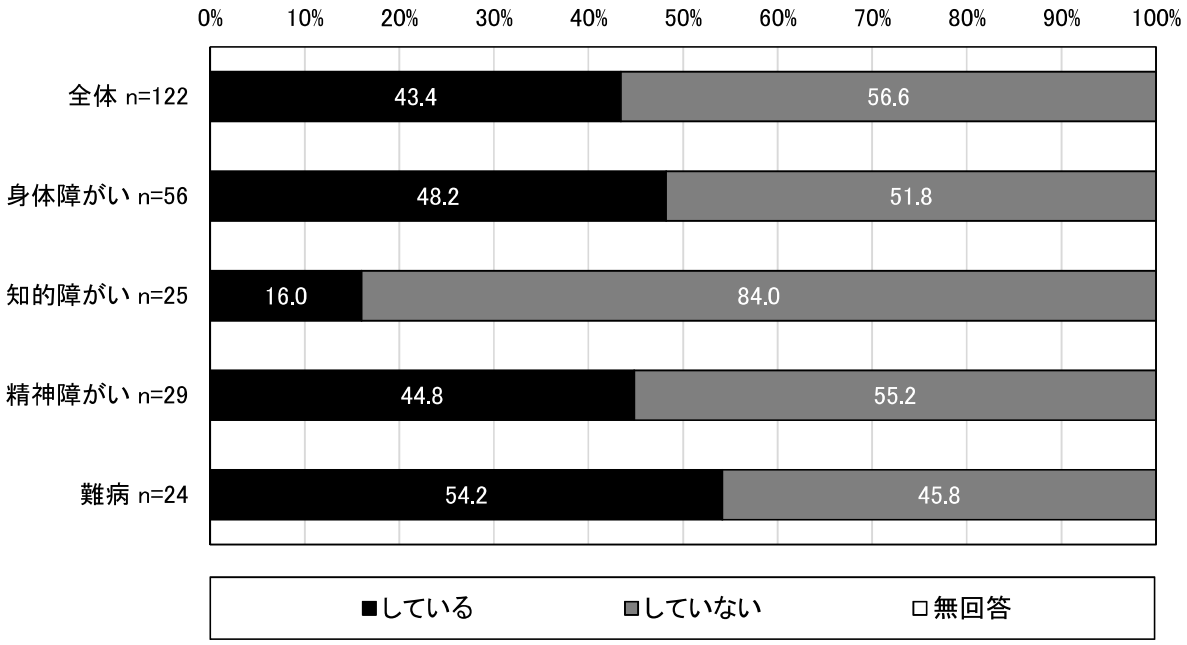

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

（２）障がい者の雇用状況

栃木県の民間企業における障がい者雇用の雇用状況をみると、雇用数は年々増加しており、令和７年における障がい者実雇用率は、2.50%と全国水準を上回っています。

■栃木県の民間企業における障がい者雇用状況

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
企業数	1,366 社	1,361 社	1,381 社	1,509 社	1,560 社
法定雇用算定基礎労働者数※1	230,023.5 人	232,041.5 人	232,200.5 人	237,526.5 人	245,758.5 人
障がい者雇用数※2※3	5,201.5 人	5,515.5 人	5,550.0 人	5,881.5 人	6,144.5 人
実雇用率					
栃木県	2.26%	2.38%	2.39%	2.48%	2.50%
全　国	2.20%	2.25%	2.33%	2.41%	2.41%
法定雇用率達成企業の割合					
栃木県	54.4%	56.8%	58.3%	54.0%	54.7%
全　国	47.0%	48.3%	50.1%	46.0%	46.0%

資料：厚生労働省栃木労働局（各年６月１日現在）

※１　法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。

※２　重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その１人の雇用をもって、２人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。

※３　重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）である場合は１人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は 0.5 人分としてカウントされる。

5 障がい者の福祉サービスの現状

（1）相談・情報提供

本市の障がい者及び家族等の相談窓口の中心は、相談支援事業所「矢板市障がい児者相談支援センター」です。相談支援専門員が、障がい福祉サービス利用の相談・助言・申請及び情報提供等を実施しています。

■障がい者及び家族等の相談数 **単位：件**

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
民生委員児童委員	7	10	10	10	31
相談支援事業所	931	760	795	1,091	991
地域包括支援センター	-	-	-	-	※24
合　計	938	770	805	1,191	1,046

※令和７年１０月から集計　　資料：矢板市 社会福祉課・幸齢課

（2）障がい児の通所サービス

近年、障がい児の通所サービス事業所が市内に増え、通所サービスの利用が急増しています。

■障がい児通所サービスの種類と利用件数 **単位：件**

サービス名	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
児童発達支援	242	283	383	357	522
放課後等デイサービス	852	1,088	1,323	1,625	1,755
保育所等訪問支援	6	7	10	21	12

資料：矢板市 社会福祉課

（３）移動支援サービス

障がい者福祉タクシー事業においては、障がい者・高齢者ともに利用が減っています。リフト付きワゴン車の貸出事業においては、年によりばらつきがあるが、増加傾向にあります。

■福祉タクシー事業の利用実績 **単位：枚**

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
障がい者利用枚数	6,515	6,978	6,532	5,661	5,335
高 齢 者利用枚数	14,996	15,088	15,416	15,053	14,373

資料：矢板市 社会福祉課

■リフト付きワゴン車貸出状況 **単位：回**

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
貸出回数	82	130	54	85	142

資料：矢板市 社会福祉課

6 アンケート調査結果のまとめ

1．障がい者アンケート

①将来の暮らし方について

将来、どのように生活したいと思うかを尋ねたところ、「今のまま生活したい」が 50.8%で最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が 26.2%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が 7.4%となっています。

障がい別にみると、全ての障がい者で「今のまま生活したい」が最も多く、特に、身体障がい者では 57.1%、難病認定者では58.3%となっています。

■将来、どのように生活したいと思うか（最も望むもの１つ）

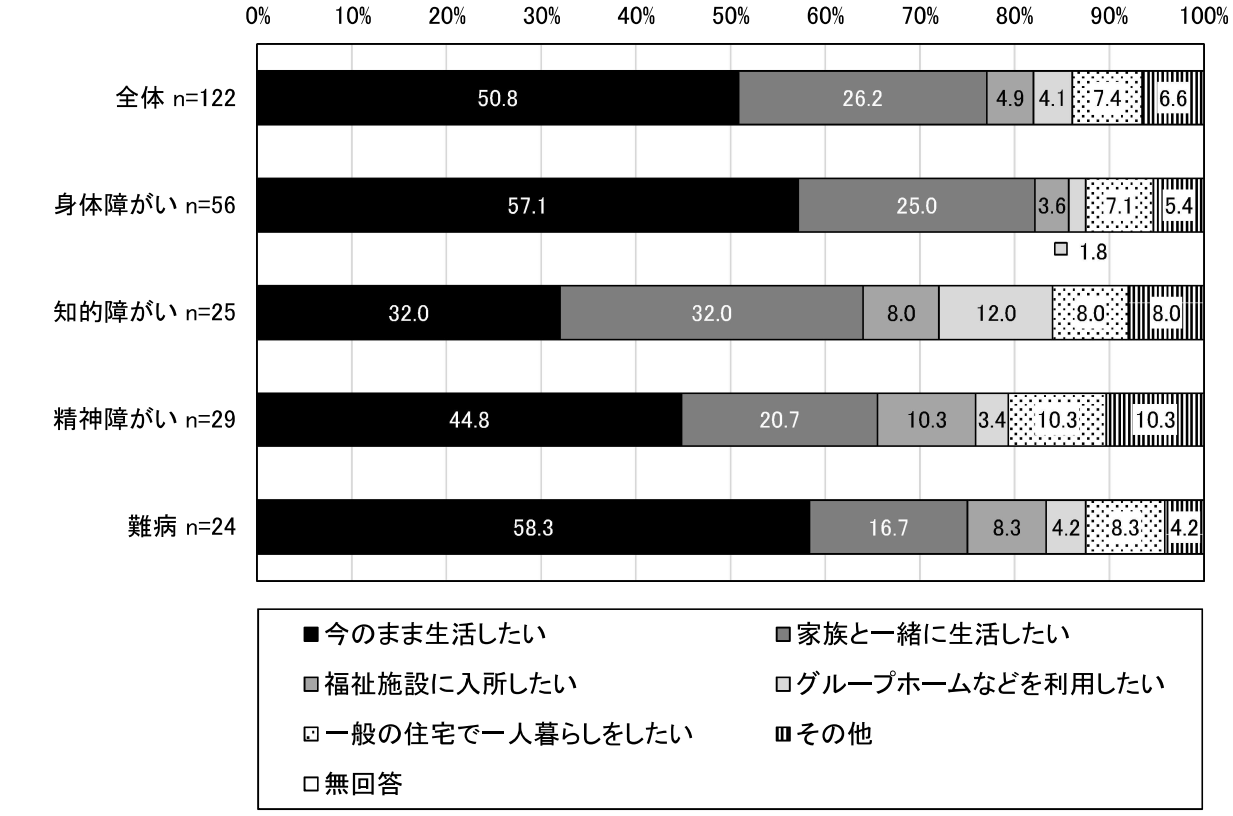

②日中の過ごし方ついて

平日の日中の過ごし方は、全体では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が 38.5%で最も多くなっています。

障がい別にみると、身体障がい者、難病認定者では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が最も多くなっています。が、知的障がい者では「特別支援学校（小中高等部）に通っている」が 40.0%で最も多く、精神障がい者では、「自宅で過ごしている」が 48.3%となっています。

■日中の過ごし方

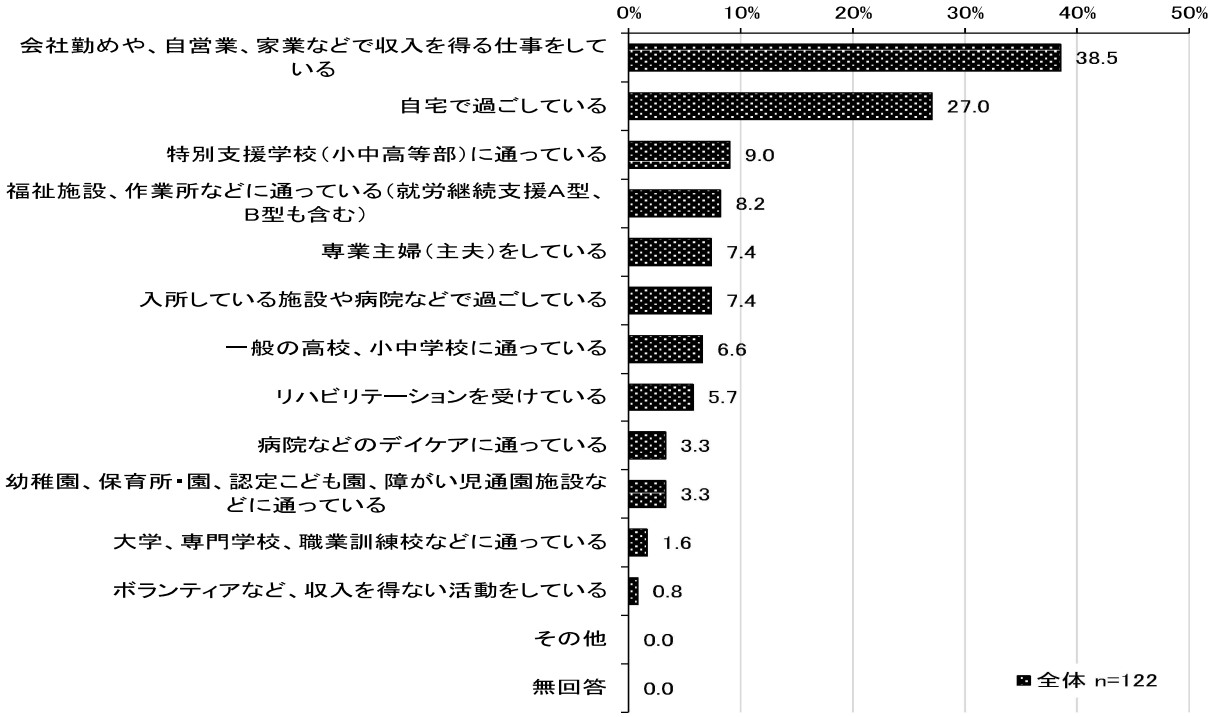

■障がい区分別（３障がい＋難病認定）

		会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	自宅で過ごしている	特別支援学校（小中高等部）に通っている	福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型、B型も含む）	専業主婦（主夫）をしている	入所している施設や病院などで過ごしている	一般の高校、小中学校に通っている	リハビリテーションを受けている
全体 n=122		38.5	27.0	9.0	8.2	7.4	7.4	6.6	5.7
障がい区分別	身体障がい n=56	46.4	28.6	1.8	3.6	12.5	14.3	3.6	12.5
	知的障がい n=25	4.0	8.0	40.0	24.0	0.0	4.0	8.0	0.0
	精神障がい n=29	34.5	48.3	0.0	13.8	6.9	3.4	0.0	0.0
	難病 n=24	54.2	16.7	8.3	0.0	4.2	8.3	12.5	0.0

		病院などのデイケアに通っている	幼稚園、保育所・園、認定こども園、障がい児通園施設などに通っている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	ボランティアなど、収入を得ない活動をしている	その他	無回答
全体 n=122		3.3	3.3	1.6	0.8	0.0	0.0
障がい区分別	身体障がい n=56	3.6	0.0	1.8	1.8	0.0	0.0
	知的障がい n=25	0.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	精神障がい n=29	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病 n=24	4.2	0.0	4.2	4.2	0.0	0.0

③地域で生活するために必要な支援について

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うかを尋ねたところ、「経済的な負担の軽減」が 76.2%で最も多く、次いで「緊急時の受け入れ対応」が 36.1%、「障がい者に対して専門的な対応ができる人材の養成・確保」が 35.2%となっています。

障がい別にみると、すべての障がい者で「経済的な負担の軽減」が最も多く挙げられています。

知的障がい者では「障がい者に適した住居の確保」「生活訓練などの充実」なども比較的多く挙げられています。

■地域で生活するために必要な支援（複数回答）

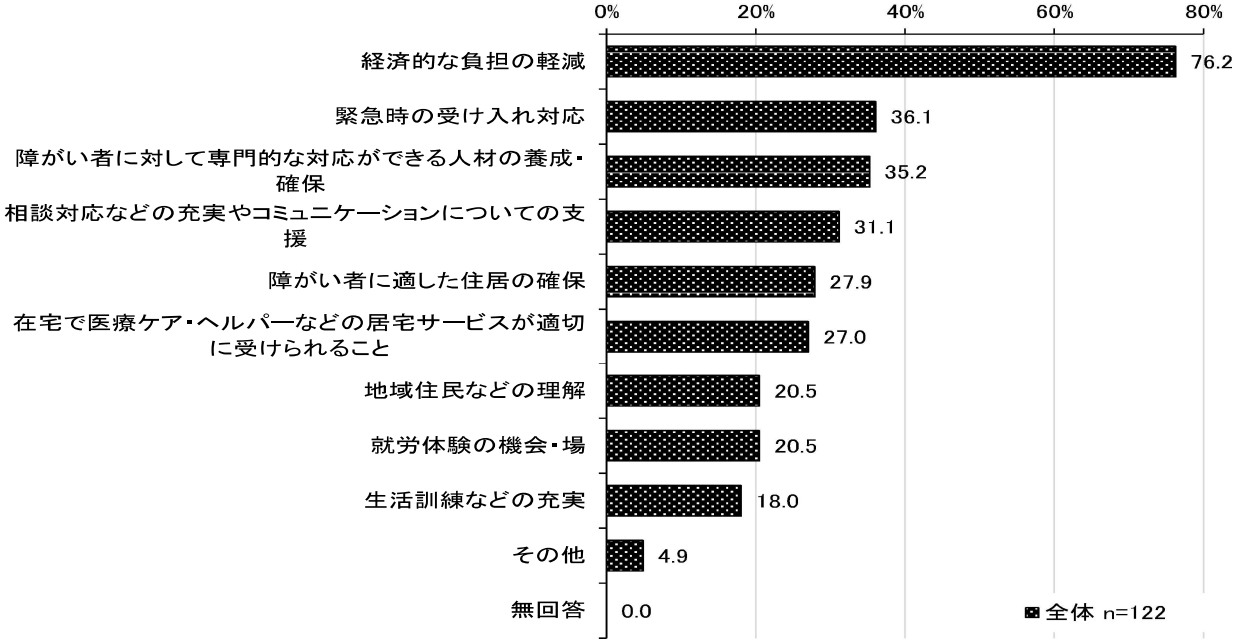

■障がい区分別（３障がい＋難病認定）

		経済的な負担の軽減	緊急時の受け入れ対応	障がい者に対して専門的な対応ができる人材の養成・確保	相談対応などの充実やコミュニケーションについての支援	障がい者に適した住居の確保	在宅で医療ケア・ヘルパーなどの居宅サービスが適切に受けられること	地域住民などの理解	就労体験の機会・場
全体 n=122		76.2	36.1	35.2	31.1	27.9	27.0	20.5	20.5
障がい区分別	身体障がい n=56	78.6	35.7	26.8	26.8	25.0	28.6	16.1	14.3
	知的障がい n=25	76.0	36.0	44.0	32.0	48.0	12.0	36.0	32.0
	精神障がい n=29	86.2	44.8	58.6	44.8	27.6	34.5	27.6	34.5
	難病 n=24	75.0	45.8	16.7	25.0	16.7	25.0	16.7	16.7

		生活訓練などの充実	その他	無回答
全体 n=122		18.0	4.9	0.0
障がい区分別	身体障がい n=56	14.3	5.4	0.0
	知的障がい n=25	44.0	4.0	0.0
	精神障がい n=29	17.2	3.4	0.0
	難病 n=24	8.3	0.0	0.0

④障がい者の就労支援として必要なことについて

障がい者の就労支援として必要なことについては、全体では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が 60.7%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 59.8%、「在宅勤務の拡充」が 45.9%となっています。

障がい別にみると、身体障がい者、難病認定者では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」となっています。一方、知的障がい者では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 80.0%で最も多く、「通勤手段の確保」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」なども他の障がい者と比べて比較的多く挙げられています。

■障がい者の就労支援として必要なこと（複数回答）

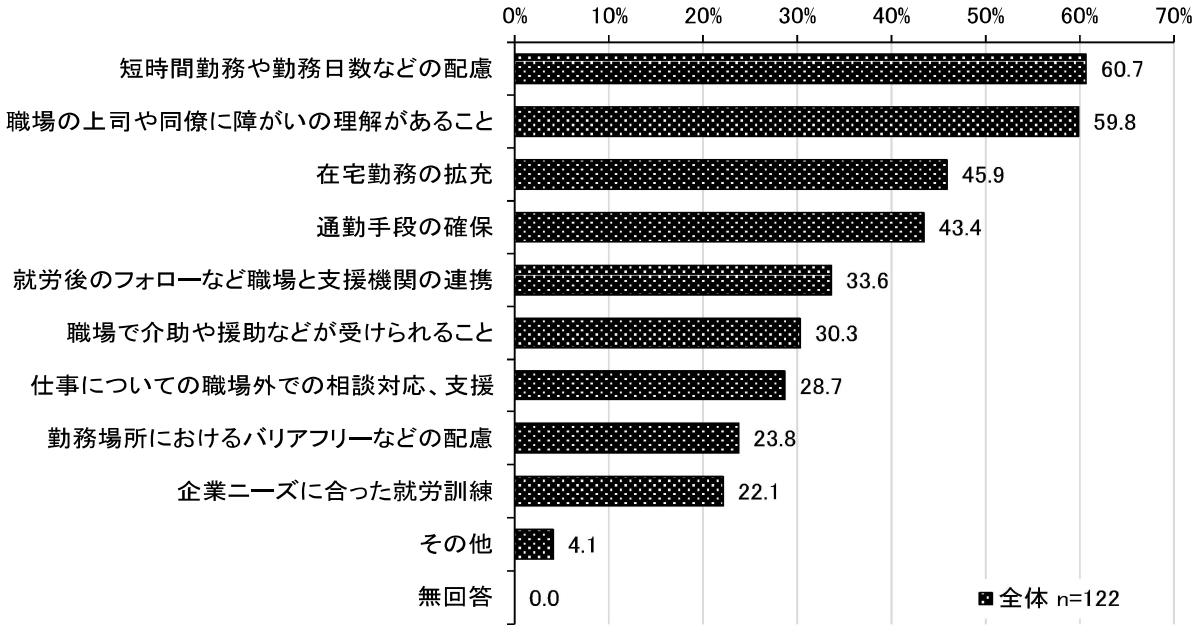

■障がい区分別（３障がい＋難病認定）

		短時間勤務や勤務日数などの配慮	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	在宅勤務の拡充	通勤手段の確保	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	職場で介助や援助などが受けられること	仕事についての職場外での相談対応、支援	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮
全体 n=122		60.7	59.8	45.9	43.4	33.6	30.3	28.7	23.8
障がい区分別	身体障がい n=56	64.3	57.1	48.2	32.1	25.0	30.4	21.4	26.8
	知的障がい n=25	60.0	80.0	12.0	76.0	60.0	36.0	28.0	16.0
	精神障がい n=29	51.7	65.5	72.4	51.7	37.9	37.9	41.4	24.1
	難病 n=24	62.5	50.0	41.7	33.3	29.2	16.7	29.2	29.2

		企業ニーズに合った就労訓練	その他	無回答
全体 n=122		22.1	4.1	0.0
障がい区分別	身体障がい n=56	17.9	7.1	0.0
	知的障がい n=25	36.0	0.0	0.0
	精神障がい n=29	27.6	3.4	0.0
	難病 n=24	20.8	4.2	0.0

⑤相談窓口・各種制度の周知について

市の相談窓口である矢板市障がい児者相談支援センターをはじめ、矢板市基幹相談支援センター、成年後見制度の利用割合や認知度はいまだに低く、その所在や支援内容、制度内容についての周知が十分にされていない状況と言えます。

今後は、市内の相談機関や各種制度はもとより、障がい福祉に関する各種制度や県内に多数ある各種相談窓口について、情報を必要としている人に効果的な情報を届けるための手段を早急に検討していく必要があります。

■矢板市障がい児者相談支援センターの利用経験

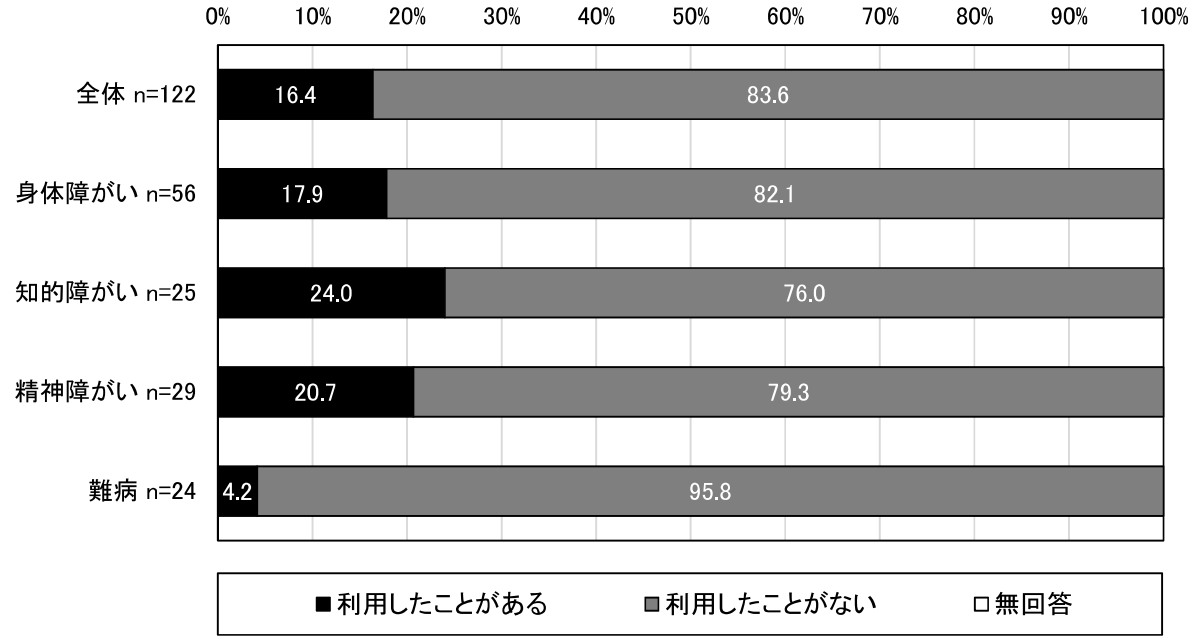

■矢板市障がい児者相談支援センターを利用したことがない理由

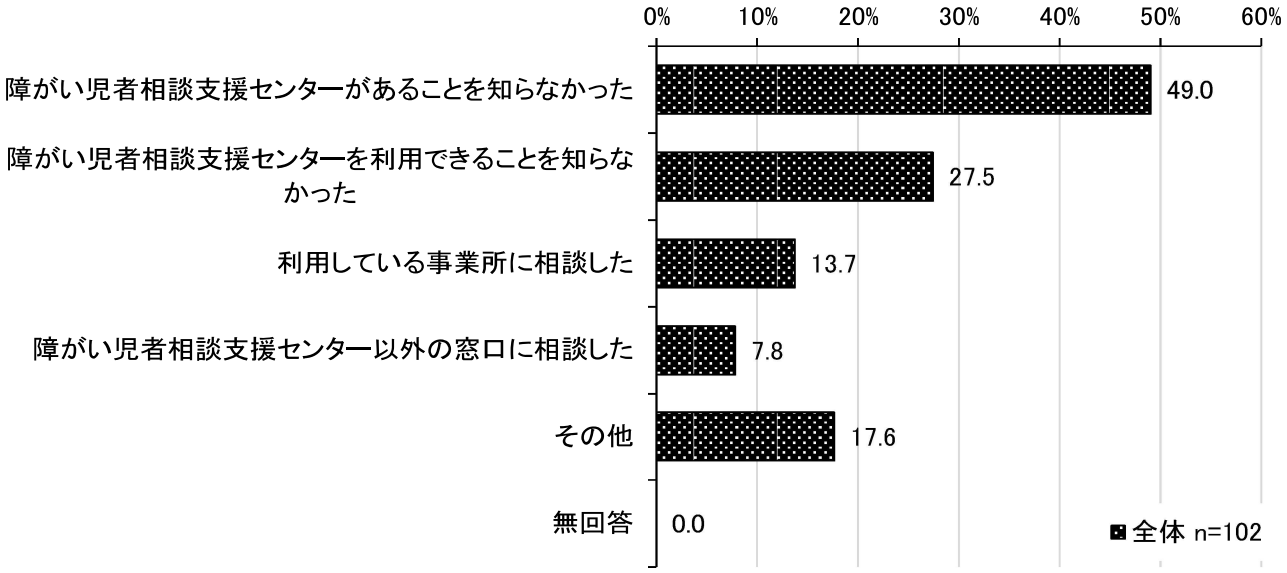

■矢板市基幹相談支援センターの認知度

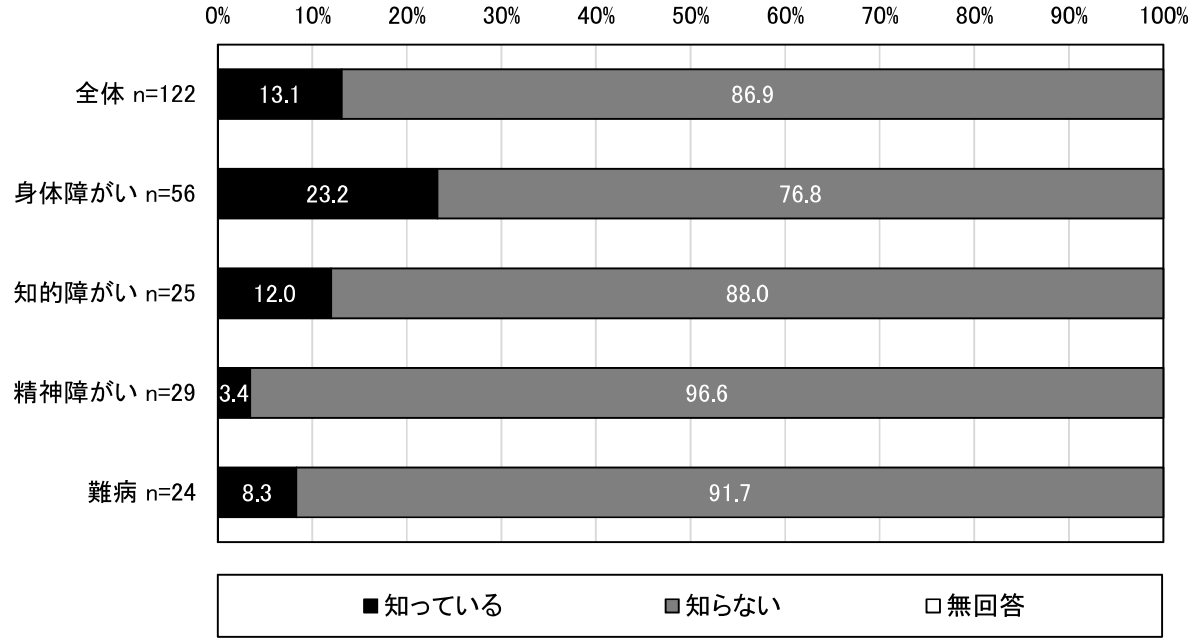

■成年後見制度の認知度

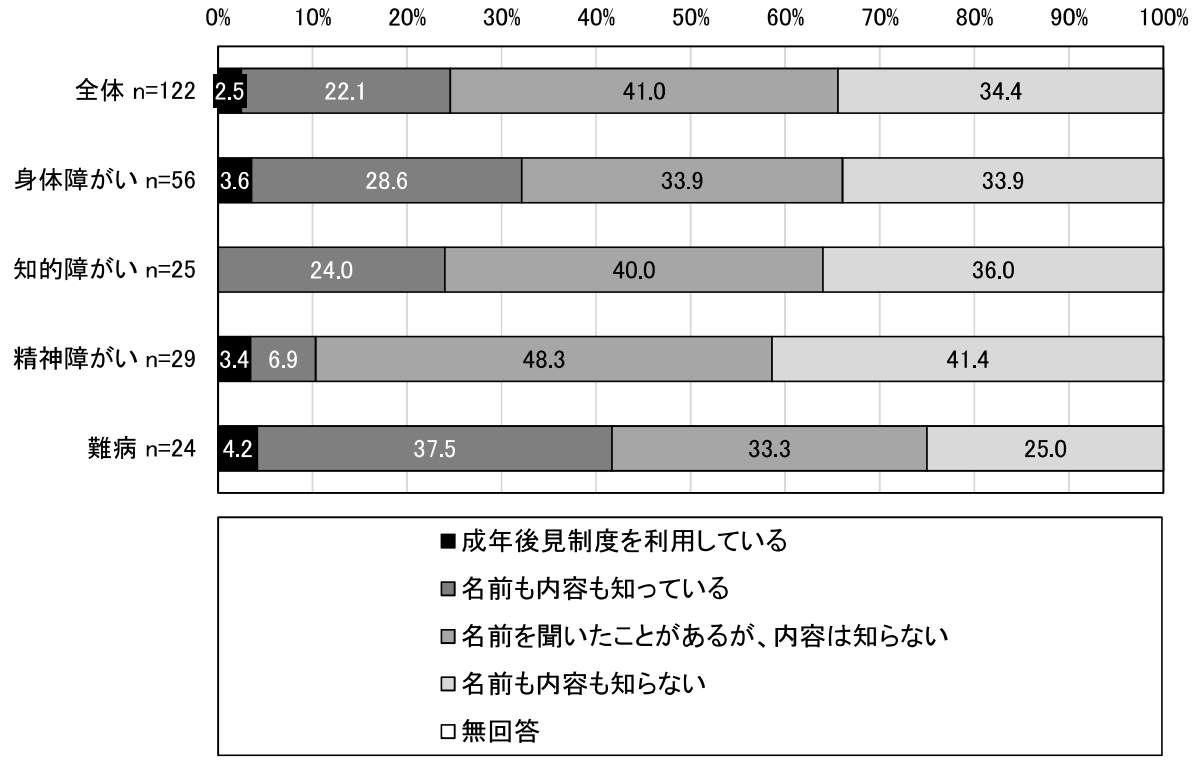

⑥市が一層取り組んでいくべきこと

障がいのある人が暮らしやすくなるために、充実してほしいことについては、全体では「年金などの所得保障の充実」が最も多く、次いで「医療費の負担軽減」、「障がい者の雇用・就業の促進」となっています。

障がい別にみると、知的障がい者では「障がい者入所施設の充実」が最も多く、精神障がい者では「年金などの所得保障の充実」が最も多く、次いで「医療費の負担軽減」が挙げられており、障がい別で差がみられます。

■障がいのある人が暮らしやすくなるために、充実してほしいこと（複数回答）

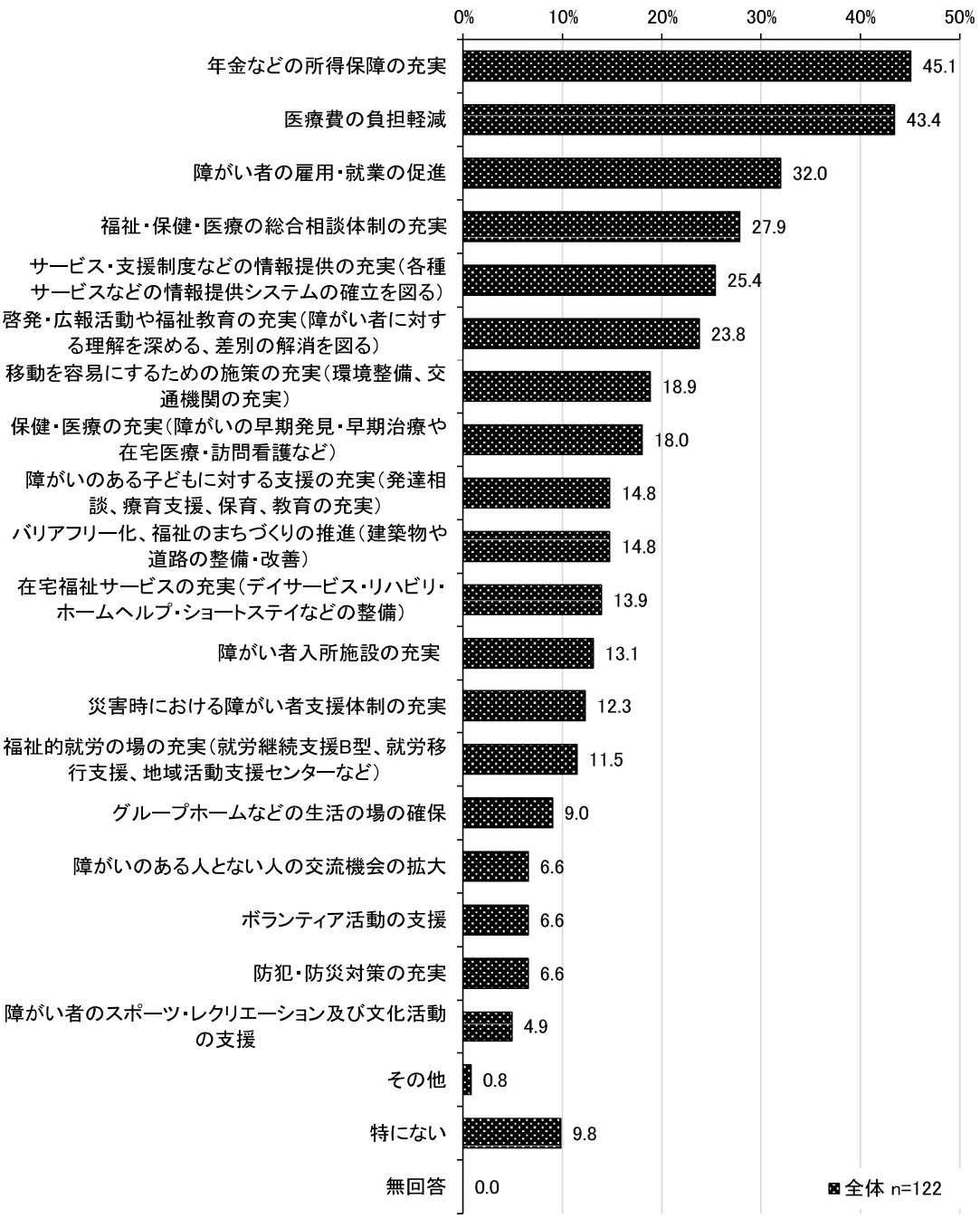

■障がい区分別（３障がい＋難病認定）

		年金などの所得保障の充実	医療費の負担軽減	障がい者の雇用・就業の促進	福祉・保健・医療の総合相談体制の充実	サービス・支援制度などの情報提供の充実（各種サービスなどの情報提供システムの確立を図る）	啓発・広報活動や福祉教育の充実（障がい者に対する理解を深める、差別の解消を図る）	移動を容易にするための施策の充実（環境整備、交通機関の充実）	保健・医療の充実（障がいの早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護など）
全体 n=122		45.1	43.4	32.0	27.9	25.4	23.8	18.9	18.0
障がい区分別	身体障がい n=56	41.1	48.2	33.9	26.8	33.9	17.9	16.1	14.3
	知的障がい n=25	32.0	16.0	28.0	24.0	16.0	36.0	12.0	8.0
	精神障がい n=29	65.5	58.6	44.8	27.6	27.6	24.1	27.6	31.0
	難病 n=24	45.8	41.7	16.7	33.3	20.8	29.2	25.0	25.0

		障がいのある子どもに対する支援の充実（発達相談、療育支援、保育、教育の充実）	バリアフリー化、福祉のまちづくりの推進（建築物や道路の整備・改善）	在宅福祉サービスの充実（デイサービス・リハビリ・ホームヘルプ・ショートステイなどの整備）	障がい者入所施設の充実	災害時における障がい者支援体制の充実	福祉的就労の場の充実（就労継続支援B型、就労移行支援、地域活動支援センターなど）	グループホームなどの生活の場の確保	障がいのある人とない人の交流機会の拡大
全体 n=122		14.8	14.8	13.9	13.1	12.3	11.5	9.0	6.6
障がい区分別	身体障がい n=56	10.7	19.6	14.3	8.9	17.9	5.4	1.8	7.1
	知的障がい n=25	32.0	8.0	16.0	40.0	12.0	28.0	36.0	12.0
	精神障がい n=29	17.2	6.9	6.9	10.3	0.0	13.8	0.0	3.4
	難病 n=24	12.5	16.7	25.0	12.5	12.5	8.3	8.3	4.2

		ボランティア活動の支援	防犯・防災対策の充実	障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動の支援	その他	特にない	無回答
全体 n=122		6.6	6.6	4.9	0.8	9.8	0.0
障がい区分別	身体障がい n=56	10.7	7.1	7.1	1.8	10.7	0.0
	知的障がい n=25	4.0	0.0	8.0	0.0	8.0	0.0
	精神障がい n=29	3.4	13.8	3.4	0.0	3.4	0.0
	難病 n=24	4.2	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0

⑦外出支援について

外出時の交通手段は「自動車（自分で運転する）」が最も多く、外出の目的については、「買い物に行く」や「通勤・通学・通所」など、日常生活に必要不可欠な内容が多くなっています。

今後、引き続き交通手段の充実を図るとともに、障がい福祉サービスの行動援護や地域生活支援事業の移動支援の充実により、同伴者を確保できる環境を整える必要があります。

■外出時の交通手段（複数回答）

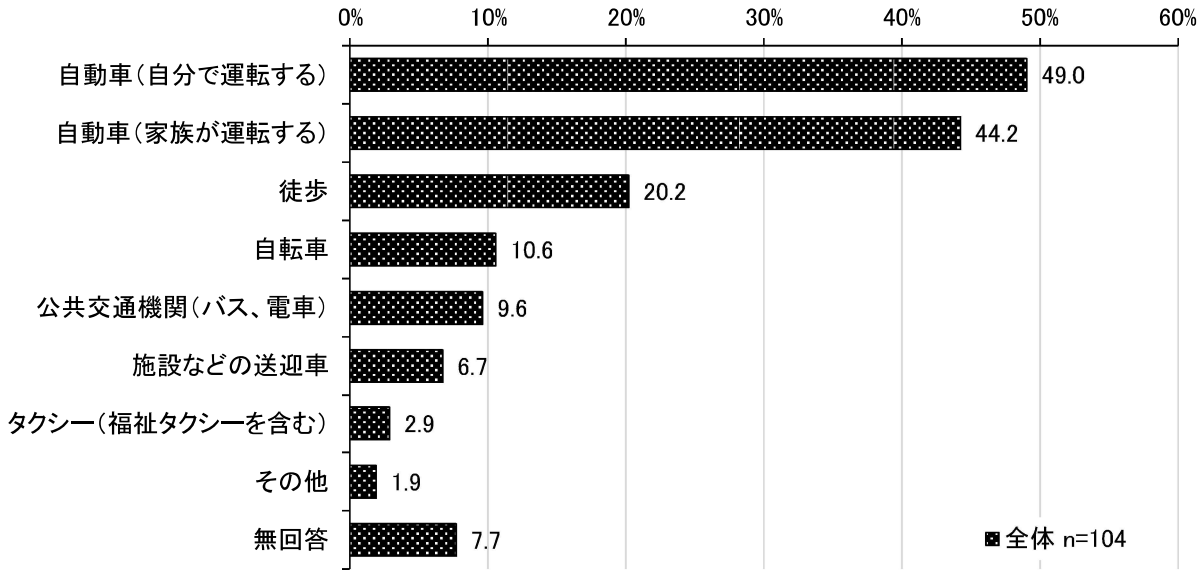

■外出目的（複数回答）

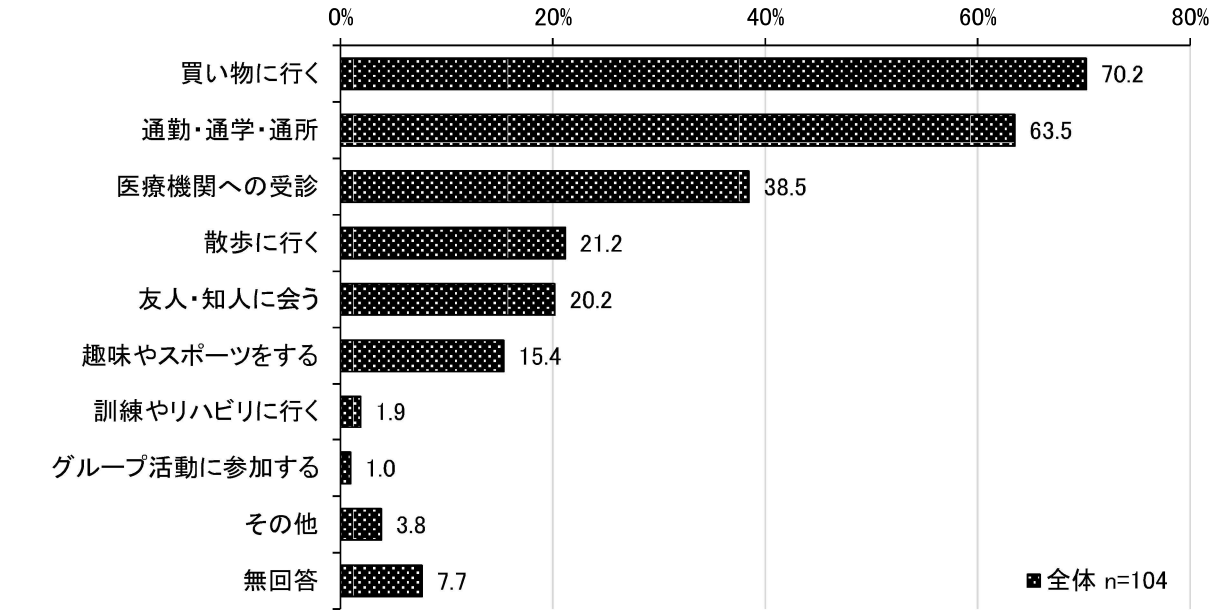

⑧災害時の備え

災害時に困ることについては、全体では「投薬や治療が受けられない」が 58.2%で最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 48.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 27.9%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が 26.2%となっています。

障がい別にみると、身体障がい者、精神障がい者、難病認定者では「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」などが上位に挙げられています。知的障がい者では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」などが上位に挙げられています。

■災害時に困ること（複数回答）

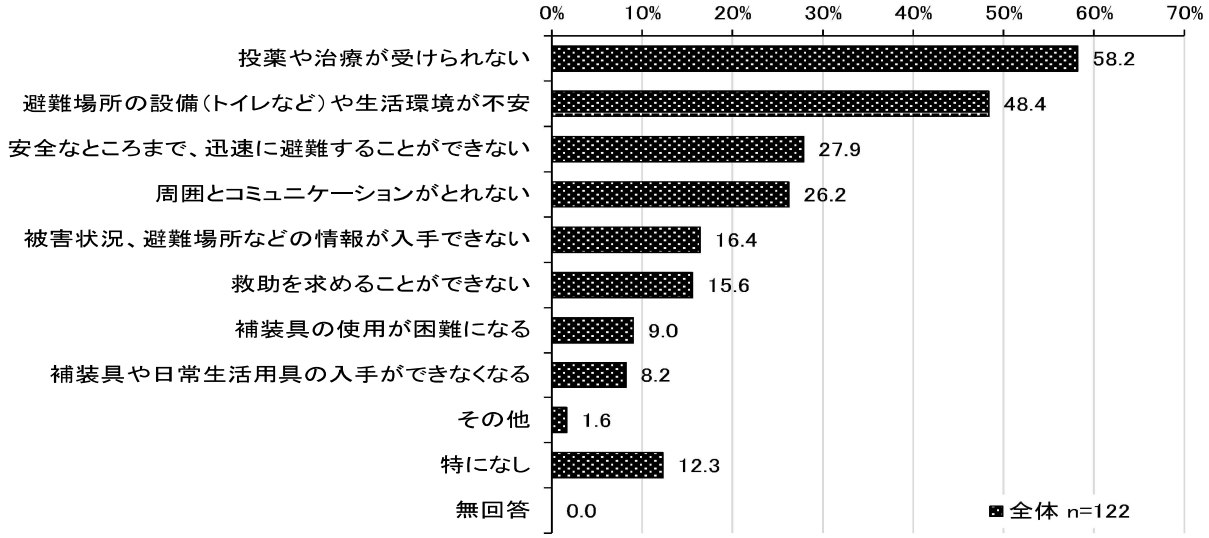

■障がい区分別（３障がい＋難病認定）

		投薬や治療が受けられない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	安全なところまで、迅速に避難することができない	周囲とコミュニケーションがとれない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	救助を求めることができない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
全体 n=122		58.2	48.4	27.9	26.2	16.4	15.6	9.0	8.2
障がい区分別	身体障がい n=56	55.4	51.8	26.8	17.9	10.7	10.7	17.9	14.3
	知的障がい n=25	32.0	52.0	60.0	64.0	48.0	48.0	4.0	0.0
	精神障がい n=29	86.2	58.6	13.8	24.1	13.8	6.9	0.0	0.0
	難病 n=24	54.2	29.2	20.8	8.3	4.2	4.2	0.0	8.3

		その他	特になし	無回答
全体 n=122		1.6	12.3	0.0
障がい区分別	身体障がい n=56	3.6	16.1	0.0
	知的障がい n=25	0.0	8.0	0.0
	精神障がい n=29	0.0	6.9	0.0
	難病 n=24	0.0	20.8	0.0

⑨情報入手、相談窓口

障がい福祉サービスに関する情報の入手先は、全体では「市役所や相談支援事業所などの窓口」が 48.4%で最も多く、次いで「インターネット」が 46.7%、「利用している施設の職員など」が 22.1%となっています。

障がい別にみると、身体障がい者では「市役所や相談支援事業所などの窓口」が、知的障がい者では「利用している施設の職員など」が、精神障がい者、難病認定者では「インターネット」が最も多くなっています。

■障がい福祉サービスに関する情報をどこから得るか（複数回答）

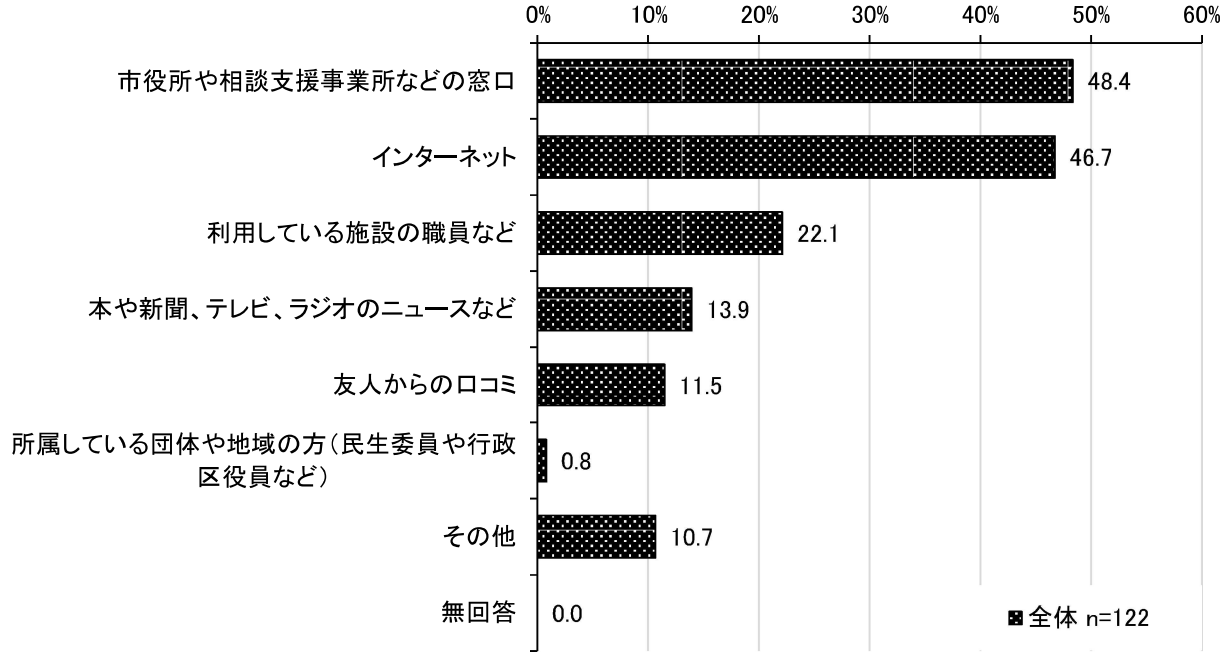

■障がい区分別（３障がい＋難病認定）

		市役所や相談支援事業所などの窓口	インターネット	利用している施設の職員など	本や新聞、テレビ、ラジオのニュースなど	友人からの口コミ	所属している団体や地域の方（民生委員や行政区役員など）	その他	無回答
全体 n=122		48.4	46.7	22.1	13.9	11.5	0.8	10.7	0.0
障がい区分別	身体障がい n=56	53.6	48.2	17.9	8.9	7.1	0.0	10.7	0.0
	知的障がい n=25	44.0	28.0	56.0	8.0	20.0	0.0	4.0	0.0
	精神障がい n=29	41.4	55.2	17.2	17.2	10.3	3.4	24.1	0.0
	難病 n=24	41.7	54.2	4.2	25.0	12.5	0.0	8.3	0.0

⑩障がい者への差別や偏見

差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、全体では、経験がある（「ある」と「少しある」の合計）と回答した割合は 59.0%となっています。

障がい別にみると、経験があると回答した割合は、身体障がい者では 60.7%、知的障がい者では 56.0%、精神障がい者では 82.7%、難病認定者では 29.1%となっています。

また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、全体では「仕事や収入面」が 36.1%で最も多く、次いで「街中での人の視線」が 30.6%、「教育の場」が 27.8%、「学習機会やスポーツ・趣味活動」「病院などの医療機関」がいずれも 11.1%となっています。

■差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか

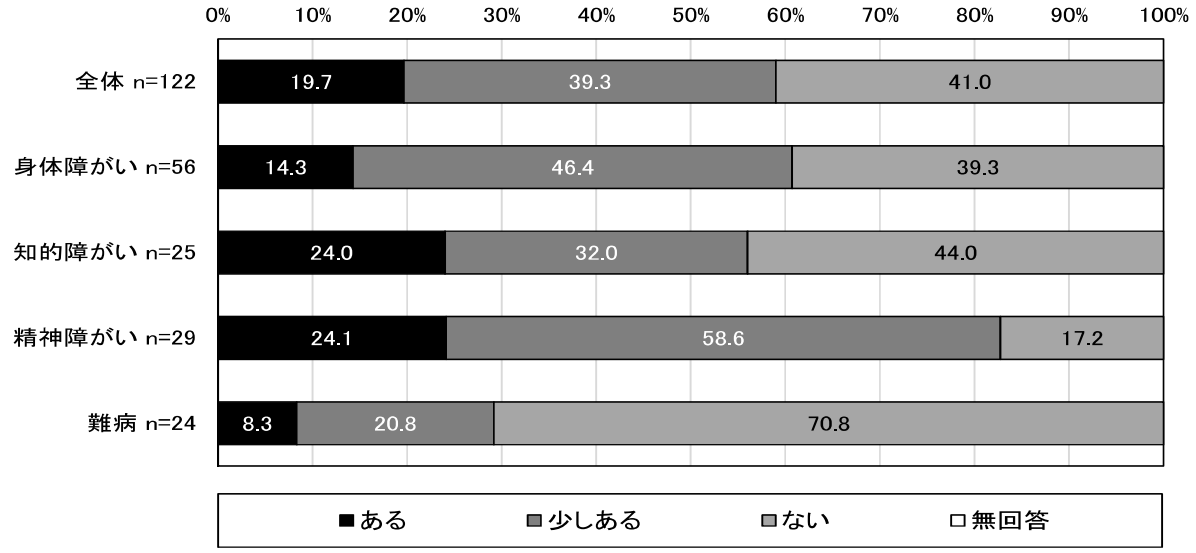

■どのような場面で差別や嫌な思いをしたか（複数回答）

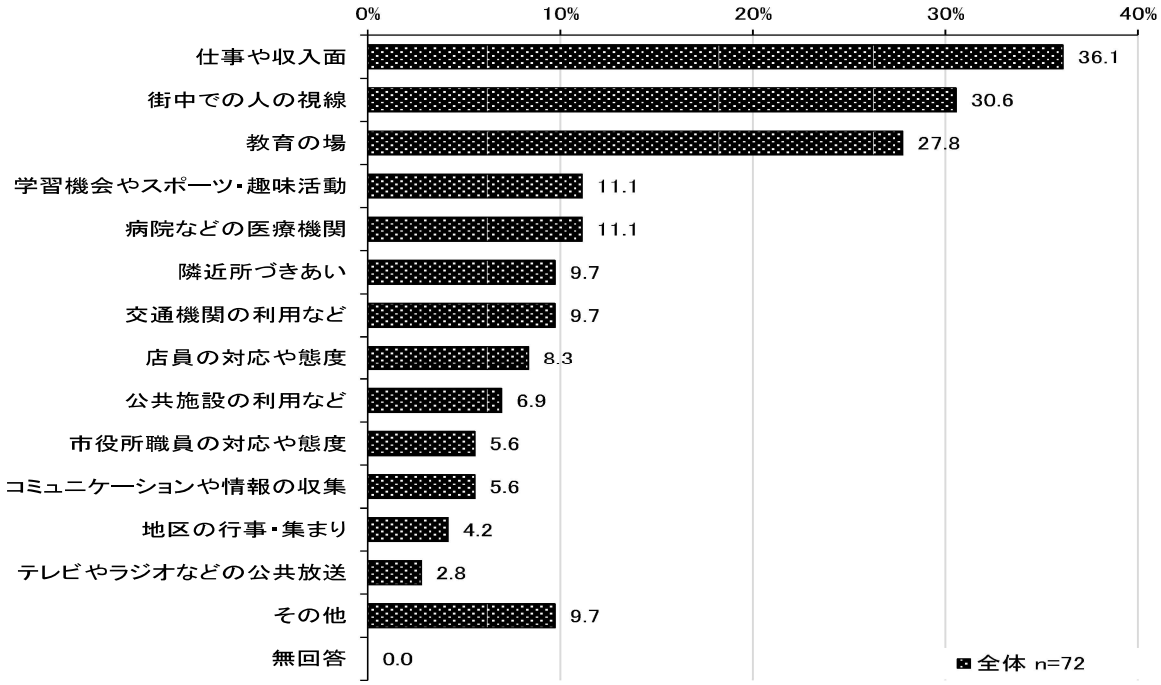

⑪障がい者虐待の状況

虐待を経験したことや、身近で見聞きしたことがあるかについては、全体では「虐待を受けたことや見聞きしたことはない」が 78.7%となっています。

なお、虐待の経験や見聞きしたことがある割合（「虐待を受けたことがある」「身近に虐待を受けた当事者がいる」「身近な人から相談を受けたことがある」の合計）は 21.3%となっています。

■虐待を経験したことや身近で見聞きしたことがあるか

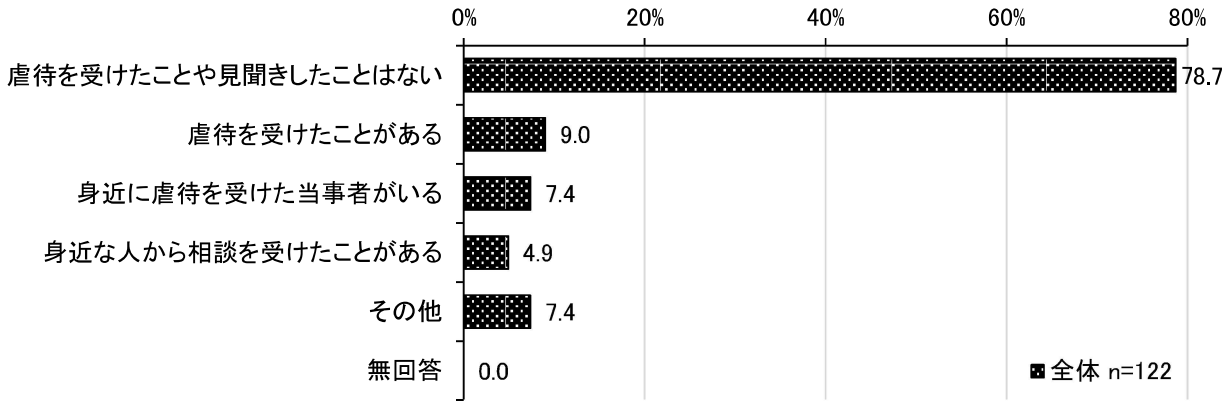

２．障がい児アンケート

①卒業後の進路について

卒業後の進路については、「就職したい」が 44.6%で最も多く、次いで「大学や専門学校に進学したい」が 30.8%、「就労支援施設に通所したい」が 27.7%、「職業訓練校に通いたい」が 20.0%となっています。

■卒業後の進路希望について（複数回答）

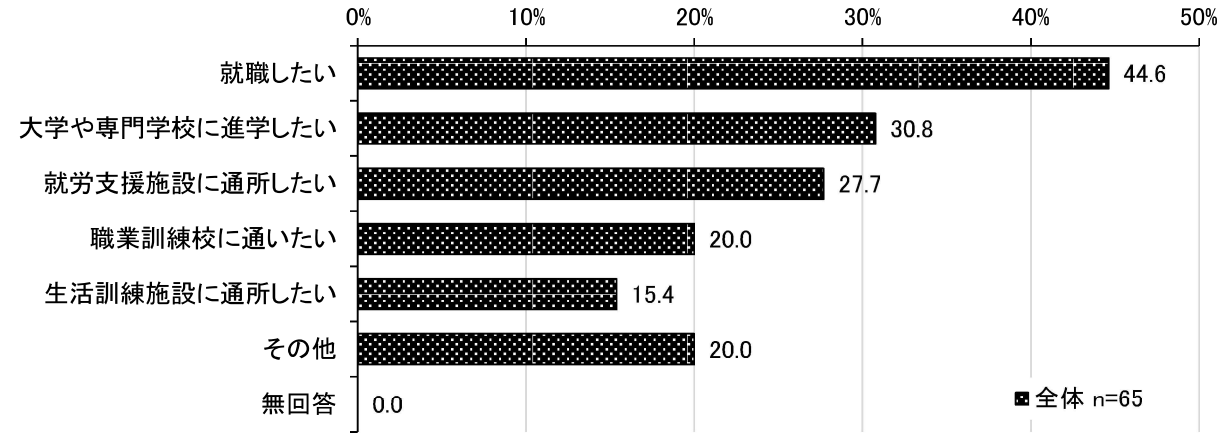

②放課後の活動について

放課後の活動については、「放課後等デイサービスの利用」が 69.4%、「自宅で過ごす」が 43.5%となっています。

■放課後の活動について（複数回答）

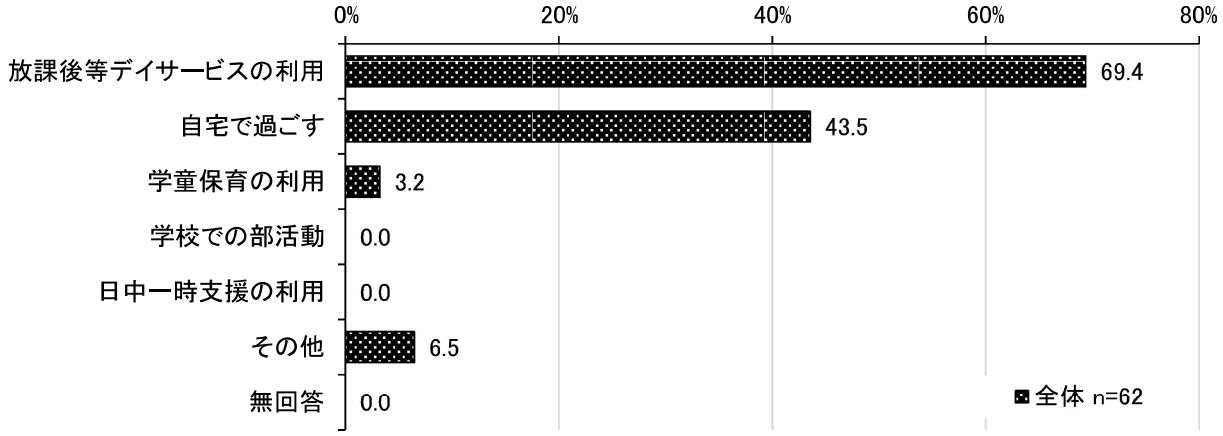

③通園・通学で困っていること

通園・通学で困っていることは、「特にない」が 58.1%で最も多く、次いで「友達ができない」が 16.1%、「通うのが大変」が 14.5%、「活動授業についていけない」が 12.9%となっています。

■通園・通学で困っていること（複数回答）

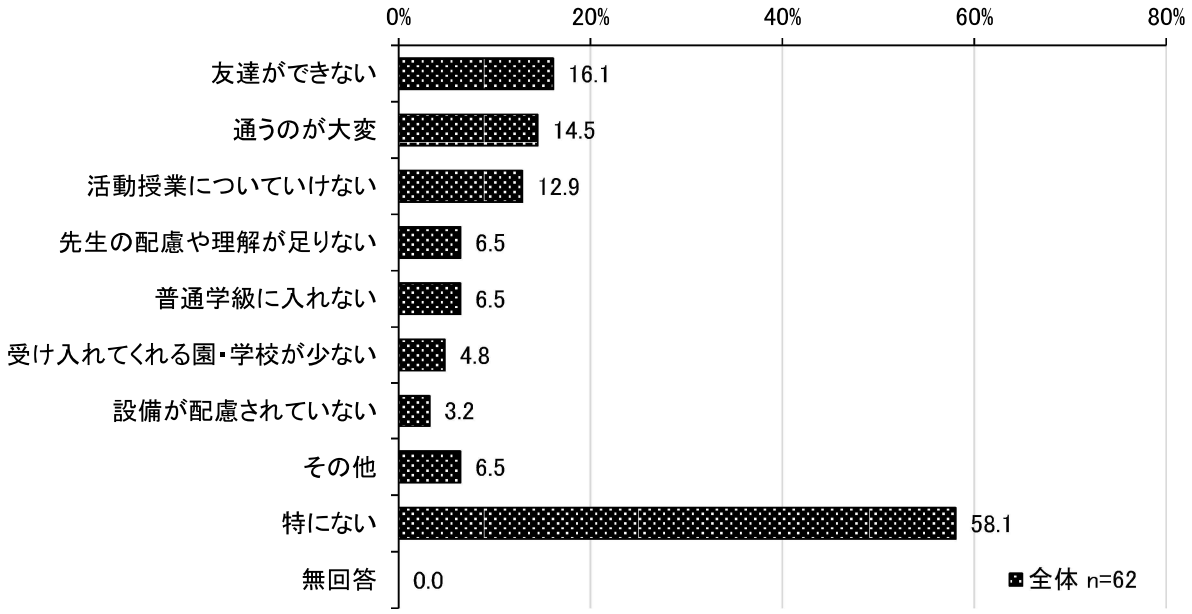

④差別や嫌な思いをした経験

差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、全体では、経験がある（「ある」と「たまにある」の合計）と回答した割合は 49.2%となっています。

また、どのような場面、場所で差別や嫌な思いをしたかを尋ねたところ、全体では「学校や保育所など教育の場」が 56.3%で最も多く、次いで「街中での人の視線」が 46.9%、「地区の行事・集まり」「公共施設の利用など」がいずれも 21.9%、「市役所職員の対応や態度」「交通機関の利用など」がいずれも 15.6%となっています。

■差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか

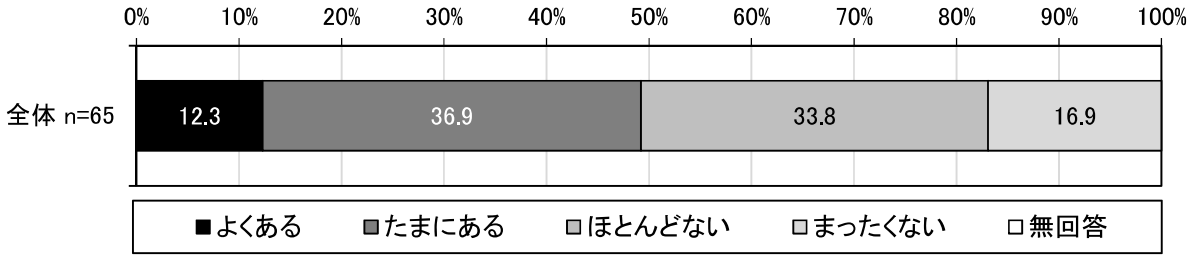

■どのような場面で差別や嫌な思いをしたか（複数回答）

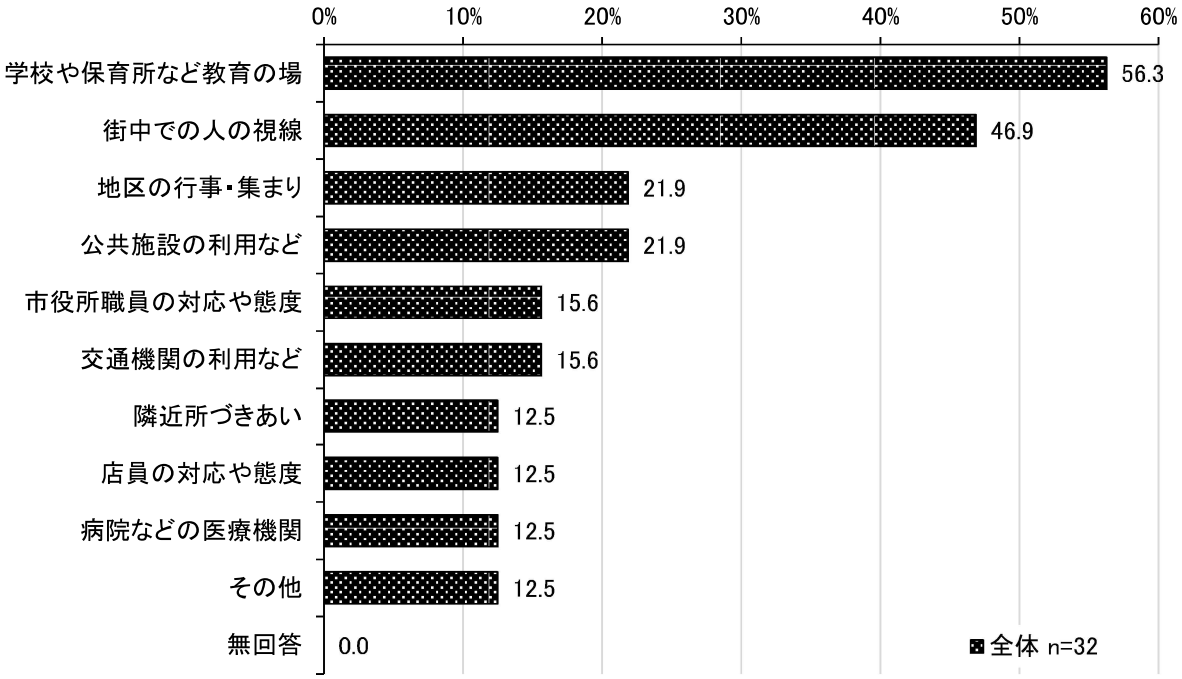

３．一般アンケート

①障がい者への関心について

障がいのある方に対しての関心については、「自分自身の身近な問題として関心がある」が 39.2%、「自分自身の身近な問題としてよりも、社会的な問題として関心がある」が 55.7%、「関心がない」が 4.8%となっています。

■障がい者への関心

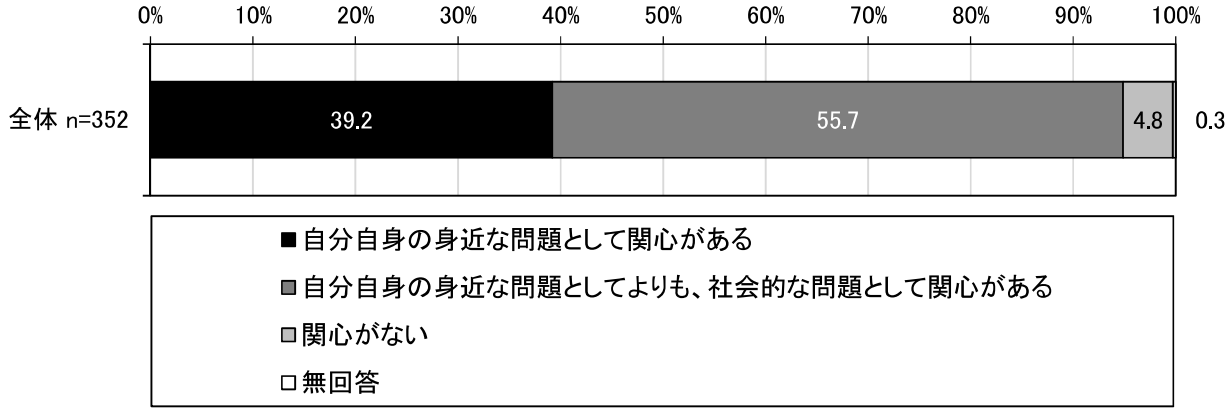

②障がい者との交流について

まちや近所で障がいのある方と関わりを持ったことがあるかについては、「ある」が 69.9%、「ない」が 29.8%となっています。

■障がい者との交流

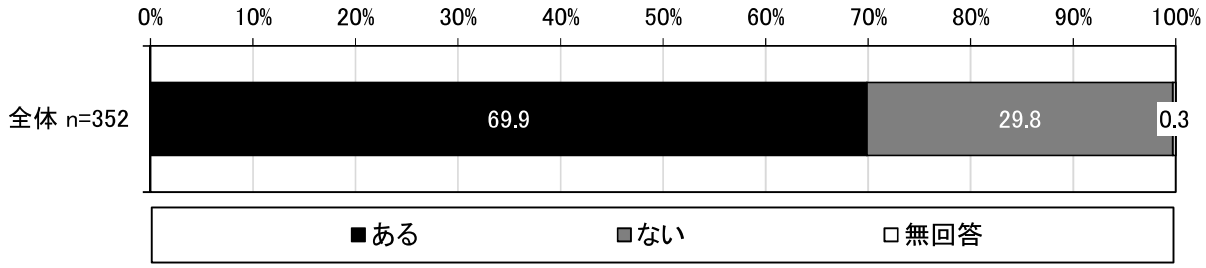

③障がい者と交流した場所について

障がいのある方と関わりを持ったことがある方が交流した場所については、「職場」が52.0%で最も多く、次いで「公共施設」が 39.0%、「公共交通機関」が 32.1%、「屋外（歩道など）」が 24.8%となっています。

■交流場所（複数回答）

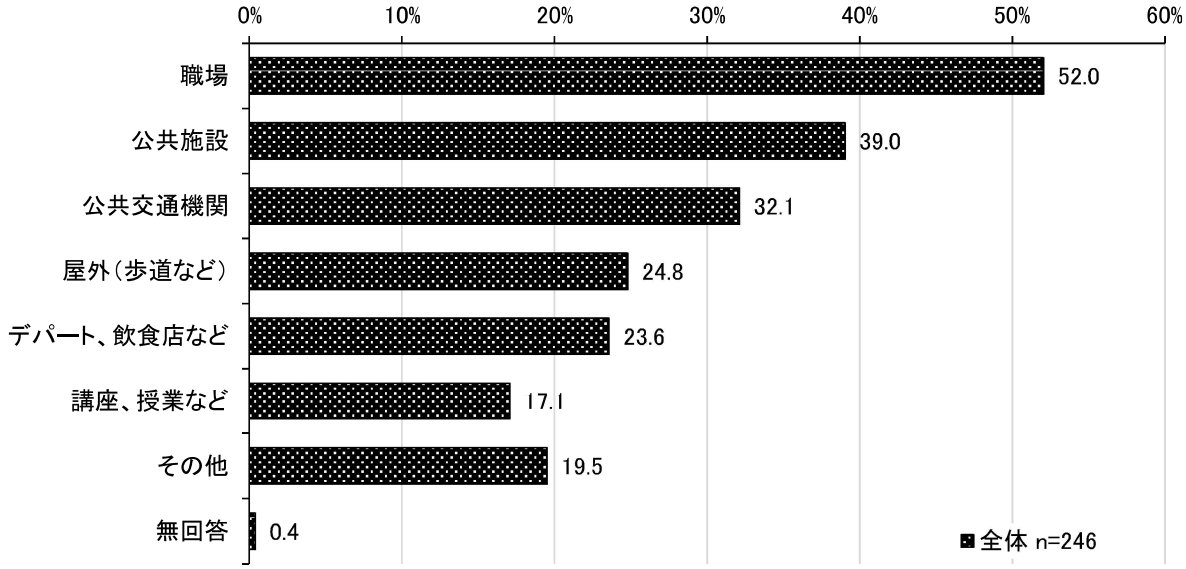

④障がい者との交流内容について

障がいのある方と関わりを持ったことがある方に、どのような関わりを持ったかを尋ねたところ、「手助け」が 61.8%で最も多く、次いで「会話」が 61.4%、「仕事」が 35.0%、「スポーツ、レクリエーション」が 19.9%となっています。

■交流内容

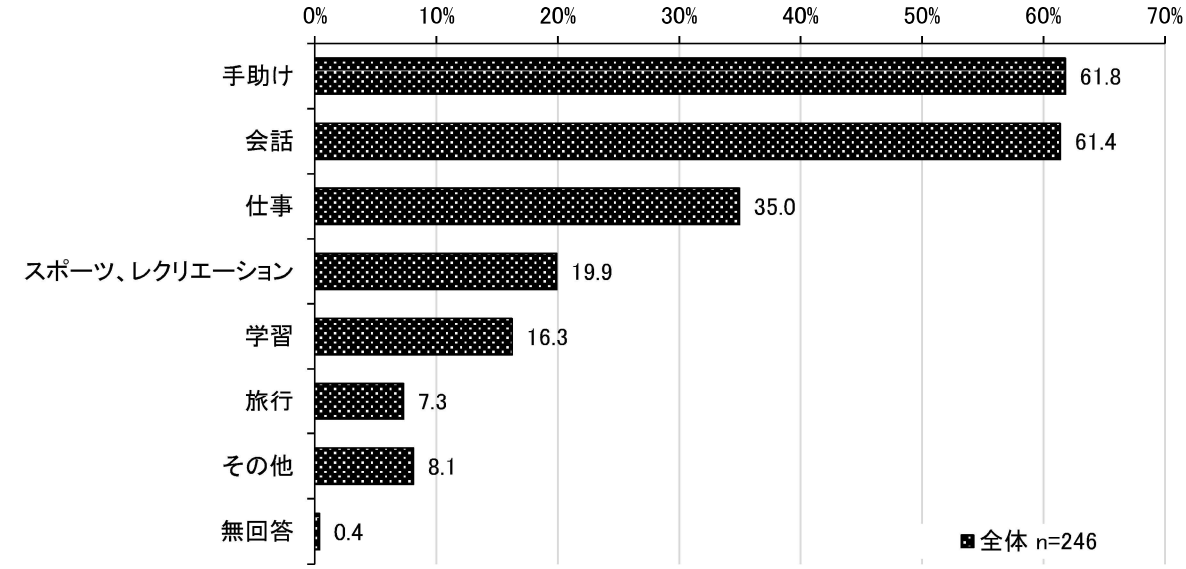

⑤障がいの内容について

障がいのある方と関わりを持ったことがある方に、相手がどのような障がいを持っていたかについては、「知的障がいのある方」が 64.6%で最も多く、次いで「足に障がいのある方」が 50.8%、「精神障がいのある方」が 42.7%、「耳に障がいのある方」が 37.8%となっています。

■障がいの内容（複数回答）

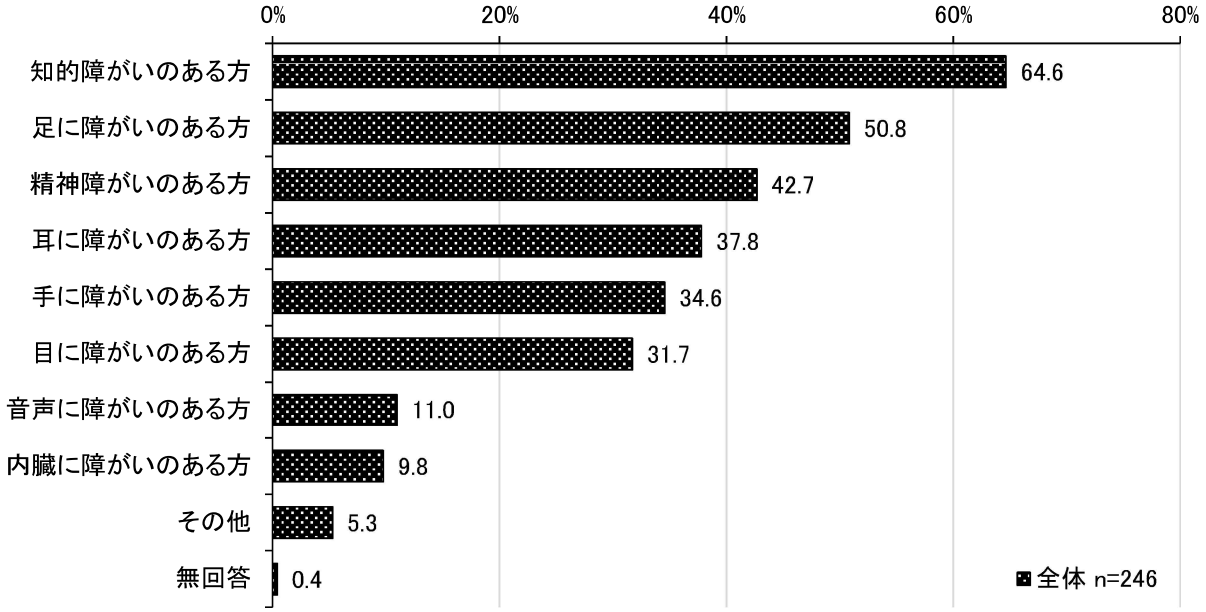

⑥障がい者に対する差別や偏見を感じるかについて

障がいのある方に対する差別や偏見について、感じる割合（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は 69.0%となっています。

■障がい者に対する差別や偏見について

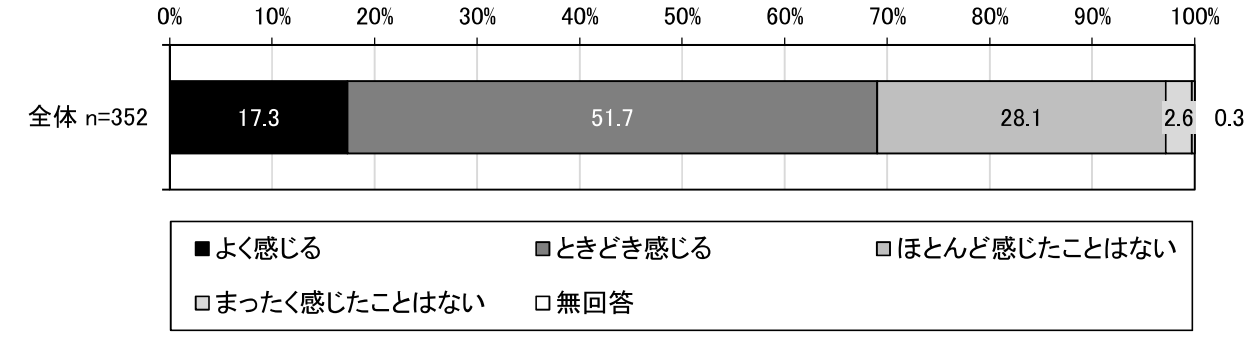

⑦差別や偏見を感じる場面について

差別や偏見を感じる場面は、「仕事や収入面」が 58.8%で最も多く、次いで「街中での人の視線」が 52.3%、「教育の場」が 31.3%、「交通機関の利用」が 27.6%、「隣近所づきあい」が 26.7%となっています。

■差別や偏見を感じる場面について（複数回答）

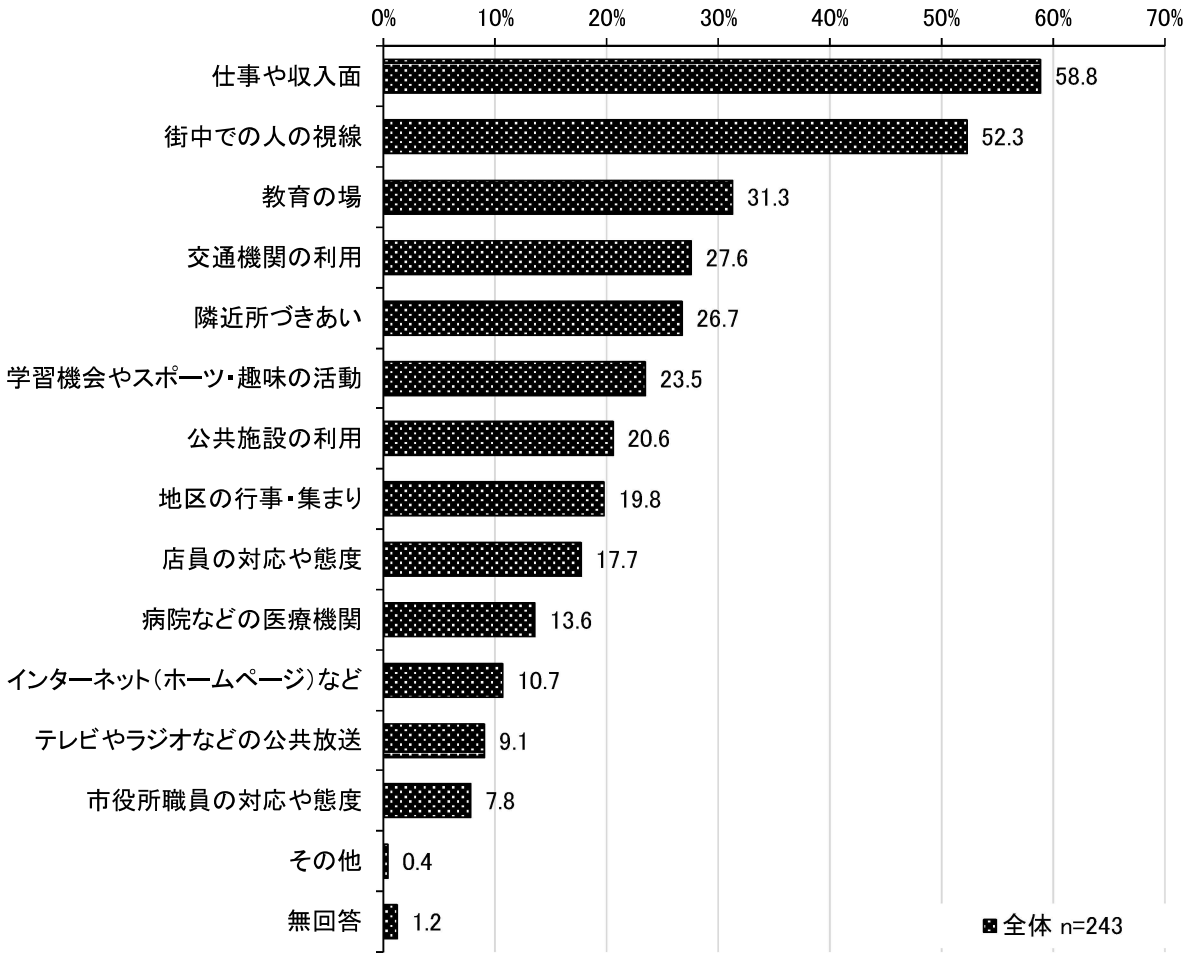

⑧障がい者に対する理解をより深めるために必要なことについて

障がい者に対する理解をより深めるために必要なことについては、「障がい者と地域の人が接する機会が増えること」が 56.5%で最も多く、次いで「障がい者の就業の場を広げること」が 47.2%、「市の福祉に関する情報提供、普及活動」が 44.6%、「ノーマライゼーションの浸透」が 37.8%、「企業が積極的に福祉活動に携わること」が 33.5%となっています。

■障がい者に対する理解をより深めるために必要なこと（複数回答）

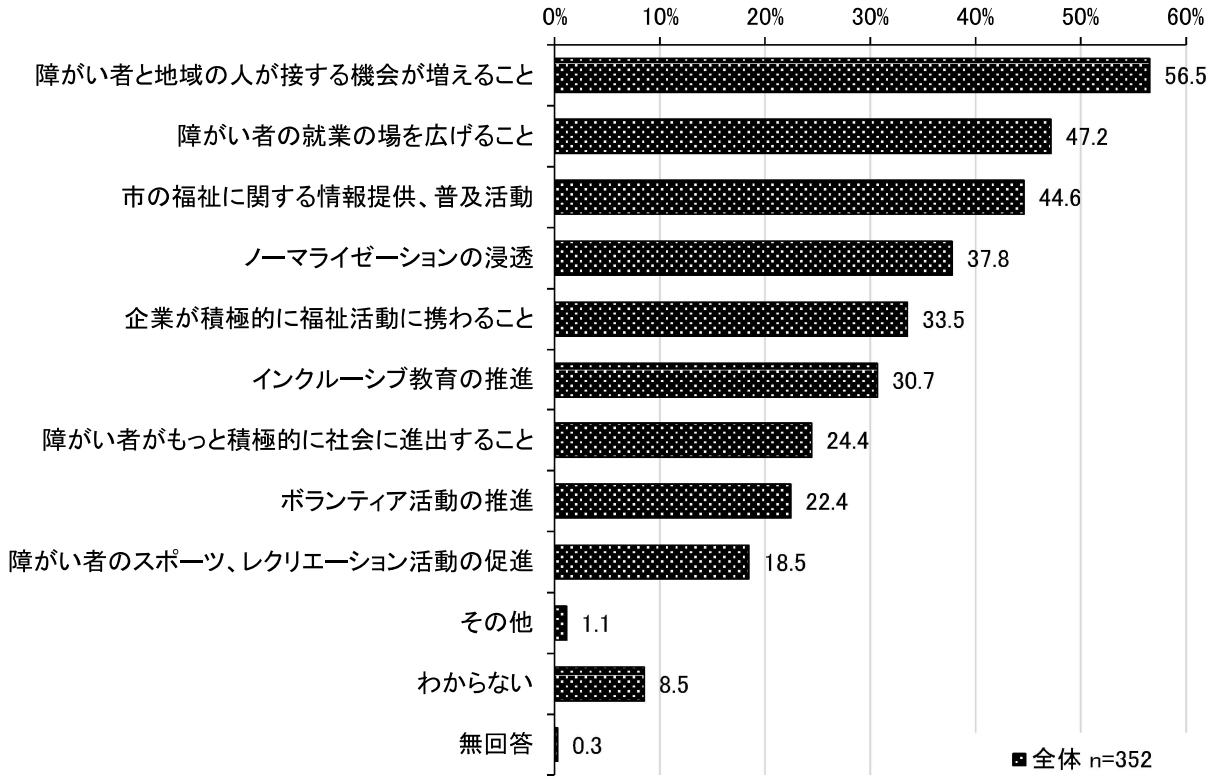

⑨障がい者に住みやすいまちをつくるために必要な取り組みについて

障がいのある方にとって住みやすいまちをつくるために必要な取り組みについて尋ねたところ、「障がい福祉サービスの利用、相談窓口の整備」が 59.1％で最も多く、次いで「専門的な人材の養成、確保」が 50.3%、「雇用の場の確保」が 44.9%、「保健、福祉、医療の連携による居宅サービスの充実」が 41.8%となっています。

■障がい者に住みやすいまちをつくるために必要な取り組み（複数回答）

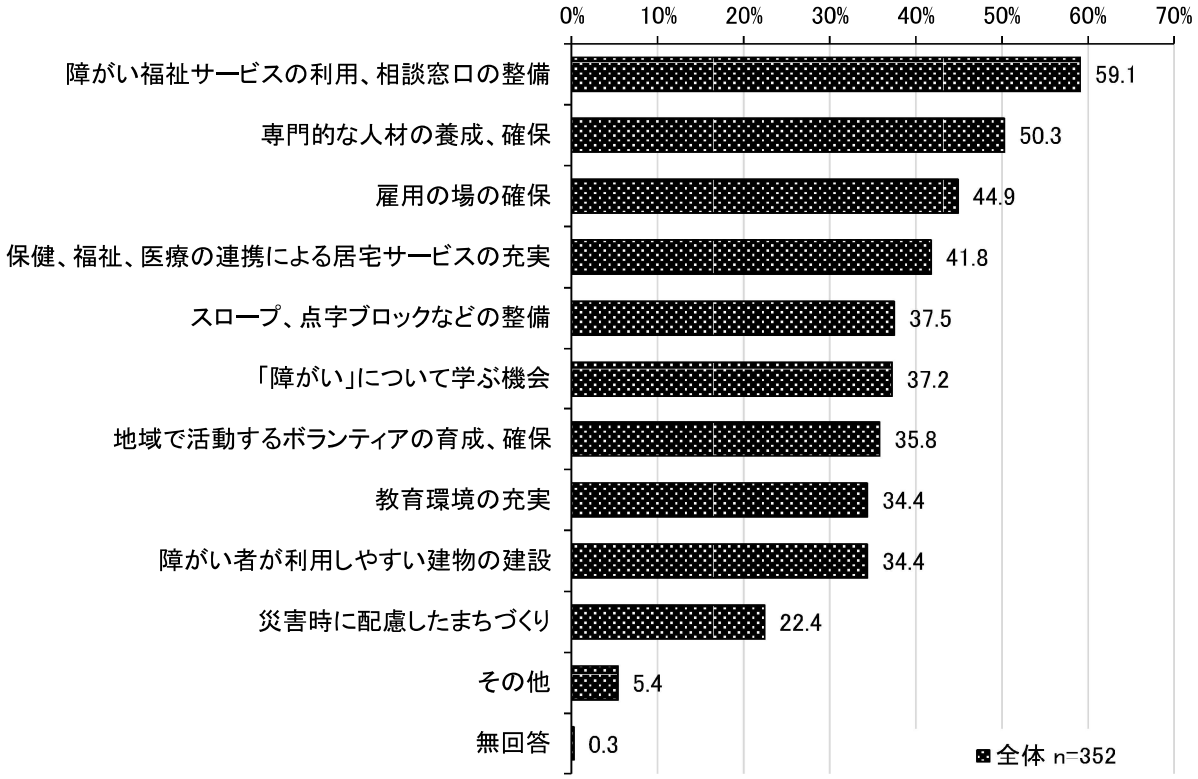

⑩障がい者にとって地域や社会への参加を阻んでいること

障がいのある方にとって地域や社会への参加を阻んでいることについては、「どんな行事や活動があるかわからない（情報が伝わってこない）」が 52.8%で最も多く、次いで「会場までの移動・交通手段が不便で利用しにくい」が 46.3%、「身近なところで参加できる行事や活動が少ない」が 43.8%、「移動やコミュニケーションの支援を行う人が身近にいない」が 42.6%、「行事や活動の内容や会場が、障がい者の参加に配慮されていない」が 27.3%となっています。

■障がい者にとって地域や社会への参加を阻んでいること（複数回答）

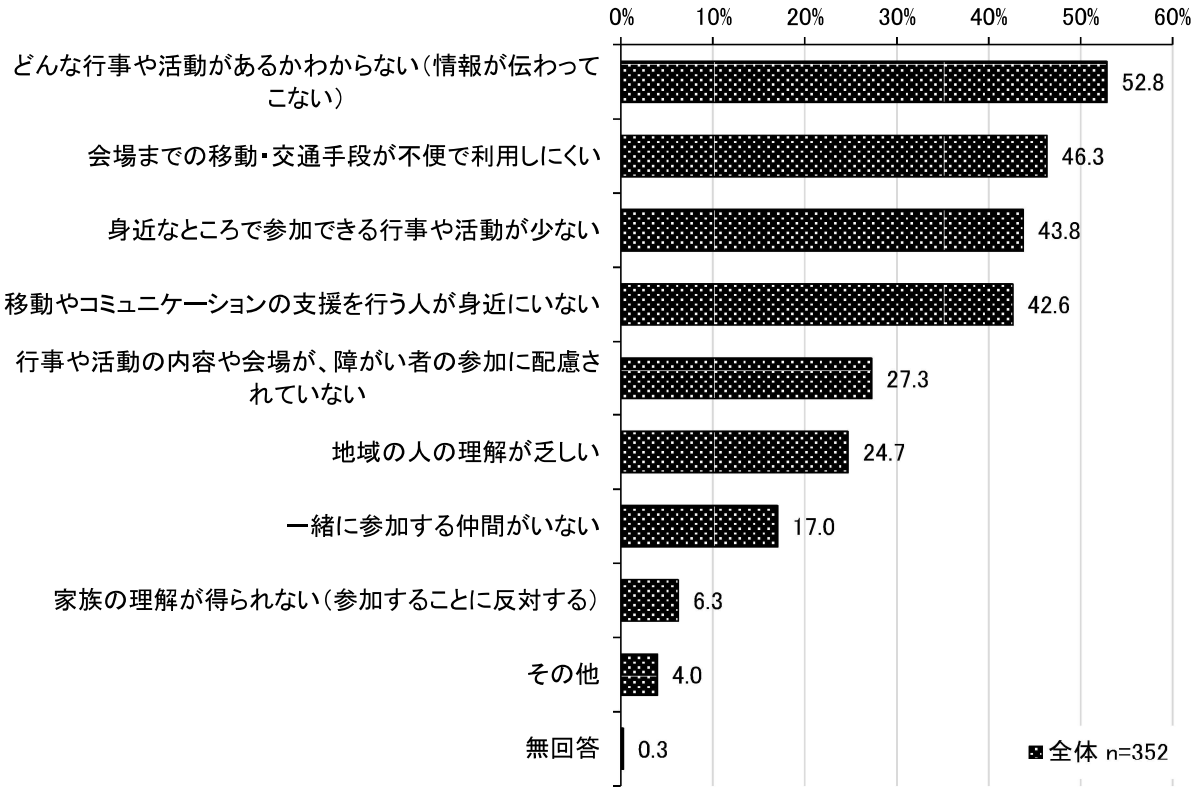

⑪障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについて

障がいのある方が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについては、「参加しやすいような配慮」が 73.3%で最も多く、次いで「利用しやすい施設の整備」が 58.0%、「移動しやすい交通機関や道路の整備」が 50.9%、「魅力的な行事や活動の充実」が 40.9%となっています。

■障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと（複数回答）

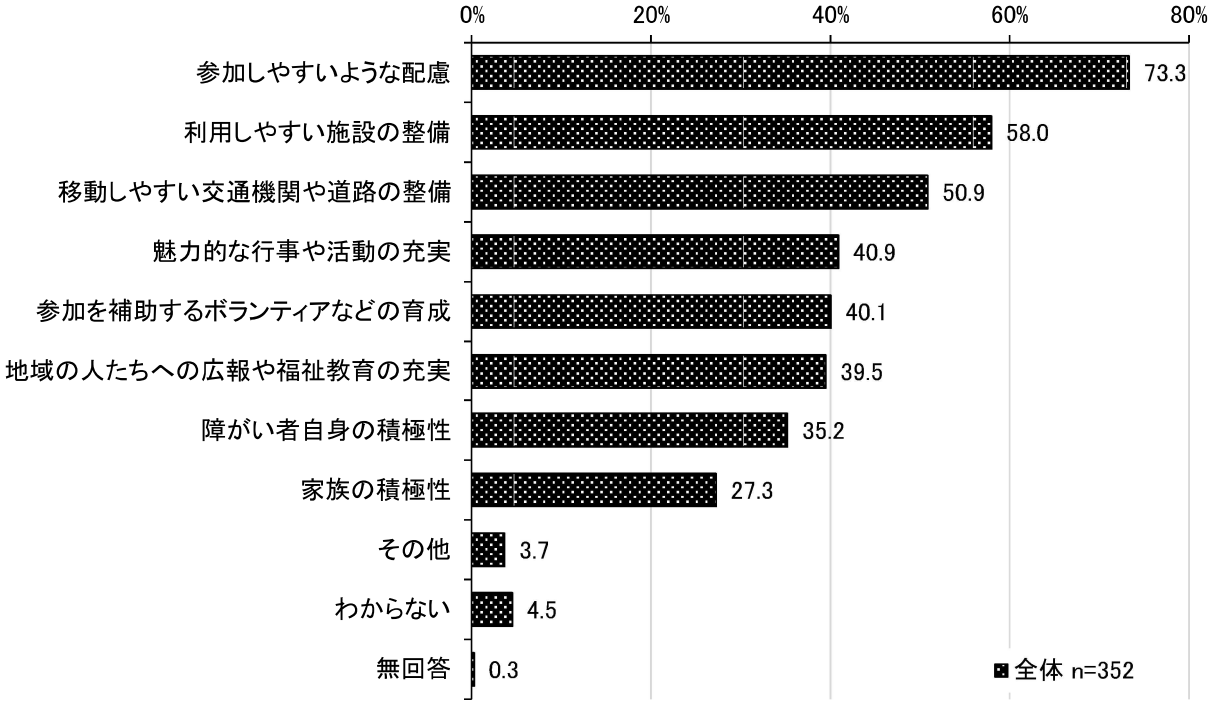

⑫障がい者との関わり方について

障がいのある方とどのような関わり方をしていきたいと思うかについては、「意識しないで普通に接したい」が 73.6%で最も多くなっています。

■障がい者との関わり方（複数回答）

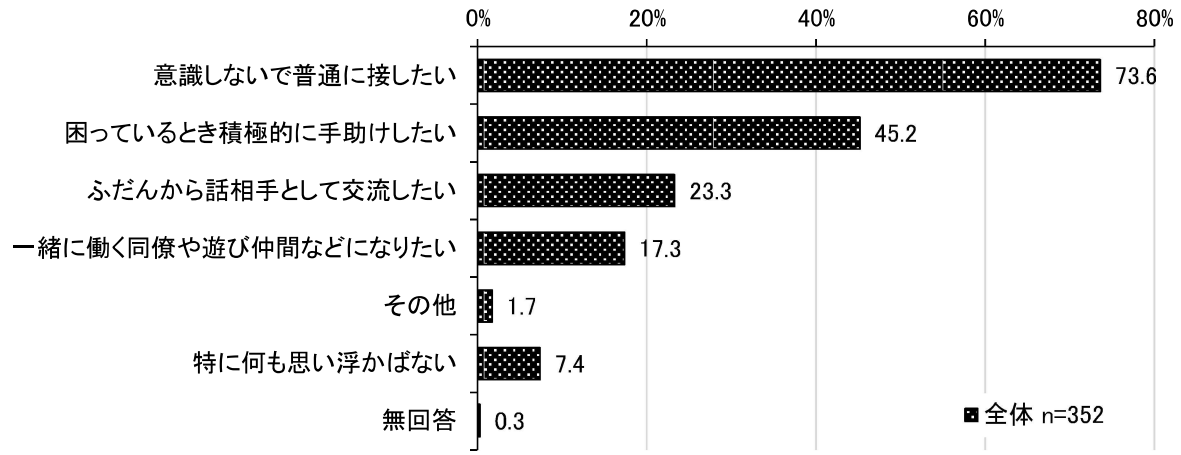

⑬施設や生活の場面で障がい者に配慮した経験について

施設や生活の場面で障がいのある方に配慮した経験は、「ある」が 29.0%となっています。

■施設や生活の場面で障がい者に配慮した経験

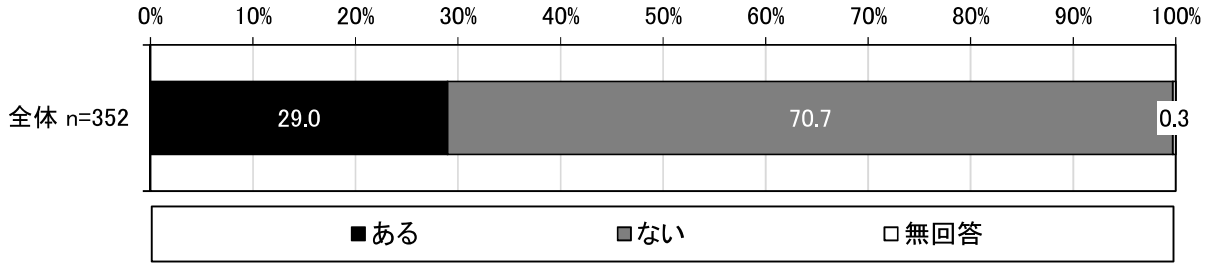

⑭障がい者が暮らしやすくなるために重要だと思うこと

障がいのある方が暮らしやすくなるために、重要だと思うことについては、「啓発・広報活動や福祉教育の充実（障がい者に対する理解を深める、差別の解消を図る）」が44.0%で最も多く、次いで「障がいのある子どもに対する支援の充実（発達相談、療育支援、保育、教育の充実）」が40.3%、「福祉・保健・医療の総合相談体制の充実」が37.8%、「サービス・支援制度の情報提供の充実（各種サービスの情報提供システムの確立を図る）」が36.1%、「障がいのある人とない人の交流機会の拡大」が35.5%となっています。

■障がい者が暮らしやすくなるために重要だと思うこと（複数回答）

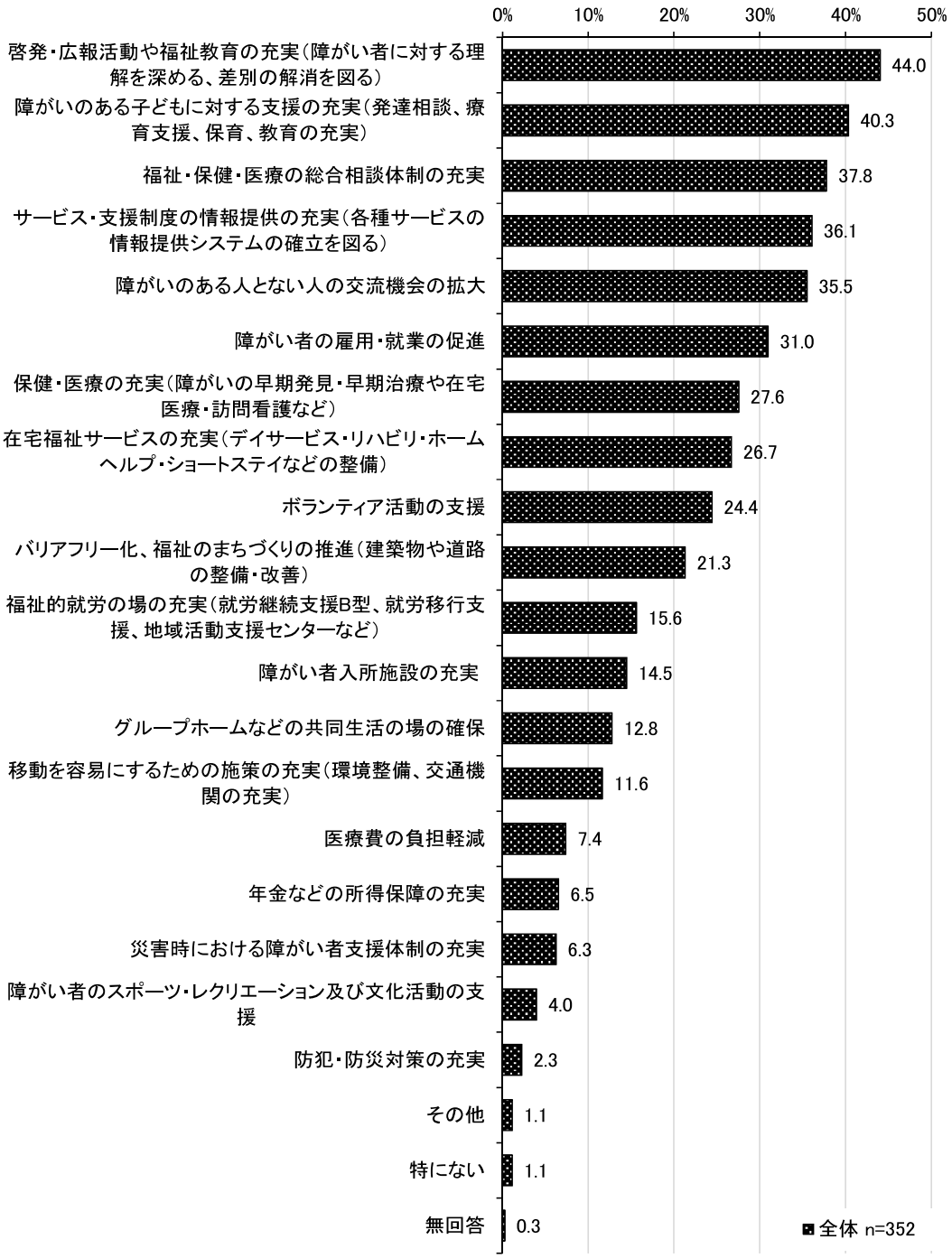

7　関連の法制度の動向

～近年の障がい者をめぐる法制度等の概要～

◇令和５年３月…国「障害者基本計画（第５次）」の策定

・計画期間は令和５年度から令和９年度まで。共生社会の実現を基本理念とし、差別解消、情報アクセシビリティ、就労支援、文化芸術・スポーツ活動の推進などを重点的に実施。

◇令和５年４月…こども基本法の施行・こども家庭庁の発足

・すべてのこどもの最善の利益を保障することを基本理念とし、障がい児を含むこども施策を総合的に推進する体制を整備。

◇令和６年４月…改正障害者差別解消法の施行

・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が、努力義務から法的義務に改められた。行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止し、障がいのある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を求められることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指す。

◇令和６年４月…改正障害者総合支援法等の施行

・障がい者の地域生活や就労の支援を強化するため、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされました。また、グループホームから一人暮らし等への移行支援、精神保健に課題を抱える人に対する相談支援、難病患者等への療養生活支援などの充実。

◇令和６年４月…改正精神保健福祉法の施行

・精神障がい者の権利擁護を図るため、医療保護入院の入院期間の設定や入院要件の定期的な確認、本人の希望に応じて外部の支援員が訪問する入院者訪問支援事業、精神科病院における虐待防止措置等の導入。

◇令和６年４月…改正児童福祉法の施行

・児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な役割を担うことが明確化され、障がいの種別にかかわらず、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備。

◇令和７年４月…障害者雇用における除外率の引下げ

・障がい者の雇用機会の一層の拡大を図るため、障害者雇用率制度における除外率が、除外率設定業種ごとに 10 ポイント引き下げ。

◇令和７年 10 月…就労選択支援の開始

・障がいのある人本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントを通じて本人の希望、就労能力、適性及び必要な配慮等を整理し、適切な就労や障がい福祉サービスの選択を支援する「就労選択支援」が新たな障がい福祉サービスとして開始。

◇令和８年７月…障害者雇用率の更なる引上げ

・民間企業の法定雇用率が 2.5%から 2.7%へ、国・地方公共団体では 2.8%から 3.0%へ、都道府県等の教育委員会では 2.7%から 2.9%へ引き上げられた。これにより、障がい者の雇用義務の対象となる民間企業の範囲も、常用労働者 40.0 人以上から 37.5 人以上へ拡大。

◇令和８年…第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画に係る基本指針の改正

・令和９年度から令和 11 年度までを計画期間とする第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の策定に向け、基本指針が改正されました。障がい者等が希望する地域生活の実現、相談支援体制の充実、障がい福祉サービスの質の確保・向上、地域の実情に即したサービス提供体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容などの方向性が示された。

8　施策推進にあたっての課題

本市では、これらを踏まえ、今後の施策推進にあたっての主な課題を次のとおり整理します。

課題の整理

分類した項目	施策推進にあたっての課題
1　相談支援・情報提供体制の充実	障がい者調査では、矢板市障がい児者相談支援センター、基幹相談支援センター及び成年後見制度の認知度・利用割合が低く、障がい福祉サービスの情報入手先は「市役所や相談支援事業所などの窓口」48.4%、「インターネット」46.7%となっています。一般市民調査では、「障がい福祉サービスの利用、相談窓口の整備」が住みやすいまちに必要な取組として59.1%で最も多くなっています。 このため、身近で相談できる総合的・専門的な相談支援体制を充実するとともに、窓口、ウェブサイト、SNS、医療機関、学校、事業所等を通じた重層的な周知が必要です。 また、障がい特性に応じた分かりやすい情報提供と、複雑化・複合化した課題を多機関で受け止める連携体制が求められます。
2　地域生活を支えるサービスと生活基盤の確保	障がい者調査では、将来も「今のまま生活したい」が50.8%で最も多く、地域生活に必要な支援は「経済的な負担の軽減」76.2%、「緊急時の受け入れ対応」36.1%、「専門的な対応ができる人材の養成・確保」35.2%となっています。知的障がい者では、住居の確保や生活訓練へのニーズもみられます。 このため、所得保障や医療費等の負担軽減に加え、相談支援、在宅サービス、住まい、日中活動、緊急時対応、専門人材等を組み合わせ、本人の希望に沿った地域生活を支える必要があります。「親なき後」や家族の高齢化も見据え、地域生活支援拠点等の機能充実と継続的な意思決定支援が求められます。

分類した項目	施策推進にあたっての課題
３　保健・医療と福祉の連携	障がい者調査では、市が一層取り組むべきこととして所得保障や医療費の負担軽減、福祉・保健・医療の総合相談体制が挙げられています。また、災害時の不安では「投薬や治療が受けられない」が58.2%で最も多くなっています。一般市民調査でも、必要な取り組みとして「保健、福祉、医療の連携による居宅サービスの充実」が41.8%となっています。 このため、平常時から保健、医療、福祉及び相談支援機関が情報を共有し、健康管理、医療費支援、リハビリテーション、精神保健、難病支援等につなぐ体制が必要です。医療継続が必要な人については、災害時も含めた個別の支援体制を整えることが求められます。
４　就労と職場定着への支援	障がい者調査では、就労支援として「短時間勤務や勤務日数などの配慮」60.7%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」59.8%、「在宅勤務の拡充」45.9%が上位となっています。一般市民調査でも、障がい者への理解を深めるために「障がい者の就業の場を広げること」が 47.2%、住みやすいまちに必要な取組として「雇用の場の確保」が 44.9%となっています。 このため、一般就労及び福祉的就労の場を確保するとともに、本人の希望と適性に応じた就労選択、短時間勤務や在宅勤務、通勤への配慮、職場の理解促進、就職後の定着支援を一体的に進める必要があります。企業、就労支援機関、教育機関及び福祉事業所の連携が求められます。
５　移動・外出と社会参加の環境整備	障がい者調査では、外出時の交通手段として自ら運転する自動車や家族が運転する自動車が多く、外出目的は買い物、通勤・通学・通所等が中心です。一般市民調査では、社会参加を阻む要因として「どんな行事や活動があるかわからない（情報が伝わってこない）」52.8%、「会場までの移動・交通手段が不便で利用しにくい」46.3%、「身近なところで参加できる行事や活動が少ない」43.8%、「移動やコミュニケーションの支援を行う人が身近にいない」42.6%が上位に挙げられています。 このため、公共交通、福祉タクシー、移動支援、同行援護等を組み合わせた移動手段の確保が必要です。また、活動情報、会場のバリアフリー、意思疎通支援、人的支援及び主催者による合理的配慮を充実し、文化芸術、スポーツ、学習及び地域活動への参加を促進することが求められます。

分類した項目	施策推進にあたっての課題
6　防災・防犯と安全・安心の確保	障がい者調査では、災害時の困りごととして「投薬や治療が受けられない」58.2%、「避難場所の設備や生活環境が不安」48.4%、「迅速に避難できない」27.9%、「周囲とコミュニケーションがとれない」26.2%となっています。障がいの種類によって不安の内容にも違いがみられます。 このため、避難行動要支援者名簿と個別避難計画の整備、福祉避難所の確保、医療・服薬の継続、電源や補装具等の備え、情報保障及び意思疎通支援を進める必要があります。本人、家族、地域、福祉事業所、医療機関、防災関係機関が平常時から連携し、訓練を通じて実効性を高めることが求められます。
7　差別解消・権利擁護と合理的配慮の推進	障がい者調査では、差別や嫌な思いをした経験がある（ある、少しある）の割合は 59.0%で、仕事や収入面、街中での人の視線、教育の場等が挙げられています。障がい児調査でも経験がある（ある、たまにある）の割合は 49.2%で、「学校や保育所など教育の場」が 56.3%と最も多くなっています。一般市民調査では、差別や偏見を感じる（よく感じる、ときどき感じる）の割合が 69.0%となっています。 このため、障害者差別解消法と合理的配慮の具体例を市民、事業者、学校、市職員等に周知し、対話を通じた社会的障壁の除去を進める必要があります。また、虐待の早期発見・相談・通報体制、成年後見制度等の利用支援、本人の意思を尊重する意思決定支援を充実することが求められます。
8　障がい理解・福祉教育と地域交流の促進	一般市民調査では、障がい者への関心は高く、関わりを持ったことがある人は 69.9%である一方、理解を深めるために必要なこととして「障がい者と地域の人が接する機会が増えること」が 56.5%で最も多くなっています。また、障がい者との関わり方は「意識しないで普通に接したい」が 73.6%ですが、施設や生活の場面で配慮した経験がある人は 29.0%にとどまっています。 このため、啓発や知識の普及に加え、学校、職場、文化芸術、スポーツ、地域行事等で共に活動する機会を増やす必要があります。過度に特別視することなく、本人の意思を確認しながら必要な手助けや合理的配慮を実践できるよう、福祉教育、体験学習、出前講座及びボランティア育成を進めることが求められます。

分類した項目	施策推進にあたっての課題
９　早期発見・早期療育と切れ目のない障がい児支援	障がい児調査では、通園・通学で困っていることは、「友達ができない」16.1%、「通うのが大変」14.5%、「活動・授業についていけない」12.9%となっています。卒業後の希望は、就職、大学・専門学校への進学、就労支援施設への通所、職業訓練校等に分かれています。一般市民調査でも、「障がいのある子どもに対する支援の充実」が重要な取組として 40.3%となっています。 このため、乳幼児健康診査、発達相談、療育等による早期支援から、保育、教育、放課後、進路、成人期への移行まで、ライフステージに沿った切れ目のない支援が必要です。子どもの最善の利益と意思を尊重し、保健、医療、福祉、保育、教育及び就労支援機関の連携を強化することが求められます。 また、障がい児の家族が抱えるケアの負担は、家庭内の役割として捉えられやすく、家族自身が支援を必要としていることが把握されにくい状況があります。このため、保護者だけでなく、きょうだいなどのヤングケアラーを含めた家族全体の状況を把握し、障がい児本人への支援と家族への支援を一体的に進める必要があります。さらに、家族の精神的負担、休息の確保、就労・就学、将来への不安等に配慮し、相談支援、レスパイト、家族同士の交流、訪問支援及び関係機関の連携を継続的に行うことが課題となっています。
10　医療的ケア児等への専門的支援と家族支援	障がい児調査では、放課後の活動として「放課後等デイサービスの利用」が 69.4%と多く、「自宅で過ごす」が 43.5%となっています。 また、教育の場で差別や嫌な思いをした経験、通園・通学や友人関係に関する困りごとがみられます。本計画では、医療的ケア児、重症心身障がい児及び強度行動障がいのある子ども等への専門的支援が必要な施策として位置づけられています。 そのため、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、保育及び教育の連携を進め、通園・通学、サービス利用、短期入所、災害時対応等を包括的に支援する必要があります。児童発達支援、放課後等デイサービス等の量と質を確保するとともに、保護者の就労継続や休息、きょうだいを含む家族全体への支援が求められます。

分類した項目	施策推進にあたっての課題
11 障がい福祉人材の確保とサービスの質の向上	障がい者調査では、地域生活に必要な支援として「専門的な対応ができる人材の養成・確保」が 35.2%となっています。一般市民調査でも、住みやすいまちに必要な取組として「専門的な人材の養成、確保」が 50.3%で上位となっています。 このため、相談支援専門員、福祉・介護職員、医療的ケアや強度行動障がい等に対応できる専門人材の確保・育成が必要です。研修、多職種連携、事業所間の情報共有、働きやすい職場環境づくり及びＩＣＴ等の活用を進め、サービスの安定的な提供と質の向上を図ることが求められます。

○ 第２部　第６次矢板市　○
○　　障がい者福祉計画　○

□第１章　計画の基本的な考え方

□第２章　障がい者施策の展開

第２部　第６次矢板市障がい者福祉計画

第１章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現に向けて取り組みを進めてきました。

本計画においても、従来の基本理念を継承し、以下を基本理念と定めます。

ともにつくる、すべての人が
いきいきと生活できるまち・矢板

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生できる社会こそ、本市の考える地域社会のあるべき姿です。その実現のためには、すべての市民が障がいや障がいのある人に対する差別や偏見を無くしていくことはもちろん、理解を深め、正しい認識を持ち、障がい者への配慮や支援を普通のこととして日常的に行われることが望まれます。

この基本理念のもと、地域に暮らす互いの存在を認め合い・思いやり・支え合いながら、誰もがいきいきと暮らすことのできるまちづくりを、すべての市民と共に進めていきます。

2　計画の基本目標

今後の障がい者施策の課題や前計画である第５次計画の基本目標を踏まえ、第６次計画の基本目標として次の５つの目標を掲げます。

●基本目標１　障がい者の地域生活の基盤づくり

障がい者施策の目指すところは、障がいのある人の自立と、本人が希望する地域での生活の実現です。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、心身の状況や生活上のニーズに応じた相談支援、障がい福祉サービス、保健・医療、生活安定のための支援を充実します。

また、関係機関が相互に連携し、必要な支援が切れ目なく提供される体制を整えることで、一人一人の生活の質の向上を図ります。

●基本目標２　障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり

障がいのある人が、その適性や能力に応じて働き、学び、文化芸術やスポーツ、地域活動等に参加することは、自立した生活と生きがいの実現につながります。

本人の希望に応じた就労選択、一般就労への移行と定着、福祉的就労の充実を図るとともに、多様な社会参加の機会を確保し、障がい特性やライフステージに応じて個性と能力を発揮できる環境づくりを推進します。

●基本目標３ 障がい者が生活しやすいまちづくり

障がいのある人が安全で快適に暮らすためには、道路、建築物、住まい、交通等の物理的な障壁を取り除くとともに、災害、防犯、消費者被害等に備えた地域の安全・安心を確保する必要があります。

そのため、社会モデルの考え方に基づき、生活環境にある様々な障壁を取り除き、誰もが利用しやすく暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、必要な情報を取得し、自らの意思を表明できるよう、情報アクセシビリティと意思疎通支援を充実、情報環境のバリアフリー化を推進します。

●基本目標４　障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、障がい者への理解を一層深めることはもちろん、障害者差別解消法の趣旨に基づき障がい者への偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障がい者の権利を守るための取り組みなどを総合的に推進することが求められます。

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念を普及するとともに、全ての市民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進するとともに、市民によるボランティア活動や合理的配慮※などの実践を促進します。

※合理的配慮：障がい者が、障がいの特性やそれぞれの状況によって生活の中で発生する困難さを取り除くために講じられる個別の調整や変更のこと。障がい者からの何らかの助けの求めがあった場合、過重な負担にならない範囲で、可能な限り、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図る。

●基本目標５　障がい児支援の充実

障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもが、身近な地域で健やかに成長し、持てる力と可能性を十分に発揮できるよう、早期発見から療育、保育、教育、放課後、進路まで、ライフステージに沿った切れ目のない支援を推進します。

また、子ども本人の最善の利益と意思を尊重し、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携するとともに、医療的ケア児やその家族を含め、個々の状況に応じた専門的な支援と家族支援の充実を図ります。

3　重点的な取り組み

基本目標に沿った重点的な取り組みについては、第５次計画を踏襲して取り組んでいきます。

（１）矢板市地域自立支援協議会の機能強化【担当課：社会福祉課】（基本目標１内）

対応困難事例への対応や関係機関のネットワークの中核機関である矢板市地域自立支援協議会に、６つの部会を設置しています。各部会には、それぞれの部会のテーマや性質における「障がい者を取り巻く地域の課題を抽出」、「課題の解決策の検討とその実践」などの役割を期待し、各部会の活動を通じた地域の問題解決に関する仕組みの定着を図ります。

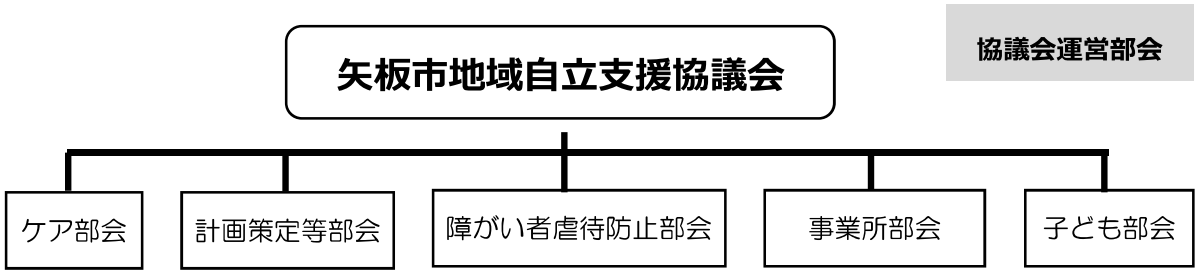

協議会運営部会

〇専門部会の設置、見直しに関すること

ケア部会

〇各委員の所属機関での対応困難事例について協議、地域課題の検討

〇障がい福祉に関する出前講座の実施

計画策定等部会

〇第５次矢板市障がい者福祉計画、第７期矢板市障がい福祉サービスプランのPDCAの実施

〇第６次矢板市障がい者福祉計画、第８期矢板市障がい福祉サービスプラン策定

障がい者虐待防止部会

〇虐待早期発見のチラシの配布と虐待についての講習会等の開催

事業所部会

〇市ホームページへの事業所情報の更新

〇地域生活支援拠点等の協議

子ども部会

〇医療的ケア児支援に関すること

〇医療的ケア児のためのガイドブック作成

（２）就労移行支援事業【担当課：社会福祉課】（基本目標２内）

一般就労への移行を希望する障がいのある人にとって、働くためのビジネスマナーや基礎的な生活リズムの確立、さらには個々の障がい特性に応じた専門スキルの習得は極めて重要です。これまで就労移行支援事業所等において訓練や就職活動支援が行われていますが、求職者のニーズの多様化（精神障がい・発達障がい等の増加など）や、企業の求める専門性の高度化に対応するため、支援の質の向上や、より実践的なプログラムの展開が求められています。

一般就労への確実なステップアップを図るため、就労移行支援事業所等における専門的なプログラムの充実や、個別の支援計画に基づくきめ細やかなトレーニングを推進します。また、関係機関との連携を強化し、訓練から実際の職場実習、就職、そして定着までが円滑につながる支援体制を構築します。

（３）災害時の障がい者支援の体制づくり【担当課：社会福祉課・生活環境局】（基本目標３内）

災害時の障がい者を支援する体制づくりとして、情報の把握に努め、「避難行動要支援者名簿」を作成・更新します。

消防署、警察署、民生委員児童委員、行政区長等に名簿を提供し、社会福祉協議会、消防団、自主防災組織等を含めた避難支援等関係者との連携体制の構築を図り、「避難行動要支援者名簿」に基づき支援します。一方で、障がい者アンケートによると「避難行動要支援者名簿登録制度」を知らないことが約半数を占める現状であることから、制度の周知を図り、登録を促進します。

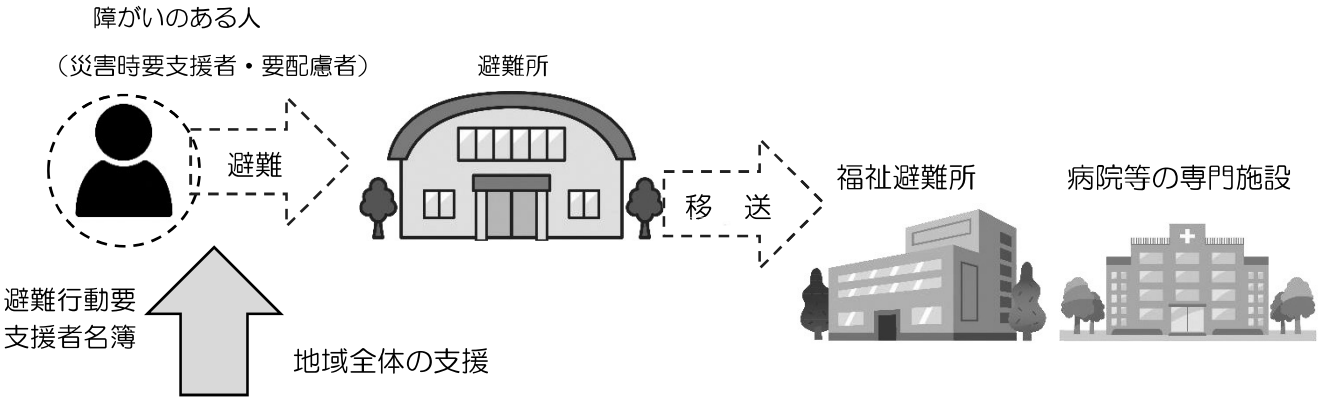

避難支援等関係者		
民生委員児童委員	行政区長	警察署
社会福祉協議会	自主防災組織	消防署
	消防団	

（４）障がい福祉出前講座（市民への啓発、理解の促進）【担当課：社会福祉課】（基本目標４内）

障がいのない人が、障がいのある人を理解することは、一般的な知識では困難であることから、体験を通じて市民への理解を促します。

障がい者も生活している地域社会において、多くの市民に、障がい者の存在や傷つきやすい気持ちを分かち合ってもらえるよう、矢板市地域自立支援協議会ケア部会が中心となって、障がい者福祉ボランティア等の協力を得ながら出前講座を実施します。

今後は、より多くの市民に対して、障がい及び障がい者への理解の促進と啓発を図るため、出前講座の実施回数の増加と参加者の拡大を推進します。

（５）障がい児と家族への切れ目のない支援体制の強化【担当課：社会福祉課・こども課・教育総務課】（基本目標５内）

障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもが、身近な地域で必要な支援を受けながら健やかに成長できるよう、妊娠期・乳幼児期から学齢期、卒業後の生活への移行まで、ライフステージに沿った切れ目のない支援体制を強化します。

また、子ども本人の最善の利益と意思を尊重し、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が情報を共有するとともに、医療的ケア児や重症心身障がい児等への専門的支援、障がい児通所支援の充実、保護者やきょうだい、ケアラー等を含む家族支援を一体的に進めます。

重点取組の全体像

子どもと家族を中心に、次の４つの取組を相互に連携させ、成長段階や生活状況が変化しても支援が途切れない体制を目指します。

１　早期発見・早期療育	乳幼児健康診査、乳幼児訪問、発達相談、ことばの相談等を通じて、発達上の課題や支援ニーズを早期に把握し、必要な療育や専門的支援につなげます。

↓

２　保育・教育との連携	幼・保・小連携巡回相談、教育支援委員会、特別支援教育コーディネーター、保育所等訪問支援等を活用し、就学前から卒業後まで必要な情報を引き継ぎます。

↓

３　医療的ケア児支援	医療的ケア児等コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関を調整し、通園・通学、サービス利用、家族支援及び災害時対応を支えます。

↓

４　放課後等デイサービス等の充実	児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の提供体制と質の向上を図り、放課後や長期休業時の居場所、保護者の就労継続及び休息を支援します。

関係機関の連携

連携分野	主な役割
母子保健・子育て	健康診査、訪問、発達相談、保護者支援
医療・療育	診療、リハビリテーション、専門的な発達支援
福祉・相談支援	サービス利用支援、障がい児支援利用計画、家族への相談支援
保育・教育	合理的配慮、個別の支援、移行期の情報共有
地域・事業所	居場所、地域交流、通所支援、緊急時・災害時支援

重点的に進める内容

支援ニーズの早期把握と相談への接続

乳幼児健康診査や相談等で把握した支援ニーズについて、保護者の不安に寄り添いながら、医療機関、相談支援事業所等の必要な支援につなげます。

移行期における情報共有

保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校等の間で、本人と保護者の意向を踏まえて必要な情報を共有し、就学、進級、進学及び卒業後の生活への移行を支援します。

保育・教育の場における合理的配慮

障がいの有無にかかわらず共に学び育つことができるよう、子どもの教育的ニーズに応じた支援、施設環境の改善、教職員等の理解促進及び保育所等訪問支援の活用を進めます。

専門的支援を必要とする子どもへの対応

医療的ケア児、重症心身障がい児、強度行動障がいのある子ども等について、地域自立支援協議会子ども部会等で課題を共有し、専門職及び関係機関の連携による支援体制を整えます。

障がい児通所支援の提供体制と質の向上

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援及び障害児相談支援について、必要な提供量の確保と職員の専門性の向上を図ります。

家族全体への支援

保護者の相談、就労継続及び休息を支えるとともに、きょうだいを含む家族全体の状況に配慮し、必要な制度、サービス、地域資源につなげます。日常的に介護、見守り、養育、通院・通学等の付き添い、医療的ケア等を担う家族をケアラーとして捉え、家族自身の負担軽減と生活の質の向上を図ります。

４　計画の体系

基本理念のもと、基本目標と展開する施策の関係を図に表すと以下のとおりとなります

基本理念	基本目標	施策の方向
ともにつくる、すべての人がいきいきと生活できるまち・矢板	基本目標１ 障がい者の地域生活の基盤づくり	１　相談支援体制の充実 ２　障がい福祉サービス等の展開 ３　保健・医療サービスの充実 （１）健康づくり・障がい予防の推進 （２）医療・リハビリテーションの充実 （３）難病に関する支援の充実 ４　生活安定・経済的自立の支援
	基本目標２ 障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり	１　就労支援の推進 （１）一般就労の促進 （２）福祉的就労の場の充実 ２　スポーツ・レクリエーション及び地域活動等の推進
	基本目標３ 障がい者が生活しやすいまちづくり	１　障がい者に対応したまちの整備 （１）生活環境のバリアフリー化と住まいの確保 （２）移動支援と交通環境の充実 ２　安心して生活できるまちづくり ３　情報・コミュニケーション環境の向上 （１）情報提供の充実 （２）意思疎通支援の充実と行政上の配慮
	基本目標４ 障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり	１　福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進 ２　ボランティア活動と地域福祉の推進 ３　差別解消・虐待防止と権利擁護の推進
	基本目標５ 障がい児支援の充実	１　早期発見・早期療育 ２　保育・教育との連携 ３　医療的ケア児及びケアラー支援体制の推進 ４　障がい児の教育環境の充実 ５　児童福祉法に基づくサービスの充実

第２章　障がい者施策の展開

基本目標１　障がい者の地域生活の基盤づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困りごとを気軽に相談でき、必要な支援やサービスにつながる体制が地域生活の基盤となります。また、障がいの重度化・高齢化や家族の高齢化、「親なき後」を見据え、住まい、日中活動、医療、緊急時対応等を包括的に支えることが求められます。

本市では、社会福祉課、矢板市障がい児者相談支援センター、サービス事業所、医療機関、地域自立支援協議会等が連携し、相談支援と障がい福祉サービスの提供に取り組んできました。今後は、複雑化・複合化した生活課題にも対応できる相談支援体制を整え、本人の意思決定を尊重しながら、必要なサービスを適切に組み合わせることが重要です。

このため、相談支援体制と障がい福祉サービスの充実、保健・医療・リハビリテーションとの連携、生活安定と経済的自立への支援を進め、一人一人の生活の質の向上と地域生活の継続を支えます。

➤施策の方向

- １　相談支援体制の充実
- ２　障がい福祉サービス等の展開
- ３　保健・医療サービスの充実
  - （１）健康づくり・障がい予防の推進
  - （２）医療・リハビリテーションの充実
  - （３）難病に関する支援の充実
- ４　生活安定・経済的自立の支援

施策の方向１　相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が抱える課題は、障がいの状態、年齢、生活環境、家族状況等によって異なり、複数の分野にまたがる場合もあります。

このため、市の窓口、矢板市障がい児者相談支援センター、相談支援事業所、医療機関、地域自立支援協議会等の連携を強化し、総合的・専門的な相談支援と継続的な支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
相談支援の充実	相談窓口の機能強化と多機関連携により、複雑化するニーズに対応するとともに、アウトリーチや意思決定支援を通じて、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。
専門的な相談支援体制の整備	民間の相談支援事業所（「矢板市障がい児者相談支援センター」）への委託により、障がい者の特性に配慮した専門的な相談窓口の確保を図ります。 利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供するため、市内及び広域の相談支援事業所との連携を図り、障害支援区分の認定調査、サービス等利用計画の作成などの支援体制の整備に努めます。
障害者手帳の交付	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付事務を行います。
矢板市地域自立支援協議会の機能強化	困難事例への対応や関係機関のネットワークの中核機関である矢板市地域自立支援協議会で、障がい者を取り巻く地域の課題の解決を図ります。 また、自立支援協議会への当事者等の積極的な参加に努めます。
心配ごと相談	住民の日常生活に関する相談に応じ、適切な助言及び援助を行います。 ●相談場所…矢板公民館
無料法律相談	弁護士による無料法律相談を行います。（予約制） ●相談場所…矢板公民館
成年後見相談会	障がい者や高齢者などの成年後見に関した専門家による無料相談を行います。（予約制） ●相談場所…矢板公民館
ひきこもり、就労などの社会的自立に関する相談支援	ひきこもり、就労などの社会的自立に関する相談支援では、ひきこもりサポーター派遣事業の実施、関係機関との連携を図り、個人の状況に応じた継続的な支援を行います。 また、矢板健康福祉センターと連携し、精神科医等による専門相談につなげるなど、自立、回復を促進します。

施策の方向２　障がい福祉サービス等の展開

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らし続けることができるよう、心身の状況や生活上のニーズに応じた障がい福祉サービス等の提供、補装具や日常生活用具等の給付を行います。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
障がい福祉サービス等の提供体制の充実	障害者総合支援法に基づく「障がい福祉サービス」、児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保・充実を図ります。 ●訪問系サービス：「居宅介護（ホームヘルプサービス）」「行動援護」など ●日中活動系サービス：「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」など ●居住系サービス：「共同生活援助」「施設入所支援」 ●相談支援：「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」 ●児童福祉法に基づくサービス：「児童発達支援」「放課後等デイサービス」など
補装具費給付	障がい者、難病患者等の日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具費の給付、修理を行います。（自己負担あり） 対象者：身体障害者手帳を所持している方、難病患者等の方
日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者、難病患者等の日常生活をしやすくするために、日常生活用具の給付を行います。（自己負担あり） 対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を所持している方。難病患者等の方
身体障がい者訪問入浴サービス	移動浴槽車を配車して、入浴介助を行い、身体障がい者が健康で安らかな生活を営むことができるように援助します。 対象者：身体障害者手帳１、２級、独力での入浴が困難な方
福祉機器の貸し出し	疾病、けが、障がい等により、一時的に福祉機器を必要とする方に、福祉車両、車いすの貸出を行います。
介護用品支給	本市に在住の常時おむつを必要とする在宅者で、要介護４・５の高齢者及び重度心身障がい児者で、ストマ用装具給付対象外の障がい児者に対し、紙おむつ等の給付券を交付します。

施策の方向３　保健・医療サービスの充実

（１）健康づくり・障がい予防の推進

障がいの早期発見や障がいの予防のため、健康診査や保健指導等を実施します。また、成人の生活習慣病対策として、保健事業や介護予防事業等を推進するとともに、心の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発や相談支援を行います。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
成人健康診査・保健指導・健康教室等	健康診査を実施し、個別指導が必要な市民に対しては、健康教室・健康相談・訪問指導等を行います。 ●特定健康診査　●30 歳・35 歳健診 ●後期高齢者健診 ●各種がん検診 ●胃がんリスク検診　●骨粗しょう症検診 ●肝炎ウイルス検査　●歯周疾患検診 ●特定保健指導　●健康相談 ●健康教室
心の健康相談事業	気持ちが落ち込む、人間関係がうまくいかないなど、心のことで悩んでいる本人や家族を対象に相談事業を予約制で行います。

（２）医療・リハビリテーションの充実

障がいの軽減、機能の回復・維持及び地域生活の継続を支えるため、自立支援医療や医療費助成制度の周知と円滑な利用促進に努めます。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
自立支援医療費給付	障がいの軽減や機能の回復のための医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を受けた際の医療費を給付します。（ただし、県で指定した医療機関とする）
重度心身障がい者医療費助成	重度の心身障がい者が、医療機関にかかった場合、支払った費用（保険診療分）を助成します。一部自己負担あり。 対象者：身体障害者手帳１、２級の方、療育手帳Ａ1、A2 相当の方、身体障害者手帳３、４級であって、療育手帳 B1 相当の障がいを重複している方、精神障害者福祉手帳１級の方
自立訓練	医療機関や栃木県立リハビリテーションセンターと連携し、知識や能力向上により自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供を図ります。
高次脳機能障がい者への支援	高次脳機能障害支援拠点機関と高次脳機能障害地域支援拠点機関との連携を図り、高次脳機能障がいを持つ人や家族に向けた情報提供や相談対応等の支援を行います。

（３）難病に関する支援の充実

難病は長期にわたる療養が必要となる場合があり、本人と家族には身体面だけでなく、心理面、生活面及び経済面を含む支援が求められます。難病及び小児慢性特定疾病に関する制度や相談窓口の情報提供に努め相談支援を行います。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
難病患者等福祉手当	治療の確立していない難病の方やその保護者の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るため、特定医療費（指定難病）受給者証等受給者に対し、年１回手当を支給します。
在宅の難病患者等に対する支援	難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の対象が拡大されたことから、その周知を図ります。 また、在宅療養を続ける難病患者の生活支援のため、必要な障がい福祉サービスの利用支援や日常生活用具の給付等を行います。

施策の方向４　生活安定・経済的自立の支援

障がいのある人とその家族が地域で安定した生活を送るためには、年金制度、医療費の負担軽減、各種手当、税や各種割引等の減免制度の周知を図るとともに適切な運用に努め、経済的自立を支援します。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
国民年金（障害基礎年金）の支給	国民年金に加入中に、初診日がある傷病で障がい者になり、一定の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が 60 歳から 65 歳になるまでに障がい者になったとき、または 20 歳前に初診日のある傷病で障がい者になったときに 20 歳から支給します。
特別障害給付金の支給	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受給していない障がい者の人に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を鑑み、福祉的措置として支給します。
各種障害手当の支給	経済的負担軽減のため、本人もしくは養育者に手当を支給します。 ●障害児福祉手当：20 歳未満の在宅の重度の障がい児 ●特別障害者手当：20 歳以上の在宅の重度の障がい者 ●特別児童扶養手当：心身障がいのある 20 歳未満の児童を扶養している保護者等。 ●重度心身障害児者介護手当：日常生活の困難な重度身体障害児者及び重度知的障害児者を常時介護している者
税や各種割引・減免制度の周知	自動車税等の減免、ＪＲ・バス・航空・タクシー運賃、有料道路通行料金などの割引、県立施設等の利用料減免制度についての周知を図ります。
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者を含む世帯を対象に資金の貸付けを行います。 審査実施機関：栃木県社会福祉協議会 申請窓口：矢板市社会福祉協議会

基本目標２　障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり

障がいのある人が、本人の希望、適性、能力に応じて働き、学び、地域の活動に参加することは、経済的な自立だけでなく、生きがいや自己実現、地域とのつながりを得る上でも重要です。

本市では、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、福祉サービス事業所等と連携し、一般就労への移行や福祉的就労の場の確保に取り組むとともに、スポーツ、文化芸術、地域活動等への参加を支援してきました。今後は、就労選択支援を含め、本人が自分に合った働き方を選択できる支援、就職後の定着支援、職場における合理的配慮を充実する必要があります。

また、情報、移動、コミュニケーション等の障壁を取り除き、障がいのある人が多様な活動に参加できるよう、関係機関や地域と連携して、自立と社会参加を支える環境づくりを進めます。

➤施策の方向

- **１　就労支援の推進**
  - （１）一般就労の促進
  - （２）福祉的就労の場の充実
- **２　スポーツ・レクリエーション及び地域活動等の推進**

施策の方向１　就労支援の推進

（１）一般就労の促進

障がいのある方が、本人の適性、能力及び必要な配慮を踏まえて職業を選択できるよう、関係機関と連携した職業相談、就労選択支援、就労移行支援等を進めます。

また、企業等に障がい者雇用制度や合理的配慮を周知し、短時間勤務、柔軟な勤務形態、通勤への配慮等の就労環境づくりと、就職後の定着支援を促進します。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
関係機関との連携による職業相談	公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉人材センターなど各関係機関・施設等との連携を強化し、障がい者の雇用につながる情報交換やネットワークの構築と障がい者の職業相談に努めます。 職業準備訓練のあっせん、職業実習先との調整・就職後の助言、雇用管理の助言、特別支援学校卒業生のフォローアップを行います。 また、就労選択支援事業等のサービスを活用し、本人の希望、就労能力、適性等にあった就労先や働き方が選択できるようサポートします。
就労選択支援事業	障がい福祉サービスの就労選択支援事業のサービスを活用し、本人の希望、就労能力、適性等にあった就労先や働き方が選択できるようサポートします。
就労移行支援事業	障がい福祉サービスの就労移行支援事業の確保を図り、障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、障がい者が一般就労へとつながるよう支援します。
障がい者雇用の広報・啓発	障害者雇用制度の趣旨の普及・啓発を図るとともに、商工会、関係機関との連携のもと、市内及び近隣の企業等に対して、障がい者の特性に合わせた職種・業務の創出と積極的な雇用を働きかけていきます。
障がい者の就労環境の向上のための広報・啓発	障がい者が無理なく就労環境を整えていけるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解の促進を図ります。 就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司・同僚等の理解の促進するための広報・啓発を行います。

（２）福祉的就労の場の充実

一般就労が困難な人にとって、福祉的就労は、働く機会、能力を高める機会、訓練を受ける場として重要です。

また、障がい者就労施設等からの物品・役務の優先調達、製品の販売機会の拡大等を通じて、働く場の確保と就労環境の充実を図ります。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
就労継続支援事業	障がい福祉サービスの就労継続支援事業の確保を図り、障がい者の福祉的就労の場の充実に努めます。
福祉的就労を担う団体・組織等への支援	障がい福祉サービス事業所のみならず、障がい者支援団体、障がい者家族会、体験事業所なども含め、福祉的就労を担う団体・組織等の活動を支援します。
障がい者施設等の販売機会等の拡大	市において随意契約可能な物品や役務の受注については、調達方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。 障がい者が製作した作品の販売や出店などについての計画・活動を支援するとともに、販売機会の拡大に努めます。

施策の方向２　スポーツ・レクリエーション及び地域活動等の推進

地域活動等は、健康づくりや余暇の充実に加え、自己表現、生きがい、交流及び社会参加につながる重要な活動です。

そのため、障がいの特性に応じた参加機会を確保し、活動情報の提供、会場への移動、施設利用、意思疎通等に必要な配慮に努めます。

また、地域活動支援センター、フリースペース等を通じて、身近な地域で交流し、役割を持って参加できる場を充実します。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
障がい者スポーツへの支援	ビームライフルを用いたクレー射撃、フライングディスク、ペタンクなど、障がい者が気軽に楽しむことのできるスポーツ教室を支援します。 また、県内の身体・知的障がい者を対象とした「栃木県障害者スポーツ大会」の周知と参加促進を図ります。
フリースペース	障がいのある人やその家族が気軽に安心して集まり、自由に交流や相談をすることができる場所として、毎月１回「フリースペース」を開設する事業を実施します。
地域活動支援センター事業	障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センターⅡ型事業所の利用促進を推奨します。 また、地域活動支援センター事業への参入を民間企業に対して働きかけ、障がい者等（ひきこもりを含む）の利用を促進します。
地域活動全般におけるノーマライゼーションの推進	地域におけるさまざまな活動において、障がい者が普通に参加できる地域社会を目指し、障がいのある人とない人との間の壁を取り払うための配慮や環境・体制づくりを推進します。

基本目標３　障がい者が生活しやすいまちづくり

障がいのある人が安全で快適に生活するためには、道路、公共施設、住まい、交通等の物理的な障壁を取り除き、円滑に移動し、必要なサービスや地域活動を利用できる環境を整えることが重要です。

また、地震、風水害等の災害時には、避難行動、服薬や医療の継続、避難所の生活環境、情報取得、意思疎通等に特別な配慮を必要とする場合があります。避難行動要支援者名簿や個別避難計画、福祉避難所等を活用し、平常時から地域や関係機関との支援体制を整える必要があります。

さらに、必要な情報を円滑に取得・利用し、自らの意思を表明できるよう、点字、音声、手話、要約筆記、やさしい日本語、手話リンクなどデジタル技術等を活用した情報アクセシビリティと意思疎通支援を推進し、安全・安心で誰もが生活しやすいまちづくりを進めます。

➤施策の方向

- **１　障がい者に対応したまちの整備**
  - （１）生活環境のバリアフリー化と住まいの確保
  - （２）移動支援と交通環境の充実
- **２　安心して生活できるまちづくり**
- **３　情報・コミュニケーション環境の向上**
  - （１）情報提供の充実
  - （２）意思疎通支援の充実と行政上の配慮

施策の方向１　障がい者に対応したまちの整備

（１）生活環境のバリアフリー化と住まいの確保

障がいのある人が安全かつ円滑に生活できるよう、道路の段差解消、誘導ブロック、公共施設等の設備改善を推進します。

また、本人の希望や支援ニーズに応じた地域生活を実現するため、住宅改修の支援やグループホーム等の居住の場の確保に努めます。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
道路・交通安全対策の推進	道路の歩道・車道の分離・段差解消、誘導ブロック敷設など障がい者の移動環境の整備、安全対策を推進します。
住宅改修の助成（日常生活用具給付等事業）	障がい者の家庭生活を快適にするために住宅の一部を改修する場合、その費用の一部を助成します。（限度額あり、１回限り）
グループホームの確保	障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの利用の促進を図るとともに、利用者のニーズを踏まえて、サービス提供基盤の充実に努めます。

（２）移動支援と交通環境の充実

障がいのある人が通勤、通学、通所、通院、買い物及び地域活動等に安心して出かけられるよう、移動支援の充実を図ります。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
移動支援等の充実	移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、地域生活支援事業の移動支援事業や障がい福祉サービスの行動援護などを通じた同伴者を確保できる環境を整え、障がい者の外出の支援を図ります。
福祉タクシー	通常の交通機関を利用することが困難な重度の心身障がい者の社会参加促進を図るため、タクシー料金の一部を助成します。 対象者：矢板市に居住する、身体障害者手帳１、２級の方、３級で下肢・体幹の機能障がいの記載のある方、療育手帳Ａ1、A2 の方、精神障害者保健福祉手帳１、２級の方、80 歳以上の高齢者
身体障がい者自動車運転免許取得費補助金交付事業	身体障がい者（要件あり）が運転免許の取得を希望する際に、その技術習得に要する経費を助成します。（限度額あり）
身体障がい者用自動車改造費給付事業	重度身体障がい者の就労等社会復帰の促進のために、身体障がい者の所有する自動車を運転に適応するための改造費を助成します。（限度額あり）
おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業（栃木県）	公共的施設に設けられている障がい者用の駐車場を、利用できる方を明らかにし、適正な利用を促進するため、県内に共通する利用者証を交付します。
リフト付きワゴン車の貸し出し	身体の不自由な人や高齢者などで、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、在宅福祉サービスの利用等のために移送用自動車を貸し出します。

施策の方向２　安心して生活できるまちづくり

障がいのある人が地域社会において、安心・安全に生活することができるよう、防災対策、防犯対策を推進します。

災害時においては、避難行動要支援者名簿に基づき避難支援関係者との連携体制の充実を図ります。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
地域防災計画の推進	新たに要配慮者施設や AED 設置施設の表示など、障がい者に配慮した取り組みを実施します。
災害時の障がい者支援の体制づくり	災害対策基本法を踏まえて「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、支援に活用します。災害時において、避難行動要支援者を支援するため、近隣住民や関係機関との連携体制の構築を図ります。
福祉避難所の確保	災害時において、障がい者が必要なケアや物資の支給などの支援を受け、障がい特性に配慮された避難生活を送れるよう、体制等の充実を図ります。
防犯対策の充実	警察との連携のもと、防犯意識の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。民生委員児童委員等の見守り活動を支援するとともに、自主的な防犯組織の育成と地域住民による防犯活動を促進します。
消費者トラブルの防止	警察、栃木県消費生活センターとの連携のもと、障がい者が不当な消費者犯罪などにまきこまれないように広報・啓発を行います。

施策の方向３　情報・コミュニケーション環境の向上

（１）情報提供の充実

障がいのあるすべての人に必要な情報がより的確に伝わるよう、情報提供の媒体や方法、体制等の充実を図ります。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
情報提供経路の拡充	施設や事業者、病院などは効果的な情報提供元としても期待できることから、配布物の設置や情報提供の協力を関係各所に要請します。
医療的ケア児のためのガイドブックの作成・配布	矢板市地域自立支援協議会子ども部会にて、相談の窓口、退院に向けての準備、福祉サービス、手当、災害時に備えての準備について等を掲載した「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」を作成、配布します。
声の広報	ボランティアグループ「さざ波」の支援を受け、広報「やいた」（月１回）、社協だより（年３回）、市議会だより（年４回）の内容を録音収録したCDを送付します。

（２）意思疎通支援の充実と行政上の配慮

視覚や聴覚、音声・言語の障がい等により、意思疎通に支援を必要とする人が、自らの意思を伝え、必要な手続や社会参加を行えるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣、情報・意思疎通支援用具の給付、手話リンク等を進めます。また、行政窓口、公共施設、選挙等において、本人との対話を通じて必要な合理的配慮を行い、意思決定と権利行使を支援します。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることが難しい障がい者等に、手話通訳者または要約筆記奉仕員の派遣を行い、障がい者の意思疎通を仲介します。
情報・意思疎通支援用具の給付	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置などの情報収集や情報伝達、意思疎通を支援する用具を給付します。
障がい者と行政の対話の推進	社会福祉課窓口に、軟骨伝導イヤホン・手話による遠隔操作タブレット・手話リンクによる本市への問い合わせ及び説明を円滑に行います。 また、フリースペースを開設し自由に交流や相談できる場所の提供をします。
選挙の投票所における障がい者への配慮	各投票所において、点字投票やスロープを取り付けるなどのバリアフリー化を推進し、選挙しやすい環境づくりに努めます。 ●点字投票：点字投票用の投票用紙や点字器を用いた点字による投票
代理投票・郵便投票の周知	障がい者の選挙権の行使を保障するために認められています。代理投票、郵便等による不在者投票の周知と利用支援を図ります。 ●代理投票：投票管理者に申請すると、補助者２名が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりかどうか確認する ●郵便等による不在者投票：投票所に行くことができない重度の身体障がい者等が自宅で投票をし、選挙管理委員会に郵送する

基本目標４　障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、障がいへの理解を深め、差別や偏見をなくし、必要な合理的配慮を社会全体で実践することが重要です。

また、障がい福祉ボランティア育成講座受講者等に福祉行事・イベント等に参加いただき地域行事等を通じた交流により障がいのある人とない人が共に活動し、相互理解を深める機会の推進に努めます。

障がい者虐待の防止、成年後見制度等の利用支援、意思決定支援を進め、本人の権利と尊厳を守ります。市民、団体、事業者、関係機関及び行政がそれぞれの役割を担い、互いに支え合う地域づくりを推進します。

➤施策の方向

- １　福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進
- ２　ボランティア活動と地域福祉の推進
- ３　差別解消・虐待防止と権利擁護の推進

施策の方向１　福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合うためには、障がいや障がいのある人について正しく理解し、日常生活の中で必要な配慮を実践することが重要です。

このため、学校教育、社会教育、広報・啓発、出前講座、交流活動等を通じて、幼少期から高齢期まで継続的な福祉教育を進めます。また、発達障がい、精神障がい、難病等を含む多様な障がい特性と合理的配慮について、分かりやすく周知します。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
学校教育における人権教育	人権尊重の精神を基盤とした福祉教育を推進し、障がいや障がい者への理解を深める教育活動の充実を図ります。児童生徒が多様性を認め合い、相手の立場に立って考え、行動できる豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、学校教育全体を通した取組を推進します。
体験活動等の推進	学校の総合的な学習の時間や地域の生涯学習等において、福祉体験活動や高齢者・障がいの疑似体験を通じ、障がい及び高齢者・障がい者への正しい理解を促進します。
交流教育	「居住地校交流事業」として、特別支援学校の児童生徒と自分の居住する地域の学校との交流事業の充実を図ります。
障がい等に関する正しい知識の普及・啓発	知的障がい、精神障がい、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）、難病、高次脳機能障がいなど、十分に理解が深まっていない障がい等について、正しい知識の普及と啓発を行います。
障害者週間等についての広報・啓発の推進	「共生社会」の理念や障害者週間（12月３日から９日まで）などの周知とともに、日常的に障がい者理解のための広報・啓発を推進します。
障がい福祉出前講座	インクルーシブ教育の１つとして、矢板市地域自立支援協議会ケア部会委員が中心となり、障がい者も生活している地域社会において、多くの市民が障がい者の存在や傷つきやすい気持ちを分かち合うための、出前講座を実施します。

施策の方向２　ボランティア活動と地域福祉の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らし、様々な活動に参加するためには、公的サービスに加えて、地域住民、団体、事業者等による支え合いが重要です。

このため、障がい者団体や家族会の活動を支援するとともに、手話奉仕員や障がい者福祉ボランティア等の育成、活動情報の提供、ネットワークづくりを進めます。

また、福祉行事等を通じて、障がいのある人とない人が共に参加し、交流できる機会を広げます。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
障がい者団体等の活動支援	障がい者団体や家族会等の活動の活性化に向け、助成や活動支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流や市の広報活動の担い手となる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的とした研修事業を行います。
各種行事への障がい者参加の促進	市が主催する行事などにおいて、介助者や手話通訳者の配置など福祉的視点を取り入れて、障がい者が参加しやすいように配慮します。 また、情報アクセシビリティを確保するためのインフラの整備に努めます。
障がい者福祉ボランティア育成講座の開催	市民を対象に、障がい者福祉に関する知識等を学ぶ機会を提供し、福祉行事等で活動できる障がい者福祉ボランティアを育成します。
ボランティアの活動支援	障がい者福祉ボランティア育成講座受講者を対象に、福祉行事等でのボランティア活動を支援します。
矢板市福祉まつり	障がいを持つ人もそうでない人も、子どもからお年寄りまでが、共に楽しみ、交流を深め、ボランティアのきっかけづくりの場を提供します。
矢板市福祉のつどい	矢板市の福祉発展のため、年１回、各福祉関係の団体・事業所・ボランティアが中心となり、市民全体が地域福祉の理解や認識を深め、笑顔を絶やさず健康で明るく過ごせる社会の実現を図ります。

施策の方向３　差別解消・虐待防止と権利擁護の推進

障がいのある人の尊厳と権利を守るため、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをなくし、社会的障壁を取り除くための合理的配慮を進める必要があります。

また、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応と、本人の意思に基づく生活の選択を支える取組が重要です。

そのため、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の周知、相談・通報体制と関係機関の連携を強化します。

そして、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の利用支援と意思決定支援を進め、本人の権利と財産、地域生活を守ります。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
障害者差別解消法への対応	平成 28 年４月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、国及び県と連携し、障がい者への差別の解消に関する啓発、障がい者差別解消支援地域協議会等の組織の充実に努めます。 国の策定する基本方針に基づき、社会的障壁の除去が図られるよう、必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
障害者虐待防止法の周知等	障害者虐待防止法により、虐待の発見者に対する通報が義務づけられていることについて、住民及び関係者への周知を図ります。 障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報を受けた場合には家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど適切な対応に努めます。
行政サービス等における配慮	行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政サービス等における合理的な配慮に努めます。
虐待防止ネットワークの構築	本市における要保護児童対策地域協議会、矢板市地域自立支援協議会、地域包括支援センターの協力体制のもと、栃木県障害者権利擁護センター、警察署、消防署などと連携を図り、虐待の未然防止を図ります。
成年後見制度の周知・利用支援	判断能力等が十分ではない方々が日常生活における損害を受けないよう、本人の権利を守るための制度の周知及び利用支援を図ります。 ※成年後見制度とは、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者や認知症高齢者等の日常生活を法律的に保護する制度です。
とちぎ権利擁護センター・あすてらすやいた	高齢者や障がい者の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活が送れるよう、暮らし、福祉などに関わるさまざまな相談に対応し、支援を行います。

基本目標５　障がい児支援の充実

障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもが、身近な地域で安心して成長し、その能力と可能性を十分に発揮するためには、保護者の気づきや乳幼児健康診査等により早期の相談と適切な療育につなげることが重要です。子どもの発達には一人一人違いがあることを踏まえ、本人と家族の不安に寄り添った支援が求められます。

また、乳幼児期から学齢期、卒業後の生活への移行まで、保健、医療、福祉、保育、教育等が情報を共有し、切れ目のない支援を提供する必要があります。保育所（園）、認定こども園、学校等においては、障がいの有無にかかわらず共に学び育つことができるよう、合理的配慮とインクルージョンを推進することが重要です。

医療的ケア児、重症心身障がい児、強度行動障がいのある子ども等、専門的な支援を必要とする子どもと家族が地域で安心して暮らせる体制を整えるとともに、保護者やきょうだいを含む家族全体への支援を推進します。

そのため、障がい児本人への支援に加え、日常的に介護、見守り、療育、通院・通学の付き添い、医療的ケア等を担う家族をケアラーとして捉え、家族自身の負担軽減と生活の質の向上を図ります。

利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供するために、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の提供体制と質の向上を図ります。

➤施策の方向

- １　早期発見・早期療育
- ２　保育・教育との連携
- ３　障がい児の教育環境の充実
- ４　医療的ケア児及びケアラー支援体制の推進
- ５　児童福祉法に基づくサービスの充実

施策の方向１　早期発見・早期療育

障がいの早期発見や障がいの予防のため、妊産婦・乳幼児健康診査、乳幼児訪問、健康相談、発達相談、ことばの相談等を通じて、発達上の課題や支援ニーズの早期把握に努めます。保護者の不安に寄り添い、こども発達支援センター、医療機関、相談支援事業所等と連携して、必要な療育や専門的支援へ切れ目なくつなぎます。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
妊産婦・乳幼児健康診査	妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査を実施し、妊産婦の病気や心身に障がいをもつ子ども、疾病や発達上の課題の早期発見に努め、早期治療や療育につなげます。
乳幼児訪問事業	育児支援や保健相談が必要と思われる乳幼児と保護者を対象に訪問を行います。
乳幼児健康相談・乳幼児発達相談事業	乳幼児健康相談を毎月実施するとともに、５歳児を対象に施設巡回発達相談を実施します。 乳幼児の身体、ことば、発達等に関する相談を実施し、心理士等の専門職が相談に応じます。
ことばの相談	ことばの遅れ、コミュニケーション、発音、吃音等に関する言語聴覚士による相談を実施します。
スクールカウンセラーの配置	小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の心の問題に関して相談を行い、暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見及び早期解決を目指します。

施策の方向２　保育・教育との連携

障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもが、地域の保育所（園）、認定こども園、学校等で、他の子どもと共に学び育つためには、一人一人の教育的ニーズに応じた支援と合理的配慮が必要です。

このため、幼・保・小連携巡回相談、教育支援委員会、特別支援教育コーディネーター、保育所等訪問支援等を活用し、福祉、保育、教育の連携を強化します。就学前から就学、進級、卒業後の生活への移行まで必要な情報を共有し、切れ目のない支援とインクルージョンを推進します。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
障がい児の保護者等に対する支援	障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課、関係機関との連携により、障がい児本人のみならず障がい児を持つ家族に対し、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。
こどもみらいそうだんしつ	特別な支援が必要な子どもの保護者等に対し、庁内関係各課の合同による相談室を開設し子どもの発達、日常生活、学校生活、進学、就職等の相談支援を行います
矢板市幼・保・小連携巡回相談	発達障がいのある幼児児童（可能性のある幼児児童を含む）への適切な指導・支援の充実を図るため、専門家による巡回相談を実施し、指導者の指導内容や指導方法の工夫・改善を支援します。
特別支援教育コーディネーターの配置	特別支援教育コーディネーターを配置し、校内における特別支援教育の中核として、配慮を要する児童生徒の実態把握や個別の教育支援計画等の作成・活用を推進するとともに、教職員間の連携・調整、保護者及び関係機関との連携、校内支援体制の整備・充実を図ります。
障害児相談支援	障がい児支援利用計画の作成、モニタリング及び関係事業者との連絡調整を行います。

施策の方向３　障がい児の教育環境の充実

障がいのあるこどもが、一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導・支援を受け、安心して学び、地域の中で共に育つことができる教育環境の充実が必要です。

そのため、教育・保育・福祉等の関係機関が連携し、就学相談や専門家による巡回相談、個別の教育支援計画等の作成・活用を通じて、一人一人に応じた支援を進めます。

また、教職員等の研修、学校施設のバリアフリ-化、学校外の活動場所の確保に努めます。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
矢板市教育支援委員会	障がいを持つ新学齢児、就学児の適切な就学についての審議を年２回行います。
矢板市幼・保・小連携巡回相談	医師、臨床心理士、特別支援学校及び特別支援学級の教員等がチームを編成して、保育所（園）・認定こども園・小学校を巡回訪問し、支援を必要とする子どもへの対応の仕方等についてアドバイスを行います。
特別支援教育コーディネーターの配置	小•中学校等において特別支援教育コーディネーターを配置し、相談対応等の校内指導体制の充実、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整を図ります。
特別支援教育の推進	小・中学校においては、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進し、すべての子どもが安心して学び、共に育つインクルーシブ教育システムの充実を図ります。
特別支援学校における交流と共同学習の推進	特別支援学校に在籍する障がい児が居住する地域の保育所(園)・認定こども園・小・中学校において、交流活動を推進します。
教職員等研修の実施	障がい児の普通学校への就学が増加しています。現状から、一般教職員の障がい児に対する理解を深めるための交流と研修の機会を設けます。
TT（ティーム•ティーチング）教員の配置	障がいのある児童生徒も含めてきめ細かい授業を行うために、少人数指導員配置の無い小学校に対し、ＴＴ（ティーム・ティーチング）教員を配置します。
学校施設のバリアフリー化	障がい児が支障なく学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。
学校外の活動場所の確保	学校や教育委員会等と連携を図り、放課後子ども教室・児童館における障がい児の受け入れなど、放課後や長期休業時の障がい児の活動の場の確保に努めます。

施策の方向４　医療的ケア児及びケアラー支援体制の推進

医療的ケア児や重症心身障がい児等が地域で安心して暮らすためには、日常的な医療的ケアに加え、退院後の生活、通園・通学、障がい福祉サービス、家族支援、災害時対応等を総合的に支える必要があります。

このため、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整を進めます。地域自立支援協議会子ども部会等において地域課題を共有し、重症心身障がい児の受入れ、居宅訪問型児童発達支援、医療型短期入所等の確保に努めます。

また、相談支援専門員等を中心としたコーディネートにより、家族の心身の状況、休息の確保、就労・就学、きょうだいへの影響等を把握し、必要に応じてレスパイト、家族相談など本人と家族への支援を一体的に実施し、就学、進学、卒業、成人期への移行を含めた切れ目のない支援体制を整備します。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
医療的ケア児等コーディネーター	コーディネーターを中心に、関係分野の支援機関との連絡調整を行います。
矢板市地域自立支援協議会子ども部会	医療的ケア児支援を含む障がい児の地域課題を共有し、支援体制の充実を協議します。
医療的ケア児のためのガイドブック	相談窓口、退院準備、福祉サービス、手当、災害時の備え等の情報を提供します。
重症心身障がい児を支援するサービスの確保	重症心身障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用できる提供体制の確保に努めます。
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な重度の障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供できる体制の確保に努めます。
医療型短期入所等の確保	医療的ケアが必要な子どもと家族を支えるため、医療型短期入所等の利用体制の確保に努めます。
ケアラー支援	ケアラーである家族の心身の負担、休息、就労・就学、社会参加及び将来への不安等を把握し、家族自身も支援を必要とする主体として、相談支援、情報提供、レスパイト、家族同士の交流、ピアサポート情報提供等の支援につなげます。

施策の方向５　児童福祉法に基づくサービスの充実

障がいのある子どもが、発達段階や生活状況に応じた支援を受け、放課後や長期休業時にも安心して過ごすためには、障がい児通所支援等の提供体制と支援の質を確保することが重要です。

このため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所支援等の利用を支援します。また、学校外の活動場所や日中一時支援等を確保し、保護者の就労継続や休息、きょうだいを含む家族全体への相談支援を進めます。

【主要な施策】

事業・取組	概要の説明
児童発達支援	未就学の子どもに対し、基本動作、知識技能、集団生活への適応等の発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の子どもに対し、放課後や長期休業中の生活能力向上、創作活動、地域交流、余暇等の機会を提供します。
保育所等訪問支援	専門職が保育所（園）・認定こども園・学校等を訪問し、本人への支援及び施設職員への助言を行う体制を確保します。
障害児入所支援	障害の状態や家庭環境などによって在宅での暮らしが難しい状況の子どもに対し障害児入所施設で受け入れて、安全な環境、身の回りの世話、適正な発達を促すケアを提供します。
日中一時支援事業	障がい児者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援と一時的な休息を図ります。

○ 第３部　第８期矢板市障がい福祉サービスプラン ○

□第１章　計画策定の視点

□第２章　障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

□第３章　地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保

□第４章　障がい児通所支援等の見込量と提供体制の確保

第３部　第８期矢板市障がい福祉サービスプラン

第１章　計画策定の視点

１　計画の目標値について

前計画では、障がいのある人の自立した地域生活の実現に向け、地域生活への移行や就労支援の充実などの課題に対応するため、国及び栃木県の基本指針に基づき成果目標を設定し、各施策の推進に取り組んできました。

本計画においても、国が示す**８つの**基本指針を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めるとともに、障がい児支援の充実や地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、成果目標を設定します。

成果目標の設定にあたっては、これまでの取組実績やサービス利用状況、本市の地域特性及びニーズを踏まえ、令和 11 年度を目標年度とする数値目標を定め、計画的な施策の推進を図ります。本計画における目標は、以下のとおりです。

（1）　福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 地域移行者数：令和７年度末の施設入所者数の 6%以上
- 施設入所者数：令和７年度末施設入所者数から 5%以上削減

【県の目標】

- 地域移行者数：令和 11 年度末の地域移行者 33 人（入所定員の約 1.6%）
- 施設入所者数：第８期における入所定員は現状維持

【市の目標】

- **地域移行者数：３人（令和７年度実績 39 人×6%）**
- **施設入所者数：２人減（令和７年度実績 39 人×５%）**

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：319.3 日以上
・精神病床における１年以上長期入院患者数の成果目標を設定
・精神病床への 30 日以上の再入院率：退院後 90 日時点：10.3%以
180 日時点：17.4%以下
365 日時点：25.7%以下
・心のサポーター数：令和 15 年度末までに 100 万人以上
・Ｋ６（※）によりこころの状態を把握

※K6（ケスラーシックス）とは、うつ病や不安障がいなど精神的ストレスの程度を測る６つの質問からなる簡易的なスクリーニング検査。0～4 点で採点し、合計点が高いほど精神的負担が大きいとされている。厚生労働省の国民生活基盤調査などで活用されている。

【県の目標】

・精神病床における１年以上長期入院患者数：（65 歳未満）：633.6 人
（65 歳以上）：1,278 人
・精神病床への 30 日以上の再入院率：退院後 90 日時点：8.5%以下
180 日時：14.1%以下
365 日時：20.6%以下
・心のサポーター数：令和 11 年度末までに 3,000 人
・K6 により住民のこころの状態を把握する：国民生活基礎調査により県民のこころの状態を把握及び分析し、令和 10 年度のデータを踏まえて施策に反映する。

【市の目標】

・第８期計画では、国の基本指針に基づき、矢板市地域自立支援協議会内に協議の場を設け継続と充実に努めます。
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議を行い、誰もが安心して暮らすことができるよう地域共生社会の実現を目指します。
・心のサポーター数：令和 11 年度末までに４３人
・障がい者・障がい児・一般市民アンケートにＫ６の項目を追加し、市民のこころの状態を把握・分析し、市の他計画・施策とも情報を共有します。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 一般就労への移行者数：令和６年度実績の 1.31 倍以上
- 一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末の実績の 1.47 倍以上
- 就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
- 圏域ごとに就労選択支援事業所設置。令和 11 年度の就労選択支援利用者を 82,000 人以上

【県の目標】

- 一般就労への移行者数：383 人（令和６年度実績の 1.31 倍以上）
- 一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：218 人（令和６年度末の実績の 1.47 倍以上）
- 就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：全体の８割以上
- 就労選択支援事業所確保圏域数：21 圏域

【市の目標】

- **一般就労への移行者数：１人（令和６年度末の実績　０人）**
- **就労定着支援事業の利用者数：１人（令和６年度末の実績　０人）**

（４）障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 令和 11 年度末までに各市町村に児童発達支援センターの 4 つの中核機能（専門的な発達支援・家族相談機能、スーパーバイズ・コンサルテーション機能、インクルージョン推進の中核としての機能、発達支援の入り口としての相談機能）を確保する。
- 保育所等訪問支援を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築
- 令和 11 年度末までに、保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携を図るための場を設置
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置
- 障がい児等への伴走的な支援体制の構築及び連携体制の確保

【県の目標】

- ４つの中核機能を確保している市町村数：25 市町
- 保育所等訪問支援が可能な市町数：25 市町
- インクルージョン推進のための協議の場を設置：地域の実情に応じた体制の構築
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：25 市町

【市の目標】

- **４つの中核機能を確保：市内または圏域に設置**
- **保育所等訪問支援：１か所**
- **インクルージョン推進のための協議の場を設置：体制の構築**
- **医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：自立支援協議会内に設置**

（５）地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急の連絡体制の構築を進める。
  また、年１回以上の支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- 強度行動障害を有する者に対し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備する。

【県の目標】

- 市町区域を基本とし、１つ以上の地域生活支援拠点等を整備

【市の目標】

- **面的整備型の地域生活支援拠点等について、緊急時対応、体験の機会、専門的人材、地域の体制づくり等の機能を実績に基づき検証し、改善します。強度行動障がいの状態にある人のニーズ把握と支援者・関係機関との連携に努めます。**

（６）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置する。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- 令和 11 年度末までにのぞまないセルフプランの件数をゼロにする。

【県の目標】

- 基幹相談支援センターの設置：各市町に少なくても１か所以上
- 個別事例検討を行っている市町数：25 市町
- のぞまないセルフプランの件数をゼロにする市町数：25 市町

【市の目標】

- **基幹相談支援センターを中核に、総合的・専門的相談、相談支援事業所への助言、人材育成、関係機関との連携に努めます。セルフプランの件数と理由を把握し、本人が希望する場合を除き、相談支援につながる体制を整えます。**

（７）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

【国の基本指針】

・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置

・生産性向上等に向けた関係者と連携を図る協議会の設置

【県の目標】

・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置：総合的に支援する窓口を設置

・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置：協議会を設置

【市の目標】

・栃木県の支援体制を活用し、市内事業所の人材確保・定着、研修、ＩＣＴ・介護テクノロジー等の活用ニーズを把握します。市、事業所、関係機関が情報を共有し、ケアの質を確保しながら業務負担の軽減に取り組みます。

（８）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本方針】

・障がい福祉サービスの質向上のための体制を構築

・各都道府県、中核市における管内事業所の情報公表率及び更新率を 100%とする。

【県の目標】

・障がい福祉サービスの質向上のための体制を構築

・管内事業所の情報公表率及び更新率（毎年度１回）を 100%とする。

【市の目標】

・市職員の研修参加、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析・共有、事業所との連携を通じて、サービスの適正な提供と質の向上を図ります。情報公表制度は県・指定権者との役割分担を踏まえて周知・確認を行います。

2　サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障がい福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる**「障がい福祉サービス」の提供**、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による**「地域生活支援事業」の実施**、**「自立支援医療」・「補装具」の支給**が行われます。

市を支援

栃木県
・専門性の高い相談支援事業
・指導者の育成事業など

第２章　障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

1　訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【訪問系サービス一覧】

サービス名	給付の種類	内容
居宅介護	自立支援給付（介護給付）	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護※		常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
同行援護		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護		知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障がい者等包括支援		介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

※重度訪問介護は、日常的に同サービスを利用する最重度の障がい者のために、入院中の医療機関においても利用者の状態など熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用時間数）

第７期の計画値・実績値		令和６年		令和７年		令和８年	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	居宅介護	26 人 384 時間	20 人 165 時間	28 人 413 時間	20 人 211 時間	30 人 443 時間	30 人 358 時間
	重度訪問介護	１人 80 時間	０人 ０時間	１人 80 時間	０人 ０時間	１人 80 時間	０人 ０時間
	同行援護	４人 60 時間	３人 44 時間	５人 74 時間	５人 70 時間	５人 74 時間	７人 89 時間
	行動援護	２人 60 時間	０人 ０時間	２人 60 時間	０人 ０時間	２人 60 時間	０人 ０時間
	重度障がい者等包括支援	０人 ０時間	０人 ０時間	０人 ０時間	０人 ０時間	０人 ０時間	０人 ０時間
計		33 人 584 時間	23 人 209 時間	36 人 627 時間	25 人 281 時間	38 人 657 時間	37 人 447 時間

第８期の見込み		令和９年	令和 10 年	令和 11 年
	居宅介護	31 人 393 時間	32 人 432 時間	33 人 475 時間
	重度訪問介護	１人 80 時間	１人 80 時間	１人 80 時間
	同行援護	７人 88 時間	７人 88 時間	７人 88 時間
	行動援護	２人 60 時間	２人 60 時間	２人 60 時間
	重度障がい者等包括支援	０人 ０時間	０人 ０時間	０人 ０時間
計		41 人 621 時間	42 人 660 時間	43 人 703 時間

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っていますが、人数・時間ともに増加傾向にあります。

〇今後の見込量については、実績値により見込んでいます。

〇近隣市町の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。

〇重度障がい者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、新規参入する事業者に対しては、情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。

2　日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（Ａ型）」、「就労継続支援（Ｂ型）」、「就労定着支援」に加え、「就労選択支援」が新設されました。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

（１）生活介護

給付の種類	内容
自立支援給付 （介護給付）	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

	令和６年		令和７年		令和８年	
第７期の計画値・実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	95 人 1,889 人日	91 人 1,767 人日	98 人 1,948 人日	92 人 1,794 人日	101 人 2,008 人日	93 人 1,900 人日
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	94 人 1,934 人日		97 人 2,085 人日		100 人 2,247 人日	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っていますが、人数・時間ともに増加傾向にあります。
〇今後の見込量については、実績値により増加傾向で見込みます。
〇サービスを持続的に提供できるよう、利用者のニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

（２）自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 （訓練等給付）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18 か月以内）行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	１人 21 人日	１人 14 人日	１人 21 人日	１人 21 人日	１人 21 人日	１人 21 人日
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	１人 21 人日		１人 21 人日		１人 21 人日	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値どおりとなっており令和６年度、令和７年度ともに１人でした。

〇今後の見込量については、実績値より現状維持とします。

（３）自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 （訓練等給付）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（24 か月以内）行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	３人 41 人日	３人 66 人日	４人 54 人日	４人 75 人日	４人 54 人日	７人 126 人日

第８期の見込み	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
	７人 126 人日	７人 126 人日	７人 126 人日

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っており人・人日ともに増加傾向にあります。

〇今後の見込量については、直近実績値で見込みます。

（４）就労選択支援

給付の種類	内容
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、適正に合った就労選択を支援するサービスを提供します。

▼第８期の見込量

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	-人	-人	16人	３人	16人	３人

第８期の見込み	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
	５人	７人	９人

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回る状況となっているが、令和７年 10 月に開始した新サービスであることから周知を図ります。

〇今後の見込量については、新規就労する際に必要となるサービスであることから、徐々に増加していくと見込みます。

（５）就労移行支援

給付の種類	内容
自立支援給付 （訓練等給付）	一定期間（24 か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

	令和６年		令和７年		令和８年	
第７期の計画値・実績値	**計画値**	**実績値**	**計画値**	**実績値**	**計画値**	**実績値**
	７人 122 人日	８人 140 人日	８人 139 人日	８人 132 人日	８人 139 人日	８人 139 人日
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	８人 140 人日		８人 140 人日		８人 140 人日	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、ほぼ計画値とおりとなっております。

〇今後の見込み量については、近年の利用状況により横ばいで見込みます。

（６）就労継続支援（A 型）

給付の種類	内容
自立支援給付 （訓練等給付）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	36 人 718 人日	20 人 713 人日	40 人 798 人日	33 人 633 人日	44 人 878 人日	31 人 620 人日

第８期の見込み	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
	33 人 633 人日	33 人 633 人日	33 人 633 人日

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っています。

〇今後の見込み量については、近年の利用状況により横ばいで見込みます。

（7）就労継続支援（B 型）

給付の種類	内容
自立支援給付 （訓練等給付）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

	令和６年		令和７年		令和８年	
第７期の計画値・実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	54 人 975 人日	63 人 1,098 人日	56 人 1,011 人日	73 人 1,256 人日	58 人 1,047 人日	78 人 1,404 人日
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	80 人 1,440 人日		85 人 1,530 人日		91 人 1,638 人日	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っています。

〇今後の見込み量については、実績値より増加傾向で見込みます。

（8）就労定着支援

給付の種類	内容
自立支援給付 （訓練等給付）	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	２人	０人	２人	９人	２人	１人
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	２人		２人		２人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、年度ごとにばらつきがあります。

〇今後の見込み量については、現状維持で見込みます。

（9）療養介護

給付の種類	内容
自立支援給付 （介護給付）	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	５人	５人	５人	４人	５人	３人
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	３人		３人		３人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っており、減少傾向にあります。

〇今後の見込量については、直近の実績値で見込みます。

（10）短期入所（ショートステイ）

給付の種類	内容
自立支援給付 （介護給付）	居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障がい者（児）に、食事や入浴、排せつの介護など日常生活上の支援を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

福祉型 第７期の計画値・実績値	**令和６年**		**令和７年**		**令和８年**	
	計画値	**実績値**	**計画値**	**実績値**	**計画値**	**実績値**
	21 人 203 人日	19 人 178 人日	22 人 213 人日	22 人 190 人日	23 人 222 人日	26 人 228 人日
福祉型 第８期の見込み （福祉強化型含む）	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	22 人 192 人日		23 人 201 人日		24 人 210 人日	
医療型 第７期の計画値・実績値	**令和６年**		**令和７年**		**令和８年**	
	計画値	**実績値**	**計画値**	**実績値**	**計画値**	**実績値**
	１人 ５人日	２人 ７人日	１人 ５人日	２人 ７人日	１人 ５人日	２人 ７人日
医療型 第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	２人 ７人日		２人 ７人日		２人 ７人日	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、福祉型・医療型ともに、計画値を上回っています。

〇今後の見込量については、福祉型は増加すると見込み、医療型については現状維持で見込みます。

３　居住支援・施設系サービス

（１）自立生活援助

給付の種類	内容
自立支援給付 （訓練等給付）	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する方に対し、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	０人	０人	０人	１人	０人	１人
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	１人		１人		１人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

►実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っています。

〇今後の見込量については、現状維持で見込みます。

（２）共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	内容
自立支援給付 （訓練等給付）	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障がい者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	50 人	64 人	54 人	61 人	59 人	60 人
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	62 人		64 人		66 人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っています。

〇今後の見込量については、近隣市町に新しいグループホームが増えたこともあり、増加傾向で見込みます。

（３）施設入所支援

給付の種類	内容
自立支援給付 （介護給付）	夜間に介護が必要な人や自立訓練･就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	34 人	37 人	33 人	39 人	32 人	40 人
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	39 人		38 人		37 人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っています。

〇今後の見込量については、施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進されていることから、減少傾向で見込みます。

４ 相談支援

（１）計画相談支援

給付の種類	内容
計画相談支援給付	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	70 人	59 人	75 人	67 人	80 人	80 人
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	85 人		90 人		95 人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値どおりとなっています。

〇今後の見込量については、実績値より増加傾向で見込みます。

（２）地域相談支援　（①地域移行支援）

給付の種類	内容
地域相談支援給付	障がい者支援施設に入所又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	１人	０人	１人	０人	１人	０人
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	１人		１人		１人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っています。

〇今後の見込量については、現状維持で見込みます。

（３）地域相談支援　（②地域定着支援）

給付の種類	内容
地域相談支援給付	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行います。

▼第８期の見込量

（１年当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	１人	０人	１人	０人	１人	０人
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	１人		１人		１人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っています。

〇今後の見込量については、現状維持で見込みます。

第３章　地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」、さらには市町村が地域の政策課題に対応するために実施する「地域生活支援促進事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

１　地域支援事業　（①必須事業）

（１）理解促進研修・啓発事業

内容
障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行います。

▼第８期の見込量

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	有	有	有	有	有
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	有		有		有	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇地域の住民等を対象に、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、出前講座やイベントを実施します。

〇事業実施の形式については、毎年検討し柔軟に対応します。

（２）自発的活動支援事業

内容
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

▼第８期の見込量

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	有	有	有	有	有
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	有		有		有	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇障がい者やその家族、地域の住民等による障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な取り組みを支援します。

（３）相談支援事業

内容
障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。

▼第８期の見込量

第７期の計画値・実績値		令和６年		令和７年		令和８年	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	障害者相談支援事業	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	基幹相談支援センター	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	住居入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

第８期の見込み		令和９年	令和 10 年	令和 11 年
	障害者相談支援事業	１か所	１か所	１か所
	基幹相談支援センター	１か所	１か所	１か所
	住居入居等支援事業	無	無	無

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇障害者相談支援事業については、障がいのある人からの相談に対応していることから、身近なところで相談体制を確保するため、相談支援事業所等と連携し、相談窓口のネットワーク化に努めます。

〇基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担うことから、「望まないセルフプラン」のゼロに努めます。

〇住居入居等支援事業については、利用のニーズに併せて検討をします。

（４）成年後見制度利用支援事業

内容
成年後見制度の申立てができない状態にある場合の市長申立てによる支援や、その必要経費または後見人の報酬の全部または一部を助成します。

▼第８期の見込量

（１年当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	１人	０人	１人	０人	１人	０人
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	１人		１人		１人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っております。

〇障がいのある人の「親なき後」を考え、地域包括支援センターや庁内関係各課と連携し、成年後見制度の周知、利用促進に努めます。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

内容
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

▼第８期の見込量

第７期の計画値・実績値（実施の有無）	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	有	有	有	有	有
第８期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	有		有		有	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

○成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修の実施、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などについて検討していきます。

（６）意思疎通支援事業

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を設置して、聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するものです。

▼第８期の見込量

（派遣事業：１カ月当たり／設置事業:年間）

第７期の計画値・実績値		令和６年		令和７年		令和８年	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	８人	６人	９人	８人	10 人	10 人
	手話通訳者設置事業	無	無	無	無	無	無
第８期の見込み		**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	10 人		10 人		10 人	
	手話通訳者設置事業	無		無		無	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値どおりとなっております。

〇今後の見込量については、現状維持で見込みます。

〇手話通訳者設置事業については、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、意思疎通支援事業として、窓口においてモバイル端末機による遠隔通訳サービスや手話リンク等を設置しサービスの確保を図ります。

（７）日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電気式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具
住宅改修費	居宅生活動作補助用具。障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

▼第８期の見込量

（１年当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	１件	０件	１件	３件	２件	２件
自立生活支援用具	１件	１件	１件	０件	２件	１件
在宅療養等支援用具	１件	１件	１件	０件	２件	１件
情報・意思疎通支援用具	５件	２件	５件	２件	６件	２件
排せつ管理支援用具	172 件	138 件	175 件	119 件	178 件	110 件
住宅改修費	１件	０件	１件	２件	１件	２件

第８期の見込み	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
	計画値	計画値	計画値
介護・訓練支援用具	２件	２件	２件
自立生活支援用具	１件	１件	１件
在宅療養等支援用具	１件	１件	１件
情報・意思疎通支援用具	２件	２件	２件
排せつ管理支援用具	110 件	110 件	110 件
住宅改修費	２件	２件	２件

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、年度によりばらつきがある状況となっています。排せつ管理支援用具については、計画値を下回っており減少傾向にあります。

〇今後の見込量については、直近の実績値で見込みます。

（８）手話奉仕員養成研修事業

内容
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

▼第８期の見込量

（１年当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	１１人	８人	12人	７人	13人	-人
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	７人		※０人		７人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っております。

〇今後の見込量については、直近の実績値で見込みます。

※令和８年度から入門編・基礎編を２か年で修了することにしています。

〇手話奉仕員の確保を図るため、令和９年度から、「初心者向け手話講座（全８回予定）」を実施し、受講者の確保を図ります。

（９）移動支援事業

内容
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

	令和６年		令和７年		令和８年	
第７期の計画値・実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	７人 17 時間	６人 18 時間	８人 19 時間	８人 22 時間	９人 21 時間	８人 24 時間
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	９人 26 時間		10 人 28 時間		11 人 30 時間	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っております。

〇今後の見込量については、実績値より増加していくと見込みます。

（10）地域活動支援センター

類型	内容
Ⅰ型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。
Ⅱ型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。
Ⅲ型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。

▼第８期の見込量

（１年当たり）

	令和６年		令和７年		令和８年	
第７期の計画値・実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	１か所 ３人	１か所 ５人	１か所 ４人	１か所 ７人	１か所 ４人	１か所 ８人
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	１か所 ８人		１か所 ９人		１か所 10 人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っております。

〇今後の見込量については、実績値より増加していくと見込みます。

〇自宅で過ごすことが多い障がい者が外に出て人と交流し、仲間とともに創作活動や機能訓練のほか様々な活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保します。

２　地域支援事業　（②任意事業）

（１）訪問入浴サービス

内容
地域における身体障がい者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい者等に対して訪問入浴サービスを実施します。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

第７期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	６人	５人	７人	４人	７人	５人
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	６人		７人		８人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っております。

〇今後の見込量については、施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進されていることから、増加傾向で見込みます。

（２）日中一時支援事業

内容
在宅障がい者（児）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図り、ケアラーを支援します。

▼第８期の見込量

（１か月当たり）

	令和６年		令和７年		令和８年	
第７期の計画値・実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	10 か所 14 人	７か所 20 人	11 か所 15 人	７か所 20 人	11 か所 15 人	７か所 20 人
第８期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	８か所 21 人		９か所 22 人		10 か所 23 人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っております。

〇今後の見込量については、実績値より増加傾向で見込みます。

3　地域生活支援促進事業等

地域生活支援促進事業や交付税措置に区分変更された事業のうち、第８期において本市が実施する事業は以下のとおりです。

事業名	内容
成年後見制度普及・啓発事業	成年後見制度普及啓発のため成年後見無料相談を実施します。
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待ケースへの対応のための体制整備をします。
自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	自動車改造の費用の一部を助成します。

▼第８期の見込み量

（１年当たり）

第７期の計画値・実績値		令和６年		令和７年		令和８年	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	成年後見制度普及・啓発事業	有	有	有	有	有	有
	障害者虐待防止対策支援事業	有	有	有	有	有	有
	自動車運転免許取得助成事業	１人	０人	１人	０人	１人	０人
	自動車改造助成事業	１人	０人	１人	０人	１人	０人

第８期の見込み		令和９年	令和 10 年	令和 11 年
	成年後見制度普及・啓発事業	有	有	有
	障害者虐待防止対策支援事業	有	有	有
	自動車運転免許取得助成事業	１人	１人	１人
	自動車改造助成事業	１人	１人	１人

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を下回っております。

〇今後の見込み量については、現状維持で見込みます。

第４章　障がい児通所支援等の見込量と提供体制の確保

矢板市では障がいのあるこどもたちが住み慣れた地域で安心して健やかに成長できるよう、「障がい児福祉計画」を策定し、支援体制の整備を進めています。

しかし、本市における放課後等デイサービスの利用者数及び給付費は近年著しい増加傾向にあり、限られた福祉資源や市の財政負担への影響が懸念されています。

今後も必要な支援を将来にわたり持続可能でかつ公平に提供していくためには、個々の状態や家庭環境を客観的・総合的にアセスメントし、限られた福祉資源を有効的に配分する必要があります。

市が計画する必要のある障がい児通所支援について、各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。

１　障がい児通所支援

（１）児童発達支援

内容
療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

▼第４期の見込量

（１か月当たり）

	令和６年		令和７年		令和８年	
第３期の計画値・実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	27 人 195 人日	29 人 224 人日	29 人 209 人日	39 人 296 人日	31 人 224 人日	38 人 258 人日
第４期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	41 人 305 人日		42 人 314 人日		43 人 324 人日	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っております。

〇今後の見込み量については、児童発達支援事業所が増加していることから、増加傾向で見込みます。

（２）放課後等デイサービス

内容
放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。

▼第４期の見込量

（１か月当たり）

	令和６年		令和７年		令和８年	
第３期の計画値・実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	75 人 1,153 人日	100 人 1,356 人日	80 人 1,230 人日	107 人 1,474 人日	85 人 1,306 人日	115 人 1,620 人日
前年比　　％	119%		108%		110%	
第４期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	125 人 1,770 人日		137 人 1,935 人日		150 人 2,115 人日	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っております。

〇今後の見込み量については、国の指針で「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画において定める『必要な量の見込み』の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること」とされています。そのため、矢板市は対象市町村であるため、令和９年度以降の伸び率を、全国平均伸び「9.293%」として見込みます。

〇障がい児通所支援における支給量の適正化に努めます。

（3）保育所等訪問支援

内容
保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大され、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

▼第４期の見込量

（１か月当たり）

	令和６年		令和７年		令和８年	
第３期の計画値・実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	１人 ２人日	２人 ２人日	１人 ２人日	１人 １人日	１人 ２人日	２人 ４人日
第４期の見込み	令和９年		令和 10 年		令和 11 年	
	２人 ４人日		３人 ６人日		４人 ８人日	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

►実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っております。

〇今後の見込み量については、実績値より増加傾向で見込みます。

（4）居宅訪問型児童発達支援

内容
重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

▼第４期の見込量

（１か月当たり）

第３期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	０人 ０人日	０人 ０人日	０人 ０人日	０人 ０人日	０人 ０人日	０人 ０人日

第４期の見込み	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
	０人 ０人日	０人 ０人日	０人 ０人日

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値どおりとなっております。

〇今後の見込み量については、居宅訪問型保育の利用者や未就学児での訪問看護利用者等がいないため「０」で見込みます。

〇サービス提供は見込んでいませんが、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

２　障害児相談支援

内容
障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第４期の見込量

（１か月当たり）

第３期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	30 人	34 人	33 人	38 人	36 人	40 人
第４期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	42 人		44 人		46 人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っております。

〇今後の見込み量については、実績値より増加傾向で見込みます。

３ 医療的ケア児等コーディネーター

内容
医療技術の進歩等を背景として、ＮＩＣＵ等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。

▼第４期の見込量

（１年当たり）

第３期の計画値・実績値	令和６年		令和７年		令和８年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	１人	２人	１人	２人	１人	２人
第４期の見込み	**令和９年**		**令和 10 年**		**令和 11 年**	
	２人		２人		２人	

※令和８年度の実績値は３月末までの見込み値

▶実績及び見込み量等

〇利用実績については、計画値を上回っております。

〇今後の見込み量については、現在、２人のコーディネーターが配置されていますので、このままの人数を維持します。

〇関係機関との連携を図り、支援を必要とする医療的ケア児が必要なサービスが利用できるよう支援体制の充実に努めます。

第４部　計画の推進

□第１章　計画の推進体制

□第２章　計画の進捗・管理

第４部　計画の推進

第１章　計画の推進体制

１　関係機関、地域との連携

（１）市民との協働によるまちづくり

計画の着実な推進には、行政だけではなく市民一人一人の参画が欠かせません。

障がいのある人もない人もともに助け合い、行政も含めてみんなで一緒に地域における課題を見つけ解決することが必要です。

「矢板市まちづくり基本条例」の理念のもと、市民と行政は対等なパートナーとして、役割と責任を分かち合いながら「協働のまちづくり」を実践します。

（２）地域社会との連携と関係機関とのネットワーク強化

障がいのある人が、地域で自分らしく暮らすためには、社会全体の理解が不可欠です。

障がい者本人やその家族をはじめ、地域住民、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、民生委員・児童委員など、他機関との連携を強化し、地域全体で支え合う体制を推進します。

（３）全庁的推進と地域を支えるネットワークの拡大

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療、教育、雇用・就労、くらし・安全など多岐にわたっていることから、社会福祉課が中心となり、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

また、障がい者施策については、国や県の制度によるところも大きいことから国・県の機関との連携を図るほか、施設等の広域利用などについては近隣市町との連携を図ります。

2　矢板市地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活課題やニーズに対し、適切なサービスにつなぐためには、福祉、医療、保健、雇用、教育など幅広い分野の関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。

そのため、本市では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として矢板市地域自立支援協議会を設置し、その機能のさらなる充実と円滑な運営を図ります。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、具体的かつ実践的な協議を重ねることで、同協議会の問題解決力を高めます。

3　サービスの質の向上と供給体制の確保

（１）地域社会資源の開発と切れ目ない支援体制

地域生活等支援拠点の整備やインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の活用など、地域の社会資源を開発し、障がいのある人の暮らしを社会全体で支えるシステムの実現を目指します。特に、施設入所等からの地域移行については、障がい者本人の意向を尊重しつつ、地域での暮らしを継続できる体制を整えます。

また、地域移行支援や地域定着支援サービスの活用を推奨し、地域生活の継続を重層的にサポートします。

（２）人材確保・資質向上の支援

複雑化、多様化する地域課題に対応するため、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門人材の確保・定着を支援します。

また、障がい者へのサービスに従事する方には、障がい特性に対する正しい理解と障がい者本人に寄り添う高い倫理観・福祉マインドが求められます。

そのため、福祉関係者やボランティア等の継続的な資質向上を図り、質の高いサービスが提供される環境を整えます。

第２章　計画の進捗・管理

1　施策・事業の点検と改善

計画期間中、社会福祉課が中心となり、庁内関係各課との連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、矢板市地域自立支援協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

2　計画の評価と見直し

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

＜ＰＤＣＡサイクルの流れ＞

